

## 第6章 保存（保存管理）

### 第1節 保存管理の方向性

#### 【保存管理の基本方針】（117頁再掲）

1. 史跡としての価値を鑑み、地下遺構の保護を適切に行う。
2. 建造物は創建当時の趣を保つために修理復原する。
3. 史跡を構成する諸要素は、適切な修復によって良好な状態を保ちながら、開墾場としての歴史的・文化的景観を後世に継承する。
4. 指定地に所在する構成要素にあわせ、周辺地域に所在する構成要素と、これらが作り出す歴史的・文化的景観を総合的に保存することで、史跡全体の価値を高める。
5. 上記を実現するため、史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、鶴岡市総合計画等の上位計画、関連法規・条例及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

松ヶ岡開墾場は、明治時代初期に土族授産のため全国的に行われた開墾当時の形態を継続し、今日まで施設、開墾地、経営方針を維持している点が本質的価値の象徴的な部分である。このため、松ヶ岡開墾場の価値を保存し、後世に継承するためには、本質的価値を構成する施設（建造物・工作物等）、開墾地（土地・植物等）、経営方針に関する諸要素の保存管理に取り組む必要がある。

施設（建造物・工作物等）は創建当初の趣を保つために適切な修理復原によって良好な状態を保つ。開墾地（土地・植物等）は現状維持を原則とし、現在までに失われた施設の地下遺構を保護することで、文化財価値を維持し後世に継承する。経営方針は、本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ要素として、地域と行政が一体となって継承に努める。

史跡松ヶ岡開墾場の保存管理においては、これら本質的価値を構成する諸要素の総合的な保存管理を行うことで、歴史的・文化的景観を維持し、史跡全体の価値を高めることとする。

### 第2節 保存管理の方法

#### （1）調査・研究

松ヶ岡開墾場の歴史資料は限られていることから、個人所有の資料の収集等を行い、今後も調査研究を継続し、保存管理に反映していく。

#### （2）施設（建造物・工作物等）の保存管理

松ヶ岡開墾場に現存する施設（建造物・工作物等）の保存管理は、創建当初の趣を保つことを前提とする。

本質的価値に関わる施設（建造物・工作物等）は、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移築・撤去を原則として認めない。

施設（建造物・工作物等）に劣化・破損が確認された際には、状況に応じた適切な修復によって良好な状態を継続的に保ち、必要に応じて、科学的根拠に基づく復原や活用に必要な改修・整備を行うことで、史跡を構成する諸要素として価値の維持向上を目指す。また、安定的な存続が危惧される程の著しい劣化・

破損等が確認された場合には、解体工事を含む根本的な復旧・修理の措置を検討する。

科学的根拠に基づく復原や活用に必要な改修整備に伴い、建造物の構造・意匠を変更する際は、文化財価値の保護を前提とした現状変更等の審議・検討を行い実施の判断を行う。但し、活用に必要な改修整備においては、現状変更等を必要最小限に留めるものとする。なお、補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による部分的な補修等）は軽微な変更として現状変更等に含まない。

施設（建造物・工作物等）の所有者に対しては、文化財保護に関する規制の周知徹底を図り、価値の保護に努める。また、施設（建造物・工作物等）の借用者に対しては、劣化・破損・汚損等を防ぐため、清掃等の日常的な管理を求めるとともに、定期的な観測を実施し、改変・破損等の予防対策、保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整える。

### （3）開墾地（土地・植物等）の保存管理

開墾地（土地・植物等）の保存管理は現状維持を基本とする。

開墾場の歴史的・文化的景観と地下遺構の保護を鑑み、災害対応等で止むを得ない場合を除き、人為的な地形の改変は原則認めない。また、指定地における建造物の新築、構造物の新設、樹木の植樹・伐採など、歴史的・文化的景観の大幅な改変に当たる行為は原則として認めない。舗装の改変については、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限る。

本質的価値の保存継承、見学者等の安全確保、適切な活用を目的とした整備に必要な行為については、その内容に応じて史跡価値の保護を前提とした現状変更等の審議・検討を行い実施の判断を行う。各種整備においては、現状変更等を必要最小限に留めるものとする。

土地所有者に対しては、文化財保護に関する規制の周知徹底を図り、各種行為を制限する。また、指定地内の環境を維持し、諸要素の劣化・破損等を防ぐため、清掃や剪定等の日常的な管理に努めるとともに、定期的な観測を実施し、改変・破損等の予防対策、保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整える。

### （4）経営方針の保存管理

経営方針に関する無形の要素は、本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ要素として、継承に努める。

松ヶ岡開墾場の場員による継承が第一に求められるが、開催が困難となってきた行為については、行事の性格や内容に応じて、場員以外の参加（一般参加等）による継承も検討する。鶴岡市は経営方針の継承に際し支援していくこととする。

### （5）保存管理の取扱い

上記を実現するため、史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、関連法規・条例及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

一方で、定期的な清掃や必要に応じた冬季管理等を実施し、維持管理に努める。

本計画で判断できない事案が発生した場合には、文化庁と山形県教育庁文化財・生涯学習課との協議を踏まえ、地域・関係団体等の意見を聴取しつつ対応する。

### 第3節 構成要素ごとの保存管理の方法

構成要素ごとの保存管理の方法を表 6-1 に示す。

また、建造物については、棟毎に現状に則して保存管理の方法を区分したものを表 6-2 に示す。

表 6-1 構成要素の保存管理方法

A) 本質的価値を構成する諸要素

[ ] : 史跡指定地外のみ存在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	保存管理の方法	
本質的価値を構成する諸要素	主たる要素	開墾	施設	① 本陣（本陣堤・庭）	災害防止で止むを得ない場合を除き、移築・撤去は認めない。破損状況に応じて、保存修理工事を行う。本陣堤、神社境内の石造物等は構成要素の周辺環境として一体的な保存管理に努める。	
				② 蚕業稲荷神社	科学的根拠に基づく復原や活用に必要な改修整備に伴い、建造物の構造・意匠を変更する際は、現状変更等の審議・検討を行う。但し、補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による補修）は軽微な変更として現状変更等に含まない。	
		開墾地		③ 土地（開墾地）	災害対応等で止むを得ない場合を除き、人為的な地形の改変は認めない。建造物の新築、構造物の新設、樹木の植樹・伐採など、景観の大幅な改変に当たる行為は原則として認めない。経塚丘の地下遺構についても歴史的価値あるものと位置付け、一体的な保存管理に努める。	
				④ 経塚丘	舗装の改変については、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限る。復原や活用に必要となる行為については、その内容に応じて現状変更の審議・検討を行う。	
		生業	施設		⑤ 蚕室	災害防止で止むを得ない場合を除き、移築・撤去は認めない。破損状況に応じて、保存修理工事を行う。科学的根拠に基づく復原や活用に必要な改修整備に伴い、建造物の構造・意匠を変更する際は、現状変更等の審議・検討を行う。
					⑥ 貯桑土蔵（桑入土蔵）	但し、補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による補修）は軽微な変更として現状変更等に含まない。
					⑦ 場内通路・側溝	道路の幅員や高さの改変は原則認めない。舗装の改変については、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限る。調査を伴う復原行為については、現状変更によって対応する。
					⑧ 地下遺構	地下遺構の存在が確実視される箇所は原則として開発を認めない。発掘調査は全体計画の元で実施し、遺構の破壊につながる不要な発掘調査は行わない。史跡全体の文化財価値を向上させるための調査を目的とするもの、復原調査に基づく上部構造の復原、史跡全体の活用に必要な不可欠な整備はこの限りではない。
	歴史資料	資料	⑨ 史料群（開墾に関する道具、文書、絵図、古写真等）	有形民俗史料として適切に保存管理を行う。各史料に適した保管環境を整える。		
	無形	経営方針		⑩ 共有制	本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ要素として、継承に努める。場員による継続が第一に求められるが、開催が困難となってきた行為については、行事の性格や状況に応じて、場員以外の参加による継続も検討する。	
				⑪ 総出作業		

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する諸要素	準じる要素	生業	施設	⑫ 寄宿舍	災害防止で止むを得ない場合を除き、移築・撤去は認めない。破損状況に応じて、保存修理工事を行う。科学的根拠に基づく復原や活用に必要な改修整備に伴い、建造物の構造・意匠を変更する際は、現状変更の審議・検討を行う。但し、補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による補修）は軽微な変更として現状変更に含まない。
				⑬ 門	撤去、移設等の改変は原則認めない。劣化・破損が著しい場合は、保存処理の対象とする。屋外への設置が困難な状況となった場合は設置箇所等を記録の上、屋内施設への収蔵を検討する。
		自然植生	開墾地	⑭ 植生（切株含む）	理由なき伐採は原則認めない。伐採・抜根等の必要性が生じた場合は記録作成の上で実施する。
				⑮ 松	枝葉の剪定など、維持管理の行為は現状変更に含まない。疫病・虫害被害（マツクイムシ等）について、定期観測を実施し、予防対策、保護対策を講じる。
				⑯ 桜（ソメイヨシノ）	枯死や自然災害（雪害や風害）による倒木については、速やかに撤去を行い、事後、現状変更の報告を行う。
				⑰ 御手植えの桑	桜（ソメイヨシノ）が枯死した場合は、同一種を新植する。
		歴史資料	資料	⑱ [石碑]（門標）	石碑の撤去、移設等の改変は原則認めない。劣化・破損が著しいものについては、保存処理の対象とする。屋外への設置が困難な状況となったものは設置箇所等を記録の上、屋内施設への収蔵を検討する。
				⑲ 石碑（明治天皇行幸碑）	
				⑳ 石碑（黒崎研堂詩碑）	
				㉑ 石碑（開墾百年碑）	
				㉒ 石碑（貞明皇后行啓碑）	
		無形	経営方針	㉓ 開墾記念日	本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ要素として、継承に努める。また、映像等による記録についても検討する。場員による継承が第一に求められるが、開催が困難となってきた行為については、行事の性格や状況に応じて、場員以外の参加による継承も検討する。
				㉔ 松ヶ岡開墾場綱領	
				㉕ 教学事業（冬夜読書会等）	松ヶ岡における人材育成の歴史について継承に努める。
				㉖ [東北振興研修所]	
				㉗ 行事食	
		その他	施設	㉘ 倉庫	災害防止で止むを得ない場合を除き、移築・撤去は認めない。破損状況に応じて、保存修理工事を行う。科学的根拠に基づく復原や活用に必要な改修整備に伴い、建造物の構造・意匠を変更する際は、現状変更等の審議・検討を行う。但し、補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による補修）は軽微な変更として現状変更等に含まない。
㉙ 貯蔵庫（防空壕）	撤去等の改変は原則認めない。破損状況に応じて、保存修理工事を行う。坑内の保存管理は安全性を重視する。坑口は外観意匠を保存・維持する。				



B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	開墾	施設	施設	③⑩ [新徴屋敷]	市文化財保護条例に基づき、保存管理を実施する。
				③⑪ 冷蔵庫、人工孵化場、保護室（一部）	敷地内の建造物としては比較的新しく、松ヶ岡開墾場の歴史的景観にふさわしいものか検討を要する。
	生業	開墾地	開墾地	③⑫ [茶]	開墾当時の栽培・育種であることから、茶畑も歴史的風景の一つとして、栽培の継続に努める。
				③⑬ 桑	指定地及び周辺地域における歴史的景観の復原に向けて、敷地周辺における桑栽培の再現に努める。
				③⑭ [畑]（柿、西洋梨、桃）	果樹栽培は、松ヶ岡開墾場の土地利用に関する歴史・変遷を示しており、継続することで、歴史的景観を維持する。指定地及び周辺地域の畑地における大規模開発を抑制する。また、歴史的・文化的景観の損失に繋がる開発行為は認めない。
	自然植生	開墾地	開墾地	③⑮ ため池（本陣堤等）	災害防止で止むを得ない場合を除き、人為的な地形の改変（埋め立て）を抑制する。護岸等の整備は歴史的・文化的景観に配慮した意匠とする。
				③⑯ [爺小屋の桜]	市文化財保護条例に基づき、保存管理を実施する。
				③⑰ [水芭蕉]	松ヶ岡開墾場全体の魅力創出の一助となるよう、観光連携の観点から生育に適した環境整備に努める。
	歴史資料	資料	資料	③⑱ [石碑]（耕心碑）	石碑の撤去、移設等の改変は原則認めない。劣化・破損が著しいものについては、保存処理の対象とする。屋外への設置が困難な状況となったものは設置箇所等を記録の上、屋内施設への収蔵を検討する。
				③⑲ 石碑（盡忠報國之碑）	
				④⑰ [石碑]（昭和天皇行幸記念碑）	
				④⑱ [石碑]（今上天皇皇后両陛下行幸啓記念碑）	
	無形	活用	活用	④⑲ 陶芸	松ヶ岡開墾場全体の魅力創出を前提とした各事業を展開する。
				④⑳ 直売所	
				④㉑ クラフト	
				④㉒ 松ヶ岡産業(株)	
				④㉓ kibiso・侍絹・shop（鶴岡織物工業協同組合鶴岡シルク(株)）	
				④㉔ 干し柿	

C) 指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	保存管理の方法
付加・整備された諸要素 指定地及び周辺地域に	付加整備	施設	施設	④⑸ [農村公園]	ため池の地下遺構について保護する。
				④⑹ [庄内の米作り用具収蔵庫]、集会場、自転車小屋、車庫（旧直売所）	収蔵品については、市文化財保護条例に基づき、保存管理を実施する。
				④⑺ [駐車場]、[トイレ]、サイン、外灯	—
	付加整備	開墾地	開墾地	④⑻ ダリア	松ヶ岡開墾場全体の魅力創出の一助となるよう、栽培の継続に努める。
				④⑿ 映画村資料館（庄内映画村(株)）	松ヶ岡開墾場全体の魅力創出を前提とした各事業を展開する。

表 6-2 建造物ごとの保存管理方法

建物名	保存管理の方法
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応等で止むを得ない場合を除き、移築・撤去は認めない。</li> <li>・史跡の歴史的・文化的景観を維持するため、当初部材（構造材・造作材）の保存・外観の維持を前提とする。</li> <li>・破損状況に応じて、保存修理工事を行う。</li> <li>・科学的根拠（痕跡調査）に基づく復原や活用に必要な改修整備に伴い、建造物の構造・意匠等を変更する際は、現状変更等の審議・検討を行う。</li> <li>・当該史跡に所在する建造物の「復原」とは、当該史跡の本質的価値を示す【建築当初または昭和7年（1932）頃まで】に復することを指す。各建造物の復原すべき年代の特定は、全体計画及び各建造物の現状・特徴などに応じて決定する。</li> <li>・活用に応じた現状変更等は管理運営に必要な最小限の範囲に留める。現状変更で付加される造作材や設備等は、後世の復原に際して容易に撤去できる形式とする。</li> <li>・定期的な維持管理に努め、補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による補修）は軽微な変更として現状変更等に含まない。</li> </ul>
本陣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修復工事によって外観・内部ともに保存状態が良好である。建築自体を見学する施設として位置付け、移築当時の趣を保存するとともに、厳密な当初形式の復原・維持に努める。</li> <li>・当該建物の「当初形式」は移築後に本陣として使用された状態を指す。</li> <li>・総出作業の維持・継承を鑑み、茅葺の姿での保存に努める。また、茅葺屋根の維持に向けて、差茅による定期的な維持管理に努める。</li> </ul>
蚕業 稲荷神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参道や周辺環境を含め、本質的価値の示す形式に復原・維持し、宗教施設として関連する有形（建造物等）・無形（祭礼等）の構成要素を対象とした保存管理に努める。</li> </ul>
1 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修復工事によって外観・内部ともに保存状態が良好である。継続して創建当時の趣を保存するとともに、当初形式の復原・維持に努める。</li> <li>・博物館施設（開墾記念館）としての活用に加え、建築の特徴的形式なども見学できる施設としても位置付け、活用に必要な現状変更等を一定範囲で認める。</li> </ul>
2 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観はアルミサッシの使用等により、当初形式からの一部改変が見受けられる。内部は、間仕切りの追加等による平面形式の改変、内装材や設備等の付加が行われるなど、一定の改変が加えられている。</li> <li>・飲食施設、体験施設、休憩所、ギャラリー等としての積極的な活用を継続するため、活用方法に応じた利便性の向上を目的とした外観・内部の現状変更等を一定範囲で認める。</li> </ul>
3 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観は保存状態が良好であるため、本質的価値を示す姿への復原・維持に努める。</li> <li>・養蚕や干し柿づくりなど松ヶ岡開墾場の生業（風致）を展示する施設として積極的に活用するため、活用に必要な現状変更等を一定範囲で認める。</li> </ul>
4 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観は保存状態が良好であるため、本質的価値を示す姿への復原・維持に努める。内部は活用に伴う内装材の付加も見られるが、復原は比較的容易であると想定される</li> <li>・絹産業の文化や歴史に加え、現在の取り組み等を展示する施設として積極的に活用するため、必ずしも復原を第一義とせず、活用に必要な現状変更等を一定範囲で認める。</li> </ul>
5 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修復工事によって外観・内部ともに保存状態が良好である。継続して明治時代初期の趣を保存するとともに、当初形式の復原・維持に努める。</li> <li>・展示施設（建築の特徴的形式なども見学できる施設）として位置付ける。</li> </ul>
貯桑土蔵 (桑入土蔵)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で著しい破損・劣化が認められ、調査及び根本修理の必要性がある。</li> <li>・解体を伴う根本修理を契機に、精緻な痕跡調査を行い、外観・内部の復原を実施する。</li> <li>・内部は活用に応じた現状変更等を認めるが、一定範囲を当初形式に復原することで貯桑土蔵の機能を示すことが望ましい。</li> </ul>
寄宿舍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で沈下・傾斜が認められ、調査及び修理の必要性がある。</li> <li>・修理を契機に精緻な痕跡調査を行い、外観・内部の復原を実施する。</li> <li>・内部は復原を基本とした上で活用に供する。体験施設・販売店としての活用に応じて、現状変更等を一定範囲で認める。</li> </ul>

建物名	保存管理の方法
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で劣化・汚損等が認められ、調査及び修理の必要性がある。</li> <li>・修理を契機に精緻な痕跡調査を行い、外観・内部の復原を実施する。</li> <li>・内部は復原を基本とした上で倉庫としての活用に供する。</li> </ul>
新徴屋敷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定有形文化財（建造物）として保存・管理を実施する。</li> <li>・外観・内部ともには復原を基本とし、活用に応じた現状変更等は管理運営に必要な最小限の範囲に留める</li> <li>・当該建物の「復原」は現在地に移築される以前の新徴屋敷としての状態を指す。</li> </ul>

## 第4節 現状変更等の取扱い

### 文化財保護法

#### （現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

#### （維持の措置の範囲）

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

1. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
2. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
3. 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

### （1）現状変更等の取扱い

史跡松ヶ岡開墾場の指定地内において、土地の形質の改変、建造物・工作物の新增改築、木竹の伐採等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）を行う場合には、文化財保護法第125条の規定に従い、文化庁長官の許可を受けなければならない。

但し、維持の措置については文化庁長官の許可は不要とされている。維持の措置の範囲は、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に規定されている。

### （2）現状変更等の取扱い共通指針

- ① 現状変更等については、史跡を構成する諸要素の適切な保存と活用を目的とするもの以外は原則として認めない。
  - \*適切な保存を目的とした現状変更等
    - ・本質的価値の復旧、改善のために必要とする修復整備
    - ・自然災害を防止するための工作物・設備等の整備
    - ・き損、滅失を防止するための一時的措置（一時移設等）
    - ・上記行為の実施に先立って実施される調査等
  - \*適切な活用を目的とした現状変更等
    - ・史跡の歴史的または文化的価値の理解を妨げる要素の除去
    - ・見学者等の安全確保に必要な整備
    - ・活用に必要な最小限の整備
- ② いかなる現状変更等も、史跡松ヶ岡開墾場の文化財価値に配慮して、必要最小限になるよう努める。
- ③ 関連する各法令との調整を図る。

表 6-3 植生の保全方法

行為の区分・内容		本陣堤周辺	経塚丘周辺	蚕室周辺
管理方針	植生の保全方針	鑑賞庭園としての景観維持を目的とした植生の保全を行う。	経塚丘南～西斜面は開墾当時における自然林の雰囲気を感じさせるものとして管理を行う。 蚕業稲荷神社周辺は、神域・参道としてふさわしい植生を保全する。	史跡の歴史的景観を想起させる植生を保全するとともに、記念樹（クワ・サクラ）の確実な保護・継承に努める。
	保護すべき主な樹種	モミジ類、シダレヤナギ、サクラ、マツ類	マツ類、ヒノキ、ヒバ、サクラ、サカキ	クワ、サクラ、シダレザクラ、スギ、マツ類
保全管理	樹木の伐採	理由無き伐採は原則認めない。近年に植樹された樹木、歴史的景観を阻害している樹木などについては、調査検討の上で伐採を認める。 周辺樹木の健全な育成を妨げる樹木は除伐を検討する。		
		鑑賞庭園としての景観を妨げている樹木については、景観向上を目的に伐採を認める。	—	
	枯損木の取扱い	枯死や著しい疫病・虫害等により、倒木の恐れや周辺への影響が懸念される樹木は早期の伐採を認める。災害等による倒木など、緊急性を要する場合は維持管理での撤去を認める。		
	樹木の更新	指定地内の樹木が枯死・疫病・虫害等の危険にさらされた場合は、新たな植樹による更新を認める。なお、以下の樹木についてはクローン技術による更新についても検討を行う。クローン育成の手法は、樹種や現状を鑑みて適正な手法を選択する。 ・開墾当初から存在したと考えられる樹木 ・記念樹 ・その他、歴史的景観の観点から保護すべき樹木		
	抜根	史跡指定地として土地の形質を保護する必要性から、原則として樹木伐採後の切株は抜根を行わず存置とする。 樹木更新の際に抜根や土壌改良の必要性が生じる場合は、作業に掛かる周辺の地下遺構の保護を併せて検討する。抜根や土壌改良を伴って樹木を更新する際は発掘調査を実施し、記録作成を必須とする。		
	移植・植樹・植栽	原則として、移植または新たな植樹・植栽は認めない（樹木の更新は除く）。 活用において植樹・植栽が必要な場合（歴史的景観の阻害要因となるものを植栽で隠蔽する場合など）は、指定地内に立つ樹種から選定を行う。		クワ、チャ（茶）など、指定地の歴史的景観創出に繋がる植樹・植栽は上記の限りではない。
維持管理	実生木の取扱い	実生木であることが明らかな樹木は維持管理において伐採を認める。		
	外来種の取扱い	外来種は維持管理において伐採を認める。		
	樹勢の回復	歴史的景観に寄与している樹木については、樹勢を定期的に観察し、弱まっているものは回復に努める。		
	防虫	疫病・虫害被害について、定期観測を実施するとともに、防虫剤散布などによる被害防止に努める。但し、周辺の耕作地への影響については十分に注意を払う。		
	樹木の剪定 枯枝の除去	安全管理や建造物などの構成要素に対して枝葉の影響が大きいものについては、定期的な樹木の剪定、枯枝の除去に努める。		
	積雪に対する管理	積雪による枝折れ被害が想定される樹木については、雪囲い・雪吊りなどの管理に努める。		



- ④ 関係者の所有権、財産権に関するものについては、関係者との調整を図る。
- ⑤ 保存活用計画に定めのない事項については、関係部署や機関等と協議のうえ、個別に判断する。

## 第5節 維持管理の取扱い

### （1）施設（建造物・工作物等）の管理

非常災害や老朽化により破損等が生じた施設（建造物・工作物等）に関する以下の行為については、維持管理で対応する。

- ・ 建造物、工作物の修理のうち、同種同材による部分的な部材・部品の修繕、交換
- ・ 塗装の塗り替え等の更新作業のうち、外観、形態、意匠に大幅な変更を伴わないもの
- ・ 破損した建造物の部材撤去及び被災箇所への応急措置（養生等）

表 6-4 現状変更等の許可申請を要する行為の具体的事例

行為	備考
地形の改変	地形の改変は原則認めない。 例外として、地下遺構保護のために必要な盛土は状況に応じて認める場合がある また、雨水排水改善に向けて地形の改変が求められる場合、現状・課題・改善方法について協議・検討の上で実施を認める場合がある。 地形の改変を伴う現状変更等を行う際は、事前に地下遺構の発掘調査を必須とする。
舗装の改変	指定地における土地の舗装を改変する場合。 周辺環境においては、指定地との一体性・関連性を考慮して、協議・検討を実施する。
建造物の新設、改築、増築、撤去、大規模修繕 (広範囲の解体を伴う修理)	本質的価値に関わる建造物の撤去は認めない。 建造物の新築、改築、増築について、地下遺構の発掘調査を伴う建造物の復原、痕跡調査による復原、活用に必要な建築行為は協議・検討の上で認める。 近年建築されたもので、歴史的・文化的景観を阻害しているものについては、協議・検討の上で撤去を認める場合がある。
建築外構の改変	雨落ちや犬走り等、建築外構を改変する場合。
建築設備の新設、改変	電気・機械・衛生・空調・防災等に関する建築設備の新設、改変を行う場合。 バリアフリーへの対応によって、設備が付加される場合。 いずれの設備も建築本体への影響を極力少なくし、撤去が容易であることを前提とする。
石碑の新設、移設、撤去	石碑の新設、撤去、移設等の改変は原則認めない。 周辺地域への新設については一定の制限を設け、設置場所や大きさ等を十分に配慮し、史跡の歴史的・文化的景観を損なわないものに限定する。 劣化・破損が著しいものについては、保存処理の対象とする。屋外への設置が困難な状況となったものは設置箇所等を記録の上、屋内施設への収蔵を検討する。
樹木の植樹、伐採、移植	樹木を植樹、伐採、移植は原則認めない。 植樹、伐採、移植せざるを得ない場合、その理由を併せて実施に関する協議・検討を行う。 災害等による倒木、倒木の危険性のある樹木や枯損木の除去など、早期対応が求められる場合は維持管理で対応する。
その他工作物の新設、撤去、移設	ベンチ等の休憩設備について、新設、撤去、移設は協議・調整を行って許可を判断する。

- ・風雪害、凍害等の恐れのある要素に関する冬季管理、養生
- ・蟻害等が懸念される部材への防虫処理

## （2）開墾地（土地）の管理

非常災害時の一時的応急措置は、維持管理で対応する。

- ・崩落した土砂等の撤去及び被災箇所への応急措置（土嚢等の設置）

## （3）植生の管理

植生の管理のうち、以下の行為については、維持管理で対応する。

- ・災害等による倒木、またはその危険性のある樹木、枯損木の撤去
- ・病虫害防止のための措置
- ・景観維持のための日常的な除草や草木の管理
- ・積雪による枝折れ防止など、安全管理のための樹木の剪定、枯損木の伐採、枯枝の除去

## （4）清掃管理

日常的な清掃については、維持管理で対応する。

## （5）危機管理

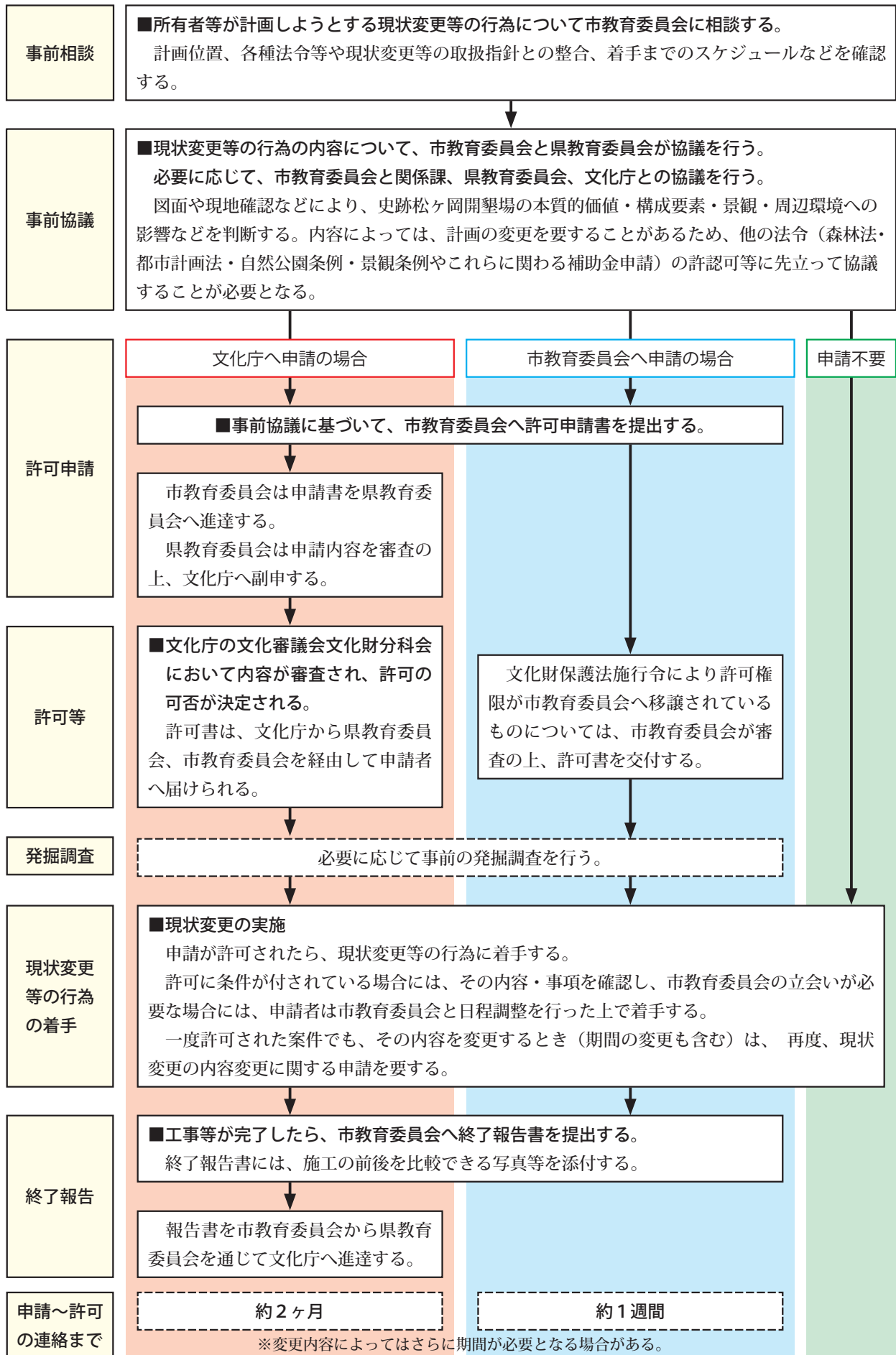
以下の注意喚起に関する簡易的な構造物の設置は維持管理で対応する。

- ・見学者等の安全に悪影響を及ぼす有害な動植物への対処を目的とする注意喚起
- ・保護すべき動植物の捕獲、採取に関する注意喚起

表 6-5 維持管理で対応する行為の具体的事例

行為	備考
建造物の修繕 (部位、部材の一部修繕)	同種同材による部位・部材の一部修繕、塗装の塗り替え等の更新作業のうち、外観・形態・意匠に大幅な変更を伴わないもの
災害対応	破損した建造物の部材撤去及び被災箇所への応急措置（養生等）
建造物・工作物の冬季管理	建造物、工作物の凍害等に対する冬季管理、養生
危険木の除去	災害等による倒木、倒木の危険性のある樹木、枯損木の除去は維持管理で対応する 但し、除去後は報告を行い、木の位置や種別などについては、平成 29 年に実施した基礎調査資料によって、管理記録を徹底する
樹木枝葉の剪定、草刈り、 冬季管理	景観維持のための日常的な除草や草木の管理 積雪による枝折れ防止など、安全管理のための樹木の剪定
病虫害防止のための措置	建造物または樹木への防虫処理については、維持管理で対応する
清掃管理	日常的な清掃
サインの新設	文化財の解説、見学者の安全に関する注意喚起、保護すべき動植物の捕獲、採取に関する注意喚起等のサイン新設は維持管理で対応する 但し、史跡の歴史的景観を阻害する大きさのものは設置を認めない 設置は地下遺構の破損に繋がらず、撤去が容易な仕様を原則とする

図 6-1 現状変更等の許可申請に係る事務手続きの流れ



## 第7章 周辺環境の保全

### 第1節 周辺環境の保全の方向性

当該史跡の指定地は、明治時代初期に311ヘクタールの開墾が行われた松ヶ岡開墾場の一部を示すものである。松ヶ岡開墾場の文化財価値を保護し、その価値を維持向上しながら、後世へ継承するためには、指定地の保存管理に加え、周辺環境（開墾地全域）を指定地と一体的な価値を有するものとして捉え、適切に保全することが求められる。

これは、指定地を含む開墾地全域が創業から平成3年（1991）に共有制まで共有財産とされてきた歴史に基づく景観形成としての価値であり、これらの土地が個人所有となった現在でも、総体的保全が求められるものである。

周辺環境を保全するためには、指定範囲を除く開墾地全域を緩衝地帯に設定し、当該地帯においては開発行為（大規模な地形の改変、建設工事、住宅開発、構造物の設置等）の抑制に努める。

周辺環境では将来的な追加指定を視野に入れ、松ヶ岡開墾場における文化財価値の向上に向けた調査研究に努める。

#### 【周辺環境の保全の基本方針】（117頁再掲）

1. 史跡指定地の周辺には、開墾当時の建物跡地や平成7年（1995）まで続いた土地の共有制により維持されてきた畑地等が所在する。これらは松ヶ岡開墾場の歴史的・文化的景観を構成する重要な要素と位置づけ、指定地と一体的な保全に努める。
2. 周辺地域に緩衝地帯を設定し、総合的な景観と地下遺構の保護を図る。
3. 追加指定も視野に入れた周辺地域の調査研究に努める。

### 第2節 緩衝地帯の設定

緩衝地帯は「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」における重点区域「羽黒松ヶ岡地区」と同じ範囲とし設定する。

当該緩衝地帯は法的規制ではなく、土地・建造物の所有者等への協力を求めるものである。但し、緩衝地帯における地下遺構については調査研究によって松ヶ岡開墾場の歴史を実証するものとして指定地と同様の重要な要素と捉え、埋蔵文化財包蔵地の指定を検討し、保護及び調査研究の対象とする。

### 第3節 周辺環境の保全の方法

#### （1）周辺環境の改善

景観を乱している構造物については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮した形態・意匠・材料・色彩等への変更、景観に配慮した形態・意匠・材料・色彩等への変更、歴史的景観との調和への協力を働きかける。

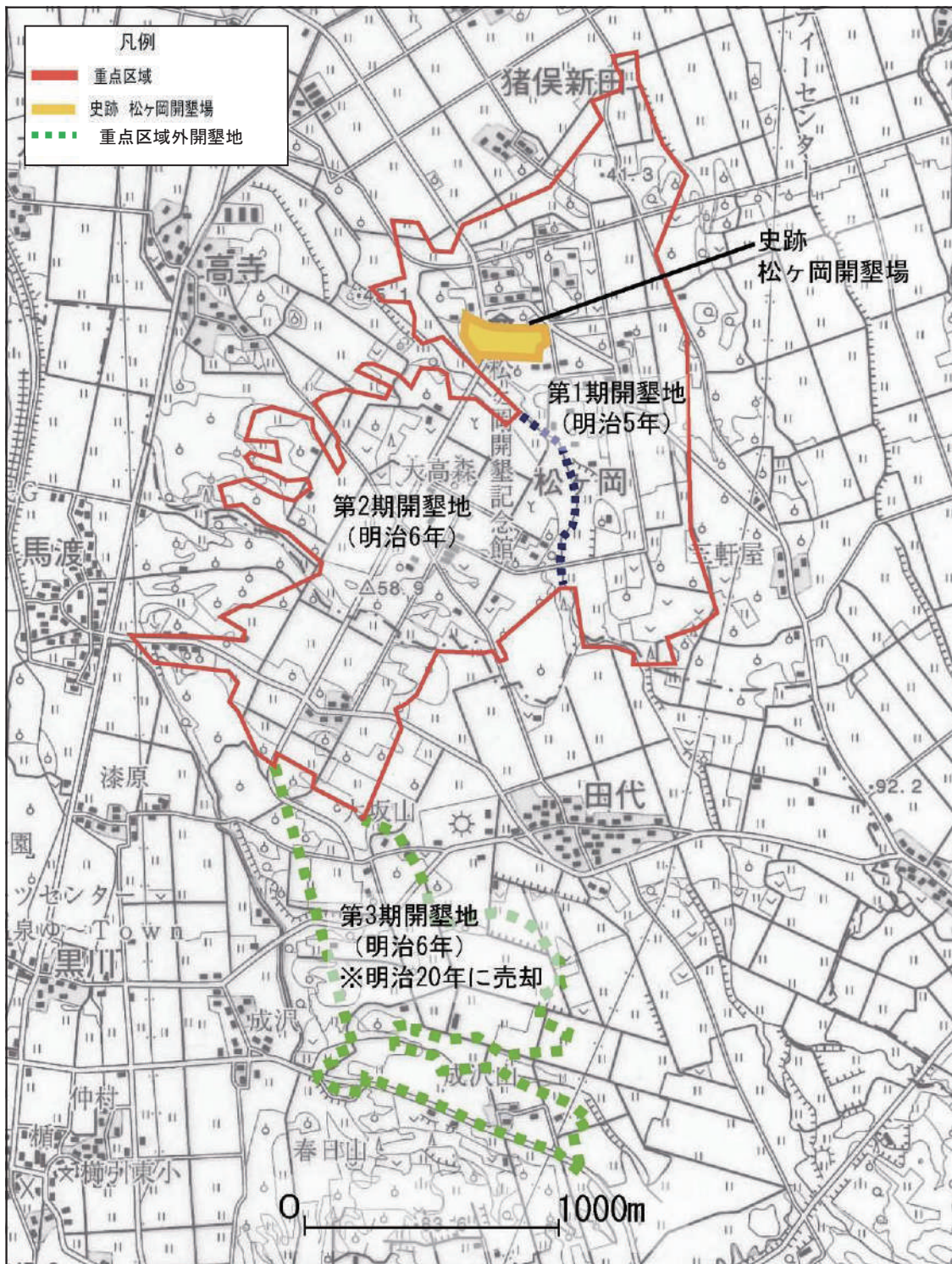
#### 松ヶ岡開墾場の周辺環境において懸念される景観阻害要因の一例

- ・太陽光発電所の建設
- ・送電鉄塔の建設
- ・大規模な住宅地開発
- ・道路建設
- ・大規模建築物、工作物の建設 など

#### 松ヶ岡開墾場の周辺環境において懸念される文化財価値損失の一例

- ・開墾当時の現存遺構の破壊
- ・地下遺構破壊につながる大規模掘削や切土を伴う開発行為 など





- 重点区域の名称 : 羽黒松ヶ岡地区
  - 重点区域の面積 : 約 293 ヘクタール
  - 区域内に含まれる国指定等文化財 : 史跡「松ヶ岡開墾場」
- ※明治維新後、3期に分けて開墾された開墾場のうち、史跡松ヶ岡開墾場を含み現在まで共同管理・維持されてきた第2期までの区域を範囲とする。
- ※当図面は、区画整理前の図面をもとに、所有者と確認しながら位置を特定し、区画整理後の図面にトレースし作成したものである（協力：致道博物館）。

図 7-1 緩衝地帯の設定（「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」における重点区域「羽黒松ヶ岡地区」、図 2-33 再掲）

## (2) 防止対策

文化行政に加え、都市計画行政、景観行政、農林行政等の関係部局と意思疎通、連携を密に取ることで、周辺環境に関する土地利用規制の情報を十分に把握する。

大規模な地形の改変、建設工事、住宅開発、構造物の設置等、開発行為等による歴史的景観に対する負の影響を最大限回避するため、開発主体と事前相談等の機会を確保し、望ましい内容へと改善するための指導助言に努める。

また、土地・建物の所有者が変更した場合、歴史的景観を損なわない利用への協力を働き掛ける。

## (3) 追加指定

周辺環境は指定地と一体的な歴史的景観や地下遺構を有した、潜在的価値を持つ貴重な要素であることを十分考慮し、調査研究の成果に基づき保護すべき範囲が特定される場合、当該地の所有者の理解・同意を得て、史跡の追加指定について検討を行う。

## (4) 対処・対応

周辺環境において、指定地との一体的な保存管理に支障をきたす状況が発生した場合には、文化庁、山形県教育庁文化財・生涯学習課と協議しつつ、所有者・管理者との意思疎通の下に改善に努める。

## 第4節 周辺環境の保全の具体的考え方

指定地及び周辺環境の保全について、景観配慮の具体的な考え方を例示する。なお、下記に示したものは現状変更等の許可の基準を示すものではない。実施にあたっては、この項目を参考にしながら、史跡松ヶ岡開墾場の歴史的景観と調和する保全を求めていく。

### ① 地形の保全

緩衝地帯の設定は、軽微な地形の改変を妨げるものではない。但し、地下遺構の破壊に繋がる深度の掘削や切土を伴う開発行為は、開発主体と事前相談等を行う。

### ② 開墾地の保全

緩衝地帯の設定は、開墾地における農業に関する各種行為を妨げるものではない。但し、土地所有者に対しては土地管理の協力を求め、史跡の歴史的景観と調和した美しい農地景観の維持に努める。

### ③ 樹木の保全

現状においては、開墾地全域における植生の把握が行われていないため、開墾以前からの樹木の有無等を確認する現況把握に努める。調査において、開墾当時の景観を示すと考えられる樹木については、保存樹の指定等の保護措置を検討する。

なお、緩衝地帯においては、倒木またはその危険性のある樹木の撤去、病虫害防止のための措置など、日常管理の行為を妨げるものではない。一方、指定地との一体的な景観に多大な影響を及ぼすと認められる大規模な伐採等の行為については、開発主体と事前相談等を行う。

### ④ その他開発行為

既存構造物については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮した形態・意匠・材料・色彩等への変更、緑化や自然景観との調和への協力を働きかける。

景観阻害要因となる開発行為は、開発主体と事前相談等を行い、抑制を求める。



表 7-1 周辺地域における景観配慮の考え方（参考例）

部位・部材		参考例	
総則		以下の基準は指定地の周辺地域における景観配慮の参考例を示したものである。 なお、これらは法令に基づくものではなく、現状変更等の許可の基準や厳守すべき規制を定めたものではない。 また、史跡の本質的価値との明確な区分を目的とした意匠によって建築・設置する諸施設についてもこの限りではない。 実際の計画・設計にあたっては、本項目を参考にしながら、更なる検討・工夫が望まれる。	
住宅等の建築物	外部	基礎	地下遺構の存在が懸念される範囲では、発掘調査の実施を求める。
		構造	外観における歴史的景観との調和が原則であり、構造に基準は設けないが、木造が望ましい。
		外壁 仕上げ	自然素材を用いたもので、かつ指定地において用いられた以下の工法が望ましい。 ・真壁工法による土壁または漆喰塗り ・縦板張り ・下見板張り（押縁なし） 上記以外のものは、和風建築の様式を継承した形態・意匠が望ましい。
		屋根・庇	和瓦葺または金属板等の一文字葺を基本とする。 屋根勾配は4～5寸程度を基本とし、極端な緩・急勾配を避ける。
		樋	歴史的景観に配慮した色調のものが望ましい。
		開口部 (建具)	自然素材を用いたものが望ましい。 金属製の場合、歴史的景観に配慮した色調のものを求める。
		塗装 色調	外観を構成する全ての部材は、歴史的景観に配慮した色調のものが望ましい。また、光沢を抑えたものが望ましい。
	内部	壁等によって囲まれた内部空間には景観配慮を求めない。	
設備	外部に露出した設備機器（室外機、換気口等）については、歴史的景観に配慮した以下の修景を施すことが望ましい。 ・自然素材による被覆 ・歴史的景観に配慮した色調への変更		
付帯施設 の 道路等	標識	歴史的景観に配慮した色調で、光沢を抑えたものが望ましい。 既往施設への共架を検討する。 植栽によって機能が代替できるものは、植栽への変更を進める。	
	照明		
	ガードレール		
	転落防止・ 横断防止柵		
鉄塔等 電柱、	電柱	歴史的景観に配慮した色調で、光沢を抑えたものが望ましい。 植栽による目隠し（鉄塔は基部周辺）を施すことが望ましい。	
	地上機器		
	送電鉄塔		
法面保護 擁壁、	擁壁	以下の修景を施したものが望ましい。 ・石材等の自然素材を使用したもの、または同種の表面処理を施したもの。 ・表面を緑化したもの、または前面に植栽を施したもの。	
	法面保護	ラウンディング等によって周辺地形との連続性を持つものが望ましい。 表面を緑化したもの、または周辺環境に合わせた色調によるものが望ましい。	
碑・サイン、 像等	標識・ サイン類	形態・意匠・素材・色彩等に統一性を持たせたものが望ましい。	
	碑・像	散在しないように設置位置を選定したもののみ、設置を許可する。	
その他諸施設	駐車場	以下の修景を施したものが望ましい ・外周に植栽等で目隠しを施したもの。 ・舗装に自然素材や歴史的景観に配慮した色調を採用したもの。	
	自動販売機	歴史的景観に配慮した色調にする、または木製格子などで修景措置をしたものが望ましい。 指定地内で統一性を持たせることが望ましい。	
	遊歩道	自然素材や伝統的意匠を活用した舗装が望ましい。 手摺などの付帯施設は自然素材を活用したもの、または金属製とする場合は歴史的景観に配慮した色調で、光沢を抑えたものが望ましい。	

## 第8章 活用

### 第1節 活用の方向性

史跡松ヶ岡開墾場を戊辰戦争、開墾、養蚕、絹産業を通じた明治以降の鶴岡・庄内の歴史と我が国と地方の近代化の殖産、工業発展を語る貴重な文化・歴史資源として活用する。

そのため、松ヶ岡開墾場の本質的価値を次世代に向けて確実に継承していくよう、多様な価値を追求する継続的な調査・研究を推進し、価値の保存と拡充に努めるとともに、調査・研究成果に基づいた適切な活用を促進する。生涯学習・地域学習・学校教育の場として活用を促進し、史跡の本質的価値や調査・研究成果を通して史跡に対する理解を深める。

また、市民等が集い憩う場として上質な安らぎの空間を創出し、見学者数の底上げを目指すとともに、鶴岡市における絹文化の重要地として、絹に関わる歴史文化の発信や歴史文化を継承した取り組みの推進、次世代の産業創造や人材育成など、観光振興や地域活性化の場としても活用を進めることで、地域への経済的波及を喚起する。

上記の実現に向けて、各構成要素は要素毎に活用方針を定め、文化財価値を保護すべき範囲と、活用に応じて一定の改変を認める範囲を区分することで、保存と活用の両立を目指す。

加えて、関連文化財（指定・未指定問わず）や周辺観光地との連携を図ることで相乗効果を狙うとともに、様々な広報媒体を用いた広報・啓発に努めることで、史跡としての価値を市内外へ情報発信する。また、史跡周辺地域では、見学者等の満足度向上や交流の促進など、史跡の魅力を高め、価値創出に繋がる整備を促進する。

#### 【活用の基本方針】（117頁再掲）

1. 生涯学習・地域学習・学校教育の場であるとともに、絹に関わる歴史文化の発信や歴史文化を継承した取り組みの推進、次世代の産業創造や人材育成など観光振興や地域活性化の場として活用を進め、地域への経済的波及を喚起する。
2. 松ヶ岡開墾場の価値を追求するため、継続的な調査を推進し、史跡価値の保存と拡充に努める
3. 構成要素毎に活用の方法を定め、文化財価値を厳密に保護すべき範囲と、活用に応じて一定の改変を認める範囲を区分する。
4. 史跡周辺地域で松ヶ岡開墾場への来訪者の満足度向上や交流の促進など、史跡の魅力を高め価値創出につながる整備を促進する。
5. 関連文化財（指定・未指定問わず）や周辺観光地との連携を図るなど広報・啓発に努める。また、様々な広報媒体を用い、史跡の価値を市内外へ情報発信する。

### 第2節 活用の方法

#### （1）調査・研究

松ヶ岡開墾場の活用に向けては、以下の視点・段階によって、調査・研究を推進する。

##### ① 指定地の価値向上

松ヶ岡開墾場に関する様々な調査・研究を継続することで、更なる構成要素を抽出し、多様な価値を見出す。

現存する各構成要素（建造物、石碑等）の詳細調査を実施し、各々の歴史的・文化的価値評価を確実にするとともに、歴史資料（文書、絵図、古写真等）の追跡・詳細調査を通しては、歴史資料と現地の照合などを通して、松ヶ岡開墾場における景観の変遷を確認し、より詳細な松ヶ岡開墾場の歴史・歴史



的景観を明らかにする。

指定地及び近隣においては、蚕室等に関するおおよその建設位置が判明しており、史跡価値の向上を目的とする調査発掘に努める。

また、鶴岡市は日本唯一のユネスコ食文化創造都市であり、松ヶ岡開墾場においても、「庄内柿」（平核無柿）、筍を用いた「孟宗汁」、各行事で提供される行事食など地域の人々が守り受け継いできた在来作物と食文化が残っている。これらの食文化についても、松ヶ岡開墾場の価値評価の一つとして繋げていく。

この他、松ヶ岡開墾場に関連する様々な分野の歴史文化資源については積極的に価値の創出に努める。

② 周辺環境（開墾地全域）の価値創出

周辺地域において、発掘調査が可能な状況が生じた際は積極的に実施し、現在までに失われた松ヶ岡開墾場の施設と景観を探るための調査を行う。

③ ストーリーとネットワークの構築

（絹文化における松ヶ岡開墾場の位置づけ）

松ヶ岡開墾場は日本遺産「サムライゆかりのシルク 日本の近代化の原風景に会うまち鶴岡へ」の構成文化財の一つとして、鶴岡市における絹文化の保護・情報発信等に寄与している。

史跡としての価値の拡充と評価の向上に留まらず、日本遺産のストーリー拡充を念頭に置き、鶴岡市全体の歴史文化に寄与する調査研究に努める。

また、他県の絹産業に関する歴史文化とのネットワーク化を図り、松ヶ岡開墾場のストーリーを日本の近代史との関連を追求することで、更なる価値の向上と全国的な知名度の向上を目指し、これらの成果を歴史・文化を活かした地域の活性化へと繋げていく。

（2）広報・公開

史跡松ヶ岡開墾場の文化財価値を広報・公開するにあたっては、本質的価値や調査・研究成果をもとに、松ヶ岡開墾場の歴史や絹文化を紡ぐストーリーを構築し、生涯学習・地域学習・学校教育、観光、まちづくり、絹関連産業振興、食文化推進、普及・啓発活動等、様々な分野で活用する。

また、史跡としての価値は様々な広報媒体を用いて、積極的に市内外へ情報発信を行う。

① 情報提供と公開

松ヶ岡開墾場の更なる活用に向けては、本質的価値を理解するために必要な情報の提供と公開に努め、現地案内（解説板・観光案内等）や印刷物（観光パンフレット・マップ等）による情報提供の充実を図る。

松ヶ岡開墾場の文化財価値をはじめ、各構成要素の詳しい情報や史資料のデータベースについては、ホームページ等で公開するなど、デジタルデータの運用による幅広い普及・啓発を図る。

また、これらの普及・啓発活動は、関連文化財（指定・未指定を問わない）や周辺観光地（指定地内外を問わない）との間で、広域的かつストーリー性のある連携によって相乗効果を図るとともに、情報

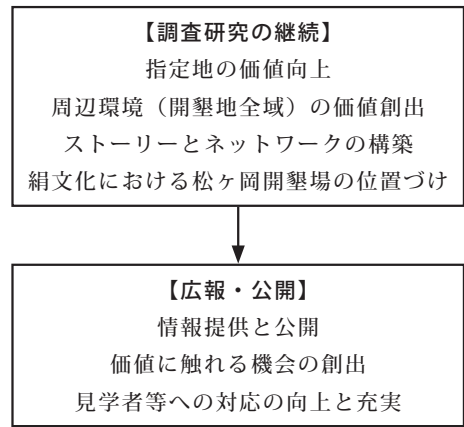


図 8-1 文化財価値の維持向上

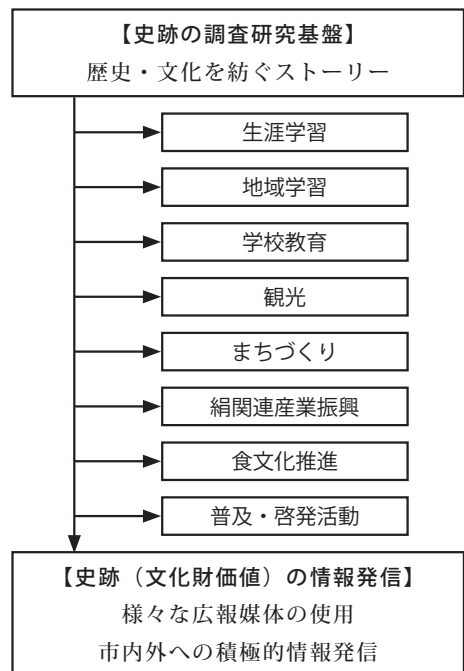


図 8-2 広報・公開の仕組み

交換やPRの場として積極的に活用する。

### ② 松ヶ岡開墾場の価値に触れる機会の創出

松ヶ岡開墾場を積極的に活用するためには、文化財価値を体感するための契機や場所の創出を促進する必要がある。右表にある活用に関わる具体例の実現等を通して、見学者が文化財価値への理解を深めることで愛着を育み、各世代の保存と活用への関心を高めて、後世へと継承していく。

生涯学習・地域学習においては、松ヶ岡開墾場に関する調査・研究の情報公開（説明会・報告会・展示・シンポジウム）、松ヶ岡開墾場を発祥とする絹文化や生業を体験し学ぶ場としての体験プログラムの提供を通して、現地への興味・関心を高める。また、学校教育においては、小学校、中学校、高等学校とそれぞれの段階に応じ、松ヶ岡開墾場の歴史や絹産業の文化について理解促進につながる学習機会を設け校外学習・地域学習による活用推進を目指す。史跡としての文化財価値に関する教育だけでなく、絹文化に関する価値に触れることで鶴岡市全体の歴史学習に努める。

継続的な活用に向けては、見学者等に対して、その価値を享受する機会をより多く提供する必要がある。

松ヶ岡開墾場の価値に触れる機会をより多く創出するためには、松ヶ岡開墾場における四季の移ろい（桜並木の開花や本陣堤の紅葉の時期をはじめ、松ヶ岡地域で収穫される農作物の収穫期、収穫物を用いた食の旬等）を感じる時期・期間・場所、祭礼・行事等の実施日・実施場所など、松ヶ岡開墾場の様々な価値を一覧できるカレンダー（年間スケジュール）などを作成し、松ヶ岡開墾場には「いつ」「どこに」「どのような」価値があるのかを明確にしていく。

### ③ 見学者等への対応の向上と充実

見学者等への対応を向上・充実させるためには、学習活動等を通して松ヶ岡開墾場のボランティアガイドを養成・育成していく。国内外からの見学者等への対応として、サイン等の案内について多言語化を進めていく。また、見学者のニーズをすくい上げるため、アンケートボックス等を設置し、対応の改善等にむけた情報を市関係課及び活用団体が共有する仕組みを構築する。

また、周辺の文化財や市内の観光施設・観光地との連携を図り、見学者への対応の向上と充実、また見学者増加を図る。特に、平成28年（2016）に認定を受けた出羽三山を中心とする日本遺産「自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』」との連携を通し、効果的な見学者の増加に努める。

#### 松ヶ岡開墾場の価値に触れる機会の創出 （具体例）

- 松ヶ岡開墾場を小中学校の遠足の定番にするなど校外学習で利用を促進する。また、小学校の副読本に掲載するなど、開墾の歴史に親しむ機会を設ける。
- 蚕室では、松ヶ岡開墾の歴史、松ヶ岡地区の風致（生業）、絹産業の一貫工程、kibiso等鶴岡の絹産業に関する内容を展示し、松ヶ岡の歴史と絹産業の価値に触れる機会を創出する。また調査研究成果について企画展等を通して公開する。
- インフォメーションセンター等を活用しガイド機能や案内機能を実装するとともに、案内板、解説版を充実し史跡の価値を伝える。
- 史跡地の土地と建物を活用し、繭、陶芸、食など多様な地域資源を活用した学習・体験プログラムを開発しワークショップなどを開催する。また、定期的なマルシェ、アートプログラムなどの企画誘致やアトリエ、ギャラリー、レストラン、販売施設等の充実を通し、来訪者の増加とリピーター獲得を図る。

## 第3節 構成要素ごとの活用の方法

構成要素ごとの活用の方法を表8-1に示す。

また、建造物については、棟毎に現状に則して活用の方針・方法を区分したものを表8-2に示す。

表 8-1 構成要素の活用方法

A) 本質的価値を構成する諸要素

[ ] : 史跡指定地外のみ所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	活用の方法
本質的価値を構成する諸要素	主たる要素	開墾	施設	① 本陣 (本陣堤・庭)	学習・教育に向けた活用を主体とする。 本質的価値の理解を深めるため、見学者等に向けて、松ヶ岡地域一帯の総合的価値の解説を充実させる。
				② 蚕業稻荷神社	
			開墾地	③ 土地 (開墾地)	
				④ 経塚丘	
		生業	施設	⑤ 蚕室	建造物の価値の保存を前提としながら、各種活用団体への貸与等によって、活用を促進し、見学者等の数の底上げを目指す。
				⑥ 貯桑土蔵 (桑入土蔵)	棟毎の活用方針を定め、整備はこの方針に従い、保存と活用のバランスを考慮して実施する。
				⑦ 場内通路・側溝	史跡見学者の安全性を確保するため、許可のあるもの以外の車両通行を禁止する。
				⑧ 地下遺構	発掘調査成果については、説明会や広報媒体等によって見学者等に供することで、史跡の理解を深める一助とする。 出土品は適切に管理・展示を行う。 将来的に上部構造物が復原可能な資料作成に努める。
		歴史資料	資料	⑨ 史料群 (開墾に関する道具、文書、絵図、古写真等)	史跡内で一般公開することで、開墾の過程や松ヶ岡開墾場全体の文化財価値について理解を深める一助とする。
		無形	経営方針	⑩ 共有制	体験イベントや学校教育における体験学習として、一般に参加や協力を求めることも検討し、松ヶ岡開墾場の歴史的風致について、教育・学習へと繋げる。
				⑪ 総出作業	
	準じる要素	生業	施設	⑫ 寄宿舍	建造物の価値の保存を前提としながら、各種活用団体への貸与等によって、活用を促進し、見学者等の数の底上げを目指す。
				⑬ 門	指定地及び周辺地域の構成要素について、各種広報媒体で解説を行い、史跡としての理解を深める一助とする。
		自然植生	開墾地	⑭ 植生 (切株含む)	開墾場の景観の変遷を明らかとする手がかりとして、古写真との整合や樹齢調査等によって史跡全体の価値向上に努める。
				⑮ 松	
				⑯ 桜 (ソメイヨシノ)	
				⑰ 御手植えの桑	
		歴史資料	施設	⑱ [石碑] (門標)	石碑の沿革について解説を加えることで、松ヶ岡開墾場の歴史的背景について総合的価値の情報を提供し、地域の教育・学習に繋げる。
				⑲ 石碑 (明治天皇行幸碑)	
				⑳ 石碑 (黒崎研堂詩碑)	
				㉑ 石碑 (開墾百年碑)	
	無形	経営方針	㉒ 石碑 (貞明皇后行啓碑)		
			㉓ 開墾記念日	体験イベントや学校教育における体験学習として、一般に参加や協力を求めることも検討し、松ヶ岡開墾場の歴史的風致について、教育・学習へと繋げる。	
			㉔ 松ヶ岡開墾場綱領		
			㉕ 教学事業 (冬夜読書会等)		
			㉖ [東北振興研修所]	研修所における学習成果を、松ヶ岡開墾場の保存活用に反映する仕組みづくりを検討する。	
	㉗ 行事食	場内や周辺地域で行事食の一部を提供するなど、広報に努める。			
	その他	施設	㉘ 倉庫	総出作業に用いる資材等が保管されており、内部の活用は難しい。倉庫としての利用を継続する。	
			㉙ 貯蔵庫 (防空壕)	内部の活用は、安全性の確保が求められる。将来的には内部見学等を視野に入れる。	

## B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	活用の方法
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	開墾	施設	施設	③⑩ [新徴屋敷]	史跡の案内・日本遺産の紹介・ガイド活動等の機能をもつインフォメーションセンターとして活用する。
				③⑪ 冷蔵庫、人工孵化場、保護室（一部）	養蚕の生産システムの中でどのような機能を果たす建物なのか、見学者等への理解を促す解説に努める。
	生業	開墾地	開墾地	③⑫ [茶]	収穫した茶を直売所で販売する際、松ヶ岡開墾場の土地利用に関する歴史・変遷の広報に努める。
				③⑬ 桑	収穫した桑を養蚕に用いる。
				③⑭ [畑]（柿、西洋梨、桃）	収穫した果樹を販売する際、松ヶ岡開墾場の土地利用に関する歴史・変遷の広報に努める。
	自然植生	開墾地	開墾地	③⑮ ため池（本陣堤等）	開墾地とため池の関連性を知るための解説を加え、松ヶ岡開墾場の歴史的背景について総合的価値の情報を提供し、地域の教育・学習に繋げる。
				③⑯ [爺小屋の桜]	樹種の説明や老翁にまつわる沿革の解説を行い、史跡の理解を深める一助とする。
				③⑰ [水芭蕉]	水芭蕉園と松ヶ岡開墾場の連携（見学コースの設定など）を図り、各々への来街者増加の相乗効果を図る。自然・歴史を一体とした教育・学習モデルを検討する。
	歴史資料	資料	資料	③⑱ [石碑]（耕心碑）	石碑の沿革について解説を加えることで、松ヶ岡開墾場の歴史的背景について総合的価値の情報を提供し、地域の教育・学習に繋げる。
				③⑲ 石碑（盡忠報國之碑）	
				④⑰ [石碑]（昭和天皇行幸記念碑）	
				④⑱ [石碑]（今上天皇皇后両陛下行幸啓記念碑）	
	無形	活用	活用	④⑲ 陶芸	来場者に向けて、史跡の価値を積極的に広報する。また、以下の場合に応じ、市と活動団体とで協議し移転を行う。 ① 建造物の破損状況に応じて保存修理を行う場合 ② 棟毎の活用方針に応じ移転の必要性が発生した場合
				④⑳ 直売所	
				④㉑ クラフト	
④㉒ 松ヶ岡産業(株)					
④㉓ kibiso・侍絹・shop（鶴岡織物工業協同組合 鶴岡シルク(株)）					
④㉔ 干し柿				蚕室の特徴的建築形式との関連の広報・公開に努める。	

## C) 指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	活用の方法
付加・整備された諸要素 指定地及び周辺地域に	付加整備	施設	施設	④⑸ [農村公園]	安らぎの場として公園の活用を進める。また、指定地及び周辺地域で実施する松ヶ岡開墾場の利活用に資する事業において、当該公園の敷地を利用するなど、指定地との連携によって活用する。
				④⑹ [庄内の米作り用具収蔵庫]、集会場、自転車小屋、車庫（旧直売所）	収蔵品について、史跡内で一般公開することで、開墾の過程や松ヶ岡開墾場全体の文化財価値について理解を深める一助とする。
				④⑺ [駐車場]、[トイレ]、サイン、外灯	—
		開墾地	④⑻ ダリア	一定の認知度があるため、来場者を呼び込み史跡の価値を広報する観点から、定植継続の方法を模索する。	
		活用	④⑽ 映画村資料館（庄内映画村(株)）	来場者に向けて、史跡の価値を積極的に広報する。また、以下の場合に応じ、市と活動団体とで協議し移転を行う。 ① 建造物の破損状況に応じて保存修理を行う場合 ② 棟毎の活用方針に応じ移転の必要性が発生した場合	



表 8-2 建造物ごとの活用方法

建物名	活用の方法
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習・教育に向けた活用及び所有者によるコミュニティ活動に向けた活用を主体とする。</li> <li>・史跡の本質的価値を享受し、理解を深めるため、見学者等に向けて、下記の観点から松ヶ岡地域一帯の総合的価値の解説を充実させる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国指定史跡としての価値</li> <li>② 日本遺産としての価値</li> <li>③ 歴史的風致維持向上計画の重点地区としての価値</li> </ol> </li> <li>・各建物の活用促進に向けて、史跡全体を一体的に捉えた上で、活用に必要な役割を定める。</li> <li>・ボランティア等による解説員等を配置し、建物や開墾当時の歴史的風景、絹産業の歴史文化などの解説に努めることで、史跡の本質的価値を伝えると共に、地域と見学者等の交流を図る。</li> </ul>
本陣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築自体を見学する施設として位置付ける。</li> <li>・主に松ヶ岡開墾場における無形の要素を展示、見学し、その経営方針等を学習、教育できる研修会、視察、シンポジウム等の場として提供する。</li> <li>・建物本体だけでなく、本陣堤や庭を一体的に利用する催事などの活用方法も検討する。</li> </ul>
蚕業 稻荷神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松ヶ岡開墾場の信仰の場としての活用を前提とする。</li> <li>・本陣や経塚丘など、周辺に所在する開墾当時の構成要素とあわせて、一体的な歴史的景観を示すものとして解説を充実させ、史跡全体の学習、教育に向けた活用を促す。</li> </ul>
蚕室等共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の建造物は、価値の保存を前提としながら、各種活用団体への貸与等で史跡全体の活用を促進し、史跡価値を享受するための機会を創出するとともに、絹の歴史文化の価値に対する理解促進、見学者等の満足度向上、観光者数の底上げ等を目指す。</li> <li>・整備は保存活用方針に従い、保存と活用のバランスを考慮して実施する。</li> <li>・各建造物を修復する際は、活用団体による利用ができない場合が発生するため、活動の一時停止または別の建物への移転を検討する。</li> </ul>
1 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示施設としての活用を行う。</li> <li>・展示品に加え、養蚕建築の特徴的形式が見学できる施設として位置付け、庄内藩の歴史、開墾と養蚕、日本遺産等に関わる学習など、教育の場として提供する。</li> </ul>
2 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食施設、体験施設、休憩所、ギャラリー、販売店等、便益の施設として活用する。</li> <li>・ギャラリーは様々な企画展示に対応可能なものとする。</li> <li>・飲食施設では地場産食材を用いることや郷土食等を提供することなど、ユネスコ食文化創造都市として関係団体等との連携に努める。</li> </ul>
3 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養蚕や干し柿づくりなど松ヶ岡開墾場の生業（風致）の展示施設として活用する。</li> </ul>
4 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絹に関わる文化歴史や一貫工程など産業の展示に加え、デザインやアートとの協働など多様な取り組みを行う施設、販売店として活用する。</li> <li>・繭、絹などを用いた体験学習の実施についても検討する。</li> </ul>
5 番蚕室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蚕室の特徴的な建築構造等を見学できる展示施設やガイダンス施設として活用する。</li> </ul>
貯桑土蔵 (桑入土蔵)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験施設、販売店等として活用する。</li> <li>・建物の一部を当初形式に復原することで、貯桑土蔵の機能を示す展示機能を設ける。</li> </ul>
寄宿舍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験施設、販売店等として活用する</li> </ul>
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総出作業に用いる資材等が保管されており、内部の活用は難しい。倉庫として利用する。</li> </ul>
新徴屋敷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の案内、日本遺産の紹介、ガイド活動、建物管理等の機能を持つインフォメーションセンターとして活用する。</li> <li>・内部については、開墾士の生活の様子などを展示する。</li> </ul>

## 第9章 整備

### 第1節 整備の方向性

松ヶ岡開墾場における各種整備は、文化財の保存に関わるもの、適切な活用促進に関わるもののみを認める。

各種整備は構成要素毎の保存管理・活用方針に従い、保存と活用のバランスを考慮して行う。また、史跡としての本質的価値を損なわない方法・手段を前提とし、常に文化財価値への配慮を念頭に置いて計画・実施する。

文化財の保存に関する整備は、修理による現状復旧・改善または史料根拠を持った復原を基本とする。活用のための整備は、史跡の本質的価値を理解・享受するための補助、安全確保や利便性の向上、災害対応に供する諸整備を中心とした見学者等の受入体制の確立を対象とし、長期間の使用に耐えられる仕様が望ましい。

整備の手法・仕様は事前計画を関係機関及び市教育委員会と調整し実施する。また、整備実施にあたっては、文化財価値の改変に関わる要所において、市教育委員会が立ち合いの元で実施する。

なお、上記を実現するため、史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、協議・検討の上で、必要最小限となるよう留意する。

#### 【整備の基本方針】（118頁再掲）

1. 松ヶ岡開墾場における各種整備は、文化財の保存に関わるもの、適切な活用促進に関わるもののみを認める。
2. 見学者等が史跡の価値を理解・享受できる環境を整える。
3. 各種整備は構成要素毎の活用方針に従い、保存と活用のバランスを考慮して行う。また、史跡としての本質的価値を損なわない方法・手段を前提とし、常に文化財価値への配慮を念頭に置いて計画・実施する。
4. 上記を実現するため、史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、協議・検討の上で、必要最小限となるよう留意する。

### 第2節 整備の方法

#### （1）保存のための整備

保存のための整備とは、松ヶ岡開墾場の本質的価値の保存に必要な行為を対象とする。

その内容は、史跡の歴史的景観を構成する既存の諸要素に対する修復・復原・修景・維持管理のほか、指定地及び周辺地域に所在する地下遺構の保護、本質的価値を災害から守るための対応等を含むものとする。

##### ① 建造物・工作物の修復・復原

松ヶ岡開墾場の本質的価値に関わる建造物・工作物に対する整備は、修理による現状復旧・改善または史料根拠を伴った復原を基本とする。

建造物・工作物で確認された破損については、部分的な部材・部品の交換や外観・形態・意匠に大幅な変更を伴わない修理は

【整備の方法】	
保存のための整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物、工作物の修復、復原</li> <li>・歴史的景観の修景</li> <li>・植生の管理</li> <li>・地下遺構の保護</li> <li>・防災対応</li> </ul>
活用のための整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー対応</li> <li>・サイン整備</li> <li>・便益施設の整備</li> <li>・受付案内所・展示公開の整備</li> </ul>

維持管理にて対応する。日常的な維持管理に納まらない大規模修理や資料根拠に基づく復原によって建造物の外観・形態・意匠に大幅に変更する際は、現状変更の届出を行い、事前計画を立てて整備に当たる。

### ② 歴史的景観の修景

松ヶ岡開墾場の歴史的景観を保護し、見学者等に対して提供するため、歴史的景観を阻害している既存の構成要素に対して歴史的景観との調和を目的とした修景を施す。歴史的景観に寄与しない構成要素については、調査のうえ撤去などの対応も検討する。

また、活用の際に設置される設備機器などのうち、歴史的景観を阻害する可能性があるものについては、その機能に影響の無い範囲において歴史的景観との調和を図る。

### ③ 植生の管理

指定地内において開墾場の歴史や景観を特徴づける植物は保護を基本とする。特に松や桜については、樹木医等からの診断等を行いながら、クローン技術等も視野に入れながら新たな植樹を行う。また、経過等についても記録していく。

### ④ 地下遺構の保護

地下遺構を保護するための盛土等については、状況（表層の不足等）に応じて整備するものとし、現状変更の届出を行い事前計画を立てて整備にあたる。また、指定地内の水路やため池の崩れの恐れがある場合は土留め等を行い現状を維持し、方法については、都度状況により検討する。

### ⑤ 防災対応

落雷、風雪害等の自然災害によって、史跡の本質的価値を著しく損失する可能性がある箇所については、予防措置のための工作物の設置を認める。

火災への対応については、消防法に基づくものとする。報知・消火・誘導設備については、その機能に影響の無い範囲において、建造物の室内意匠を考慮した意匠や設置箇所の選定に努めるとともに、史跡全体の火災対応など総合的な防災計画に基づき、各種設備の更新、集中管理などを計画的に進める。

## (2) 活用のための整備

活用のための整備とは、見学者等が本質的価値を理解・享受するための補助、見学者等の安全確保や利便性の向上、緊急対応に供する諸整備を中心とした受入体制の確立を対象とする。

### ① 展示公開施設の整備

蚕室等における展示公開に必要な設備等については、展示計画を立案の上で施工を実施する。なお、展示設備については、各建造物の歴史的価値を損なわないよう設置することを原則とし、また、保存活用方針に従い建築本体の見学を目的とするものは、展示設備がその妨げとならないものとする。

なお、現状で展示公開施設は冬季閉鎖の措置を採っているが、今後は通年開館を見込み、冷暖房設備及び断熱材の設置や雪囲い等の設置管理などの対応を図る。

また、新徴屋敷を史跡全体の受付案内所として整備を行う計画とする。

### ② 便益施設の整備

建造物内の各便所は便器数が少なく和式便器もあることから、各建物の活用方法に応じて、規模・仕様を設定した上で整備を行う。

駐車場は必要に応じ、史跡の周辺に景観や利便性に配慮しながら整備する。

また、休憩所等として活用している2番蚕室については、内装・設備の経年劣化等による誘客や利便性等の低下も懸念されることから、内装の更新や厨房設備の更新を行う。

### ③ サイン整備

松ヶ岡開墾場の価値に関する解説・案内を充実させ、見学者等が価値を理解・享受できる環境を整える。

特に、建造物の解説、また、指定地及び周辺地域における歴史的景観や産業の変遷、各時代における建造物の配置や生産工程の流れなどを示す解説の充実を図る。

また、正確でわかりやすい案内図を設置することで、安全で円滑な見学を促す。必要に応じて周辺の関連要素や広域の観光施設等への案内表示も設置を検討する。

#### ④ バリアフリー対応

史跡敷地内および各建造物内においては、スロープの設置、多機能トイレの整備、音声ガイドの導入など、バリアフリー対応を進める。但し、対応に関する整備は、史跡の本質的価値を損なわない方法のみを認める。

### 第3節 構成要素ごとの整備の方法

構成要素ごとの整備の方法を表9-1に示す。

また、建造物については、活用・整備に関する整備の方法を棟毎に区分したものを表9-2に示す。

表9-1 構成要素の整備方法

#### A) 本質的価値を構成する諸要素

[ ] : 史跡指定地外のみ所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	整備の方法
本質的価値を構成する諸要素	主たる要素	開墾	施設	① 本陣（本陣堤・庭）	指定地及び主要建造物（本陣・蚕業稻荷神社）の整備は、破損部の補修に努め、開墾当時の景観の維持に努める。後年の整備により歴史的景観が損なわれている箇所は文化財としてふさわしい意匠へ修景を行っていく。
				② 蚕業稻荷神社	
			開墾地	③ 土地（開墾地）	
				④ 経塚丘	
		生業	施設	⑤ 蚕室	創建当時の景観の維持に努め、蚕室の整備は建造物としての価値を損なわない範囲で行う。文化財価値を有する範囲（構造材や当初部材等）に損失のない整備を前提とし、活用に必要な内装・設備等を付加することを認める。活用に必要な内装・設備等は撤去・原状復旧が可能であることを条件とする。
				⑥ 貯桑土蔵（桑入土蔵）	
				⑦ 場内通路・側溝	
				⑧ 地下遺構	
		歴史資料	資料	⑨ 史料群（開墾に関する道具、文書、絵図、古写真等）	松ヶ岡開墾記念館の展示品として用いる。展示方法や必要な什器などは展示計画で検討を行う。
		無形	経営方針	⑩ 共有制	松ヶ岡開墾場の保存活用に必要な整備は、史跡の価値を損なわない範囲で認める。
				⑪ 総出作業	



大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	整備の方法
本質的価値を構成する諸要素	準じる要素	生業	施設	⑫ 寄宿舍	蚕室、学問所（文会堂）、寄宿舍として用途が変遷していく中で、どの時代の建物として、復原すべきか調査・研究・検討の上で方針を立て、整備に取り組む。 文化財価値を有する範囲（構造物や当初部材等）に損失のない整備を前提とし、活用に必要な内装・設備等を付加することを認める。 活用に必要な内装・設備等は撤去・原状復旧が可能であることを条件とする。
				⑬ 門	サイン等による解説で、歴史的背景（松ヶ岡開墾場におけるいつの時代のものか）を明確に示す。
		自然植生	開墾地	⑭ 植生（切株含む）	松、桜などの開墾場の歴史や景観を特徴づける植物は保護を基本とし、枯損の場合、植え替えを行う。
				⑮ 松	
				⑯ 桜（ソメイヨシノ）	
				⑰ 御手植えの桑	
		歴史資料	資料	⑱ [石碑]（門標）	破損、転倒等に十分注意を払い、必要に応じて覆屋・支保の設置等による保護対策を検討する。 史跡指定地内に石碑類の新設は行わない。 周辺地域への新設については一定の制限を設け、設置場所や大きさ等を十分に配慮し、史跡の歴史的・文化的景観を損なわないものに限定する。
				⑲ 石碑（明治天皇行幸碑）	
				⑳ 石碑（黒崎研堂詩碑）	
				㉑ 石碑（開墾百年碑）	
				㉒ 石碑（貞明皇后行啓碑）	
		無形	経営方針	㉓ 開墾記念日	記録等を作成し、伝承に努める。
				㉔ 松ヶ岡開墾場綱領	
				㉕ 教学事業（冬夜読書会等）	
				㉖ [東北振興研修所]	
				㉗ 行事食	
		その他	施設	㉘ 倉庫	外観の劣化部について、歴史的景観と調和を図った修復を行う。
				㉙ 貯蔵庫（防空壕）	機能や内部の状況を示す解説・展示サイン等を設置する。

B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	整備の方法
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	開墾	施設	⑳ [新徴屋敷]	市指定文化財としての価値の保存を前提とし、受付案内所として必要な内装・設備等を付加することを認める。 活用に必要な内装・設備等は撤去・原状復旧が可能であることを条件とする。	
			㉑ 冷蔵庫、人工孵化場、保護室（一部）	必要に応じて、外観修景を検討する。	
	生業	開墾地	㉒ [茶]	各々の育成に適した土壌の改良や、栽培・育成方法について調査研究を重ねる。	
			㉓ 桑		
			㉔ [畑]（柿、西洋梨、桃）		
	自然植生	開墾地	㉕ ため池（本陣堤等）	原則は現状維持とする。歴史的・文化的景観を構成するものとして清掃美化に努める。溜池改修の際は、歴史的景観の維持に、ふさわしい材料・素材・形状によるものとする。	
			㉖ [爺小屋の桜]	解説サインの設置やパンフレットへの解説掲載等による広報を行う。	
㉗ [水芭蕉]			水芭蕉園と松ヶ岡開墾場の双方から案内道標等を整備することで、来場者の利便性向上を図る。		

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	整備の方法
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	歴史資料	資料	③⑧ [石碑] (耕心碑)	破損、転倒等に十分注意を払い、必要に応じて覆屋・支保の設置等による保護対策を検討する。 史跡指定地内に石碑類の新設は行わない。 周辺地域への新設については一定の制限を設け、設置場所や大きさ等を十分に配慮し、史跡の歴史的・文化的景観を損なわないものに限定する。	
			③⑨ 石碑 (盡忠報國之碑)		
			④⑩ [石碑] (昭和天皇行幸記念碑)		
			④⑪ [石碑] (今上天皇皇后両陛下行幸啓記念碑)		
	無形	活用	④② 陶芸	店舗内装の整備は、建造物の保存・活用方針に従った制限内において認める。建造物への内装材付加などが認められない場合があるため、活用団体への理解を求める。	
			④③ 直売所		
			④④ クラフト		
			④⑤ 松ヶ岡産業(株)		
			④⑥ kibiso・侍絹・shop (鶴岡織物工業協同組合 鶴岡シルク(株))		
			④⑦ 干し柿		販売促進・販路拡大を推進する。

## C) 指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	整備の方法
指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素	付加整備	施設	④⑧ [農村公園]	かつてはため池として利用されていた変遷などの解説を検討する。 活用に応じて必要な整備を検討する。	
			④⑨ [庄内の米作り用具収蔵庫]、集会場、自転車小屋、車庫 (旧直売所)	必要に応じて、外観修景を検討する。	
			④⑩ [駐車場]、[トイレ]、サイン、外灯	本質的価値の活用に応じて、必要な箇所に適切な施設整備を行う。 破損・老朽化等が見られるものは更新する。 全体的な計画を検討の上で整備を行うことにより、景観への配慮した設置箇所、材質・色調等に統一感を持つデザインとする。既存のもので、不要もしくは見直しが必要なものは廃止・撤去を検討する。	
		開墾地	④⑪ ダリア	育成に適した土壌の改良や、栽培・育成方法について調査研究を重ねる。	
		活用	④⑫ 映画村資料館 (庄内映画村(株))	店舗内装の整備は、建造物の保存・活用方針に従った制限内において認める。建造物への内装材付加などが認められない場合があるため、活用団体への理解を求める。	

表 9-2 建造物ごとの整備方法

建物名	整備の方法	
	保存に関する整備	活用に関する整備
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の歴史的・文化的景観を維持保存するため、外観の保存・復原を優先事項とする。</li> <li>・ 劣化破損の著しい進行を防ぐため、定期的な補修に努める。</li> <li>・ 後年の改変・整備により歴史的景観が損なわれている箇所は文化財としてふさわしい意匠へ修景を行っていく。</li> <li>・ 建造物の現状変更として復原を行う際は、資料根拠に基づいて実施する。</li> <li>・ 外部に露出する設備機器（室外機等）はその機能に影響の無い範囲において歴史的景観との調和を図る修景を施す。</li> <li>・ 不特定多数の見学者等に内部を公開・活用する建造物を優先に避難誘導等サイン・マニュアルの整備などにより安全対策を施す。</li> <li>・ 建造物の破損を防ぐための防災設備を必要最低限の数量で設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活用に必要な整備は、史跡の本質的価値を損なわない方法・範囲で行う。</li> <li>・ 活用に必要な内装・設備等の設置は撤去・原状復旧が可能であることを条件とする。</li> <li>・ 史跡及び周辺地域において、不特定多数へ公開する各建造物にはバリアフリー対応を施す。</li> <li>・ 各建造物の活用方法に応じた便益施設の充実を図る。</li> <li>・ 松ヶ岡開墾場における本質的価値（各建造物の機能・役割）の享受・理解を補助するための案内・解説サインの充実を図る。各種サインは歴史的景観を阻害せず、調和を図った意匠・仕様とする。</li> <li>・ 展示公開施設は冬季閉鎖の措置を採っているが、今後は通年開館を見込み、冷暖房設備及び断熱材の設置や雪囲い等の設置管理などの対応を検討する。</li> </ul>
本陣	<p>平成 13 年（2001）に修復工事が完了しており、今後は定期的な維持管理に努める。</p>	<p>複数の見学グループが同時に見学できるよう、ガイドを補助する解説サイン等の充実を図る。但し、解説サインは本陣内部の意匠、本陣堤との相互的な景観（視点場／視対象）を阻害しないよう大きさ・材質・設置箇所等の仕様に配慮する。</p>
蚕業 稻荷神社	<p>昭和 39 年（1964）の建築であり、経年劣化が顕著にあらわれてくる段階にある。劣化調査を実施し、必要に応じた修復工事を実施する。</p>	<p>見学者等に対して蚕業稻荷神社及び経塚丘へ誘導・解説するためのサイン等の充実を図る。</p>
1 番蚕室	<p>平成 16 年（2004）に修復工事が完了しており、今後は定期的な維持管理に努める。</p>	<p>開墾の歴史を語る展示を目的とした整備を検討する。展示内容については、調査・研究に基づき開墾場全体の時代毎の変遷（生産工程と各建物の役割）をわかりやすく示すものとする。</p>
2 番蚕室	<p>平成 19 年（2007）に一部修復工事、平成 27 年（2015）に瓦葺替え工事が行われた。活用に即して、アルミサッシの使用、間仕切りの追加・平面形式の改変、内装材や設備等の付加等、当初形式からの改変が見受けられる。これらの改変箇所は、活用との兼ね合いを図りながら可能な範囲で文化財としての姿との調和を図る。</p>	<p>飲食、休憩、体験、ギャラリー、事務所など積極的な活用と機能に応じた、内部意匠・設備等の整備を行う。</p> <p>経年劣化が見られる内装材や厨房設備の更新を行う。また、厨房からの出火に対する防火措置など、積極的な活用に応じた現状変更を許容する。</p> <p>陶芸教室としての活用においては、窯場からの出火に対する防火措置を施す。</p>
3 番蚕室	<p>平成 26 年（2014）に一部修復工事が行われた。活用に即して、間仕切りの追加・平面形式の改変、内装材や設備等の付加が行われるなど、当初形式からの改変が見受けられる。これらの改変箇所は、活用との兼ね合いを図りながら可能な限り文化財としての姿へ復原していく。</p>	<p>養蚕、干し柿生産など生業を行う。</p> <p>養蚕、干し柿生産として活用する範囲は、文化財としての姿へ復原を行った上で、必要な設備等を設置する。</p> <p>なお、養蚕に用いる設備等は当時のものを再現して用い、干し柿生産に用いる設備等は自然素材を用いるなど、歴史的意匠との調和を図った仕様とする。</p>

建物名	整備の方法	
	保存に関する整備	活用に関する整備
4番蚕室	平成25年(2013)に一部修復工事が行われた。これらの改変箇所は、活用との兼ね合いを図りながら可能な範囲で文化財としての姿との調和を図る。	絹産業の歴史、発展の展示と見学を目的とした整備を検討する。展示内容については、絹の一貫工程の解説とともに、体験や学習などの活用と機能に応じた、内部意匠・設備等の整備を行う。
5番蚕室	平成14年(2002)に修復工事が完了しており、今後は定期的な維持管理に努める。	建築の見学を主とした再整備を検討する。高さのある展示什器や壁面を覆う展示パネル等は建築見学の妨げとなるため展示方法を見直していく。
貯桑土蔵 (桑入土蔵)	著しい破損・劣化が認められることから、調査及び根本修理が必要と予測される。修理に伴う現状変更は、痕跡調査等を根拠とする復原を原則とする。	復原においては、建築の特徴、貯桑土蔵の機能・役割など生業との結びつきの展示を整備する。
寄宿舍	沈下・傾斜が認められ、調査及び根本修理が必要と予測される。修理に伴う現状変更は、痕跡調査等を根拠とする復原を原則とする。	活用方法に即した現状変更(内部意匠・設備等の整備)は範囲が最小限となるよう努める。建築の履歴・特徴を示す解説サイン等の設備を行う。
倉庫	外観の劣化部について、歴史的景観と調和を図った修復を行う。	総出作業に用いる資材等が保管されている。復原を基本として修復するとともに、倉庫としての利便性を兼ねた整備を図る。
新徴屋敷	昭和61年(1986)に現在地に移築された。以後、市指定有形文化財(建造物)として保存・管理が行われている。平成30年度には鶴岡市郷土資料館から発見された史料に基づき復原工事が行われた。今後は定期的な維持管理に努め、修理の要否については、劣化調査の結果に従う。	史料に基づく復原を行うとともに、日本遺産「サムライゆかりのシルク」及び松ヶ岡開墾場の総合案内機能やガイド等の活動機能を持つ施設として外構及びサインも含めた改修整備を行う。



第4節 整備事業の計画

現時点で計画されている整備事業に関するスケジュールを表9-3に示す。

当該史跡は保存活用計画、日本遺産、歴史的風致維持向上計画における整備計画地であるため、各整備事業が一貫した内容となるよう連携を図り、必要に応じて計画の見直しや改定を行うこととする。

保存・活用に関する整備事業の計画推進にあたっては、効率的・効果的な運営を行うため、PDCAサイクルに基づく進行管理を行う。事業の進捗状況や経過観察の指標に基づき達成度を測り、成果や内容を評価し、見直しや改善が図られるようにする。

表9-2 予定される事業計画

		新総合計画												
		平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年	
計画等	日本遺産	前期 (文化庁補助期間)			後期 (自走期間)									
	歴まち (まち環)							新計画						
	保存活用 計画	旧計画		新計画 策定 概算要求										
整備内容等	1 番蚕室		日本遺産 展示制作						調査・瓦製作 →二階屋根修繕					
	2 番蚕室	遺徳顕彰 企画展示			調査・瓦製作 →二階屋根修理									
	3 番蚕室	避雷針 設置			村の生産 展示計画	村の生産 展示制作	調査・瓦製作 →二階屋根修繕							
	4 番蚕室		避雷針 設置	絹織歴史 展示設計	絹織歴史 展示制作				調査・瓦製作 →二階屋根修繕					
	5 番蚕室			避雷針 設置									調査・瓦製作 →二階屋根修繕	
	寄宿舍													
	貯桑土蔵				解体調査→設計積算→復原工事									
	新徴屋敷	情報発信 施設計画	情報発信 施設整備 ①	情報発信 施設整備 ②										
	本陣				屋根杉皮 補修 畳替え									
	蚕業 稲荷神社				石段修理 玉垣修理									
備考		明治 150年	DC	東京 五輪	松ヶ岡 150年	入部 400年								

## 第10章 運営・体制

### 第1節 運営・体制の方向性

指定地及び周辺景観の保存、保全、活用、整備に向けては、所有者、行政機関の各担当課（文化行政、都市計画行政、景観行政、農林行政等）、高等教育機関、地域住民、保存活用に取り組む各団体の関係者が連携することのできる体制を構築する。

保存と活用が相乗的に効果を発揮できるような運営を目指し、進捗状況を評価・点検しつつ、必要に応じて改善を図ることができる体制を整備する。

本計画で判断できない事案が発生した場合には、文化庁と山形県教育庁文化財・生涯学習課との協議を踏まえ、地域・関係団体等の意見を聴取しつつ対応する。

#### 【運営・体制の基本方針】（118頁再掲）

1. 指定地及び周辺環境の保存、保全、活用、整備に向けては、所有者、行政機関の各担当課（文化行政、都市計画行政、景観行政、農林行政等）、高等教育機関、地域住民、地域貢献の意思を有する各事業者等の関係者が連携し、公民連携による適切な役割分担など持続可能な運営・体制を構築する。
2. 保存と活用が相乗的に効果を発揮できるような運営を目指し、進捗状況を評価・点検しつつ、必要に応じて改善を図ることができる体制を整備する。

### 第2節 運営・体制の方法

#### （1）運営の方法

史跡の管理団体に指定された鶴岡市は、土地建物の所有者や活用団体が行う保存・活用・整備の方法が適切に史跡の保護に資するよう支援を行う。

現状変更等の取扱いについては、鶴岡市教育委員会社会教育課が担当し、必要に応じて、文化庁及び山形県教育庁文化財・生涯学習課の指導・助言を得て、文化財価値の保存、周辺環境の保全、適切な保存管理を確実にを行う。

指定地の本質的価値を生涯学習・地域学習・学校教育、観光、まちづくり、絹関連産業振興、食文化推進、普及・啓発活動等の資源として活用することができるように、「史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画庁内連絡会議」（仮称）を常設し、市関係課間での十分な情報共有・意思疎通・連携・調整の円滑化を図り、指定地一帯に統一性・一貫性のある整備を実施する。

表 10-1 指定地及び周辺環境に関する主要な法令と所管機関

法規	市所管課		国・県所管機関	許可権限者
	事務局	協議部局		
文化財保護法	社会教育課	—	文化庁 山形県教育庁文化財・生涯学習課	文化庁長官
都市計画法	都市計画課	社会教育課	国土交通省	
国土利用計画法	政策企画課	社会教育課	国土交通省 山形県県土地利用政策課	県知事
鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例	都市計画課	社会教育課	—	市長
山形県第12次鳥獣保護管理事業計画	農山漁村振興課	社会教育課	山形県みどり自然課	県知事

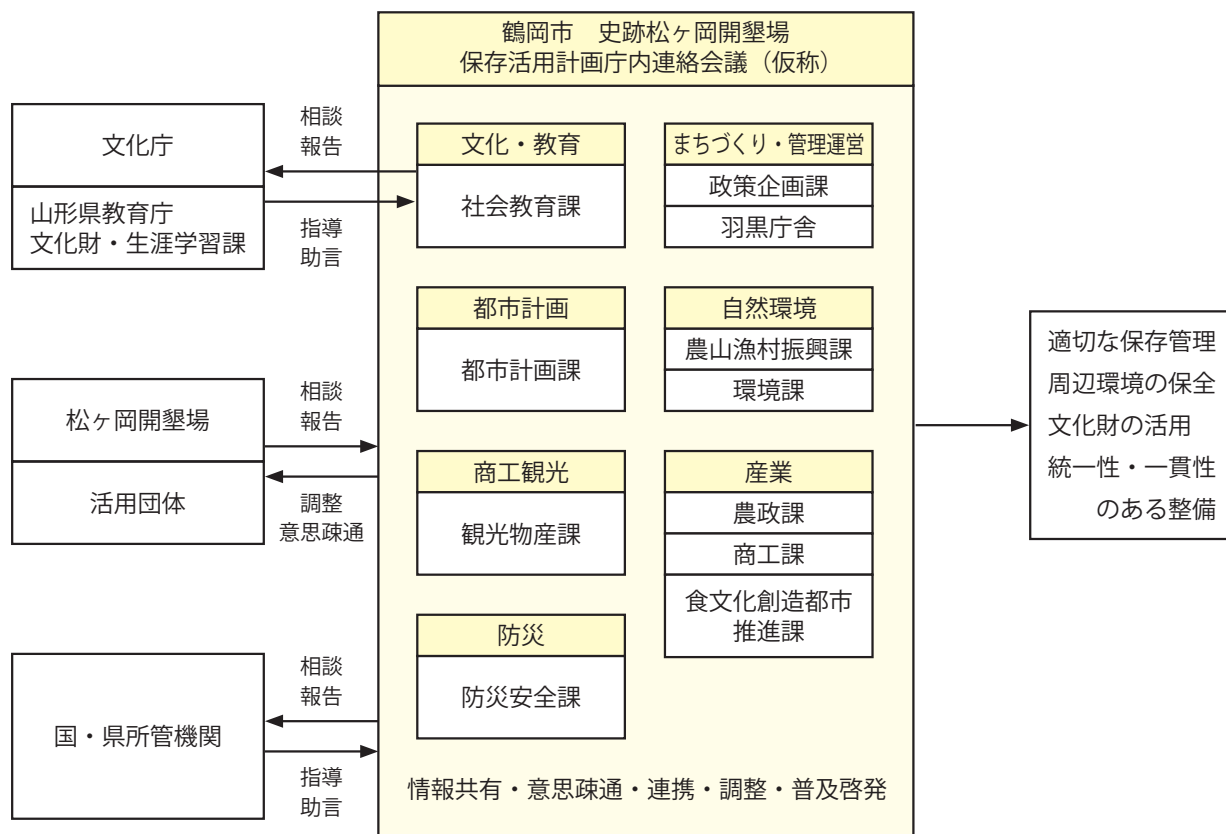


図 10-1 行政の体制 (概念図)

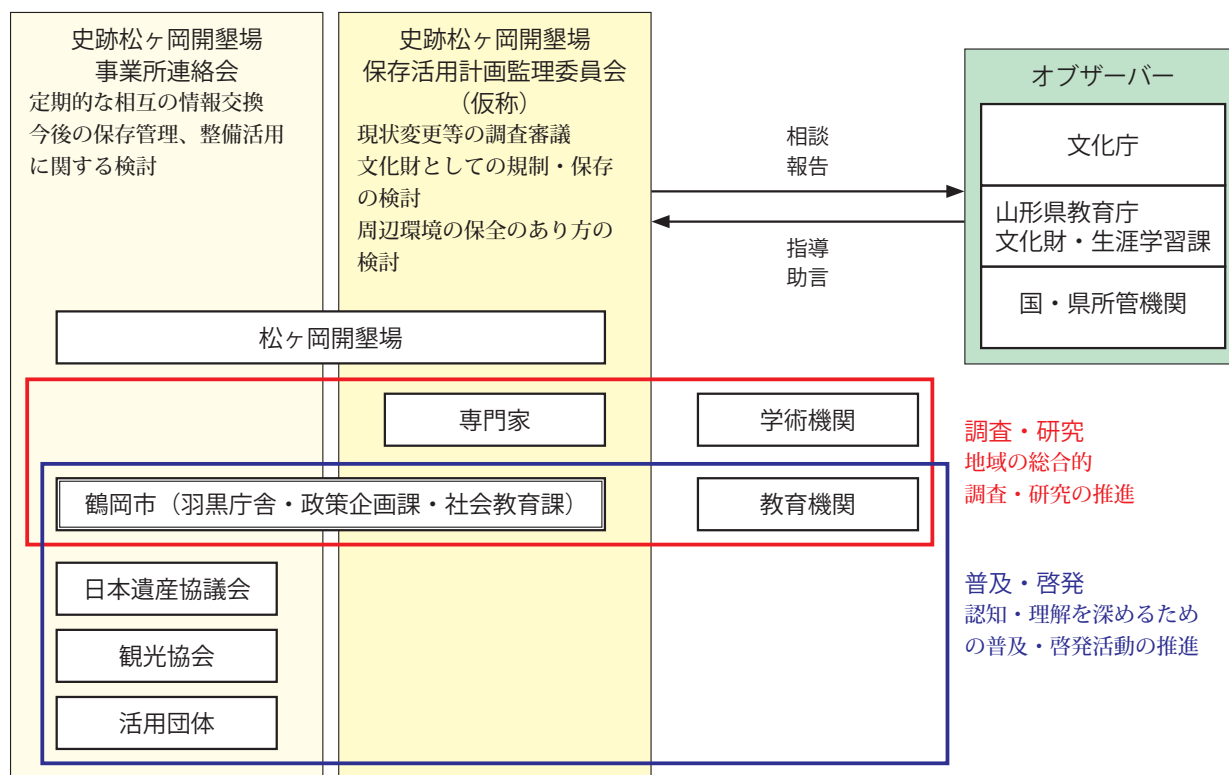


図 10-2 運営組織と関係者の連携 (概念図)

また、博物館類似施設としての位置付けのもと運営方法を検討するとともに、指定地内の土地建物を一体的・効率的に運営できるように指定管理者制度の導入を検討する。

## (2) 監理組織の設置

現状変更等の調査審議、文化財としての規制、保存、周辺環境の保全のあり方について審議検討する際は、保存活用計画策定委員会の組織構成を踏まえた「史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画監理委員会」（仮称）を設置し諮る。

## (3) 地元住民・所有者・関係団体との連携

関係行政機関、所有者（認可地縁団体松ヶ岡開墾場）、活用団体等で構成される「史跡松ヶ岡開墾場事業所連絡会」を設置し、定期的に相互の情報交換と、今後の保存管理、整備活用に関する検討を行う。

## (4) 緊急時対応

自然的事象による破損に対しては定期的な観測を実施し、予防対策保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整える。

指定地内で災害や事故等が発生した場合、又は異常を発見した場合など、緊急時における通報体制を確立し、迅速かつ適正な行動を定めるとともに、AED 設置、防災訓練を実施する。

見学者、ガイド、事業者等の安全を確保するため、総合的な防災計画を定める。

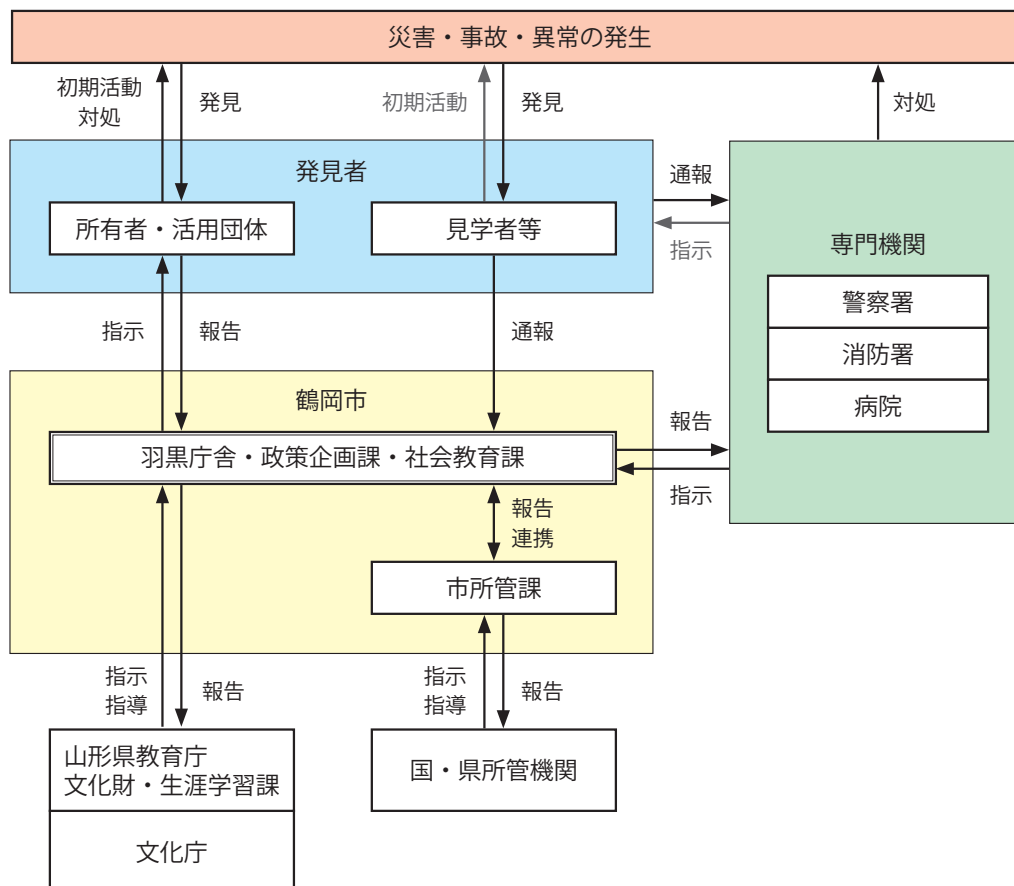


図 10-3 緊急時対応における通報体制（概念図）



# 第11章 施策の行動計画

## 第1節 施策の行動計画

行動計画の区分

短期計画	概ね5年以内に実施予定
中期計画	10年を越えて実施見込み
長期計画	20年を越えて実施見込み

松ヶ岡開墾場の本質的価値を次世代に向けて確実に継承していくためには、本計画に示した保存活用のための整備を行動計画として策定・実施することが必要である。

本章においては、本計画に示した構成資産の保存活用に関する諸事業について、重要度・緊急度を定め、短期（概ね5年以内に実施する予定）、中期（10年を越えて実施する見込み）、長期（20年を越えて実施する見込み）による計画に区分し、事業の優先度を明示する。

なお、ここで示す行動計画については、毎年、進捗状況を把握し、見直しを図るものとする。

## 第2節 施策の行動計画の区分

本計画における施策の概要と行動計画を表11-1に示し、以下に解説を加える。

### （1）保存のための整備

#### A）短期計画による整備

松ヶ岡開墾場の本質的価値の保護と活用と直結する史跡指定地全体における歴史的景観の修景については、最も重要度の高い整備と位置付ける。歴史的景観を阻害していると判断される諸要素の撤去は喫緊の課題であり、調査・精査を行った上で実施する。なお、指定地の周辺地域についても、歴史的景観を形成するものとして捉え、指定地と一体的な保護・向上を目指す必要がある。

また、地下遺構の保護も史跡における重要度が高く、表層の不足が認められる範囲は、盛土等による保護の徹底を実施する必要がある。

指定地の樹木については、定期的な剪定に努める。本陣東側一帯の樹木は、本陣・本陣堤と一体的な庭園としての体裁を意識して仕立て、その他の樹木は、安全管理や枯枝の除去を目的とする。

#### B）中・長期計画による整備

活用に際して設置される設備機器などのうち、歴史的景観を

表 11-1 施策の行動計画

整備の概要	整備の詳細	整備の取扱		区分			備考	
		現状 変更	維持 管理	短期 計画	中期 計画	長期 計画		
保存のための整備	歴史的景観の修景	景観阻害要因の修景	●			●		歴史的意匠との調和を図る。
		景観阻害要因の撤去	●		●			撤去は調査・精査を行った上で実施。
	建造物・工作物の修復・復原	破損・劣化部の補修		●		●		部分的な部材・部品の交換や外観、形態、意匠に大幅な変更を伴わない修理。
		解体を伴う大規模修理	●				●	各建造物等の現状（破損状況）を確認の上で実施。
	植生の管理	樹木の剪定		●	●			定期的に行う。
		枯死木の除去	●			●		除去は調査・精査を行った上で実施。
	地下遺構の保護	地下遺構の保護	●		●			開墾以降に解体された建物の地下遺構を対象とする。
	防災対応	避雷設備の設置	●				●	整備中。
		火災報知・消火・誘導設備の新設	●		●			史跡全体の火災対応など、総合的な防災計画に基づき整備を実施する。
		地震・風雪害対策	●			●		建造物の文化財価値を損なわない対策を検討する。
活用のための整備	展示公開施設の整備	受付案内所の整備		●	●			史跡指定地外にある新徴屋敷を受付案内所として整備。
		展示設備の整備		●	●			活用に必要な展示設備等の整備。歴史的価値を損なわないよう設置・撤去できるものとする。
		設備機器等の交換		●	●			故障したものや耐用年数を越えた設備機器等を交換対象とする。
	便益施設の整備	便所・駐車場・休憩所の整備	●			●		史跡全体の動線を考慮して整備する。
	サイン整備	解説の充実		●	●			各時代における建造物の配置、生産工程の流れを示す。
		案内図		●	●			安全で円滑な見学を促す。
		広域観光施設等への案内表示設置		●	●			周辺地域に所在する観光施設等への案内図、道標等の整備。
	バリアフリー対応	指定地及び周辺地域のバリアフリー対応	●			●		指定地及び周辺地域の移動等に関するバリアフリー対応。
		建造物のバリアフリー対応	●			●		各建造物内の移動等に関するバリアフリー対応。
	調査・研究	発掘調査	●				●	史跡価値向上のため積の発掘調査。

阻害するものに対しては、その機能に影響の無い範囲において、歴史的景観との調和を図る修景を施す。修景方法については材質・形状・色調等の各仕様に関して識者などの意見を参考に十分な検討を行い、歴史的意匠との統一的な調和を図る。

建造物・工作物については、これまで行ってきた修復作業を継続して実施するとともに、活用促進に応じた防災・風雪害への対策を進める。

各種防災設備について、避雷設備の設置は実施されているが、火災に対する対応として、火災報知・消火・誘導設備の設置に関する総合的な整備を実施する。また、地震・風雪害に対する対応として建物の構造補強は、保存と活用のバランスを考慮した整備が必要であり、十分な検討を以って取り組む。

## (2) 活用のための整備

### A) 短期計画による整備

史跡指定地外にある新徴屋敷を受付案内所として整備するほか、各建造物の活用に向けては、内装や設備等の整備が求められる可能性があることから、識者などの意見を参考に十分な検討を行い展示公開施設の整備を進める。サイン整備については、見学者等の受入体制の向上のため、各サインは史跡の歴史的景観にふさわしい統一したデザインによるものとし、材質・形状・色調・設置場所等の各仕様に関しても同様に識者などの意見を参考に十分な検討を行い整備する。

### B) 中・長期計画による整備

便所、駐車場、休憩所は見学者の動線や活用方針に基づいて必要な整備・拡張を進める。バリアフリーの対応について、史跡指定地については見学ルートとの調整を図り、建造物については建物ごとの活用方法に基づき、建造物の状況によってはハード（設備対応）・ソフト（人的対応）の双方での対応とする。

また、地下遺構の調査研究（発掘調査）に関しては、史跡の価値向上を目的し十分な検討を以って取り組む。

## 第12章 経過観察

### 第1節 経過観察の方向性

松ヶ岡開墾場の文化財価値を維持向上するため、指定地及び周辺環境に対する負の影響と被害・進行状況、改善状況を一定の周期によって経過観察し、継続的に記録する。

経過観察の記録を元に、その後の予防対策・保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整え、松ヶ岡開墾場の恒久的な保存と改善を図る。

予防対策・保護対策は負の影響を最大限に防ぐとともに、最短で除去又は影響を最小限に抑えるために合理的な対策を立案し、その対策の着実な実施についても経過観察を行う。

なお、松ヶ岡開墾場の本質的価値が歴史的景観にあることを考慮し、経過観察の対象を指定地の周辺環境にも広げ、一体的な経過観察を行う。

#### 【経過観察の基本方針】

1. 指定地及び周辺環境に対する負の影響と被害・進行状況と改善状況を経過観察し、継続的に記録することで、松ヶ岡開墾場の恒久的な保存と改善を図る。
2. 経過観察の記録を参考とし、負の影響を最大限に予防するとともに、負の影響が発生した場合には、最短で除去又は影響を最小限に抑えるための合理的な対策を立案し、その対策の着実な実施についても経過観察を行う。
3. 松ヶ岡開墾場の本質的価値が歴史的景観にあることを考慮し、経過観察の対象を指定地の周辺環境にも広げ、一体的な経過観察を行う。

### 第2節 経過観察の方法

経過観察は鶴岡市を中心とし、土地・建物の所有者（松ヶ岡開墾場）等の協力を得て、観察記録主体が現況の確認を行い、記録を作成する。観察指標は国・県・専門部局等の記録調査結果を参考に定める。

経過観察の対象とする影響・観察指標・周期・主体は表12-1の通りとする。本質的価値の保存や見学者等の安全性に対する負の影響は、必要に応じて周期頻度を高めて対応する。

蓄積した成果を分析し、史跡の本質的価値の存続に影響を及ぼすと考えられる状況が認められる場合には、速やかに予防策・改善策を講じる。

#### (1) 指定地及び周辺環境の保護

##### ① 景観変化

松ヶ岡開墾場の本質的価値である歴史的景観について写真等による記録・分析を行い、景観阻害要因を特定する。

指定地における景観阻害要因については、設置者又は管理者に対し、撤去もしくは修景を働きかける。

周辺地域における景観阻害要因については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮した形態・意匠・材料等への変更を働きかける。



② 環境変化

酸性雨の基準値達成率、気温の経年変化（温暖化）、病虫獣害による被害等、自然環境への負の影響を観察することで、歴史的景観を構成する自然的要素の保護を講じる。

③ 自然災害

地震、風雪害、火災等の自然災害に伴う被害面積を記録し、き損届出を管理・分析することで、以後の予防策・改善策を講じる。

④ 見学者等・観光における影響

見学者数、自動車・バスの利用数、指定地周辺の交通量を確認することで、活用促進に向けた整備の必要性把握や分析に向けた資料とする。

表 12-1 経過観察の対象とする影響・観察指標・周期・主体

指定地及び周辺環境に対する影響		観察指標	周期	観察記録主体	
指定地及び周辺環境の保護	景観変化	景観阻害要因の調査	目視による景観分析	毎年	羽黒庁舎 政策企画課 社会教育課
		周辺環境における大規模開発や工作物等の新設・改修	新設・改修の状況	毎年	羽黒庁舎 政策企画課 社会教育課
	環境変化	酸性雨	大気汚染に関する環境基準達成率	毎年	やまがた酸性雨ネットワーク
		気候変動	植生調査	およそ5年	農山漁村振興課
			気温の経年変化	毎年	気象庁
		野生動物・害虫による影響	獣害病虫による被害面積	毎年	農山漁村振興課
	自然災害	地震	被害面積	随時	羽黒庁舎 政策企画課 社会教育課
		風雪害	被害面積	随時	羽黒庁舎 政策企画課 社会教育課
		火災による影響	火災被害件数・面積	毎年	羽黒庁舎 政策企画課 社会教育課
		その他自然災害による史跡への影響	き損届出件数	毎年	社会教育課
	見学者等・観光による影響	見学者等・観光による史跡への影響	見学者等の数	毎年	羽黒庁舎
			自動車・バスの数	毎年	羽黒庁舎
			指定地周辺の交通量	毎年	羽黒庁舎
構成要素の保護	建造物・工作物・地下遺構等	建造物等における火災	防災設備の点検	毎年	羽黒庁舎 政策企画課 松ヶ岡開墾場
		構成要素の劣化	劣化状況の確認	毎年	羽黒庁舎 政策企画課 社会教育課
		調査研究の進捗	調査報告	毎年	社会教育課
	自然環境	主たる樹木の生育	生育の状況	毎年	羽黒庁舎

## (2) 構成要素の保護

## ① 建造物・工作物・地下遺構等

火災発生の可能性がある建造物については、防災設備を設置し、定期的な点検を実施する。各建造物・工作物は定期的に劣化状況を確認し、破損・劣化の修理を早期対応することで大規模修理を避け、維持管理の継続で保存するよう努める。史跡を構成する諸要素については、調査研究を継続し、調査結果について報告書等の形で保存するとともに、今後の整備へ活用する。

## ② 自然環境

指定地の主たる樹木については、生育状況を把握するとともに、枯死や虫害等による危険性の早期発見に努める。

指定地及び周辺環境に対する影響			観察指標	周期	観察記録主体
保存管理の現況	許認可	現状変更等の許可申請等	許可申請等の行政手続きの執行状況	毎年	社会教育課
	市民参加	清掃・維持管理活動	実施回数・参加者数	毎年	所有者・活用団体
活用の現況	安全対策	災害対策	見学者等の安全確保マニュアルの作成・運用	およそ5年	羽黒庁舎 政策企画課 松ヶ岡開墾場
	活用実績	研修会・セミナー等の実施回数と参加者数等の把握	参加者数	毎年	主催者
		学校教育・社会教育への活用状況	学校教育の課外授業の実態記録	毎年	社会教育課
		活用団体の活動状況	活用状況	毎年	羽黒庁舎
		行事・催事の活用状況	行事・催事の実施記録	毎年	羽黒庁舎
	情報提供	パンフレット・ホームページ等による情報提供	印刷部数・アクセス回数	毎年	羽黒庁舎
		ボランティアガイド等	ガイドの養成実績	毎年	羽黒庁舎
		見学モデルの設定・周知	周知媒体の確認	およそ3年	羽黒庁舎
認知・理解	文化財価値に関する見学者等の認知・理解度	アンケート等	随時	羽黒庁舎 政策企画課 社会教育課	
整備の現況	施設管理	案内板の新設・改修・管理	進捗状況・管理状況	随時	羽黒庁舎 政策企画課 松ヶ岡開墾場
		便益施設の新設・管理	進捗状況・管理状況	随時	羽黒庁舎 政策企画課 松ヶ岡開墾場
運営・体制の現況	意思疎通	関係機関等との調整・意思疎通	調整のための会議の開催回数等	毎年	羽黒庁舎 政策企画課 松ヶ岡開墾場

### (3) 保存管理の現況

#### ① 許認可

現状変更等の行政手続きを確実に行之、執行状況の確認を徹底し、本質的価値の保護に努める。

#### ② 市民参加

清掃等の維持管理への市民参加者数を観察することで、史跡への興味関心に関する指針とし、市民参加による維持管理の継続的实施に向けた資料とする。

### (4) 活用の現況

#### ① 安全対策

災害時における見学者等の安全確保マニュアルの作成を進めるとともに、運用における課題を抽出し、改訂を継続する。

#### ② 活用実績

史跡松ヶ岡開墾場に関する研修会・セミナー、学校教育・社会教育への活用状況等の実施回数と参加者数を把握することで、地域学習に関する活用実態の参考とする。

活用団体の活動報告や、行事・催事に関する内容や参加者数の実施記録を作成し、活用実績としてとりまとめ、今後の活用に関する参考とする。

#### ③ 情報提供

パンフレット・ホームページによる情報提供の実績について、印刷部数やアクセス回数を記録することで、情報提供による史跡の認知度や本質的価値の浸透度を測る参考資料とする。

ボランティアガイド等の養成実績について記録し、常に一定数の人数を確保するよう努める。

史跡地内及び周辺地域の見学モデルを設定し一体的な活用を図るとともに、周知媒体の作成やその効果について検証を行う。

#### ④ 認知・理解

見学者に対して利用しやすさや分かりやすさ等を測るアンケートを実施し、展示内容や情報発信等の拡充に努める。

### (5) 整備の現況

案内板、便益施設等、指定地及び周辺環境の保存活用に向けた周辺整備については、計画を立案し、新設・改修の進捗状況や維持管理の継続的实施などについて経過観察を実施する。

### (6) 運営・体制の現況

関係行政機関、所有者、関係団体、活用団体等により、指定地及び周辺環境における本質的価値の保存活用に向けて開催する各調整会議の開催回数や議事内容を記録し、管理運営体制を維持する。

## 参考資料 1 松ヶ岡開墾場保存活用計画基礎調査成果

平成 29 年度に実施した松ヶ岡開墾場保存活用計画基礎調査の一部成果について、以下に示す。

### 調査概要

保存活用計画策定の基礎資料として、1/500 の図面及び史跡内に存する建築物、樹木、石碑、その他の構成物など約 780 件について、由来、大きさ、写真等の個別記録を基礎資料として整備した。

### 調査内容

- 用地実測図原図 1/500、2.7 ヘクタール
- 用地構成物調査 主要構造物（14 件）  
その他非主要構造物（276 件）  
樹木（492 件）

### 掲載内容

- 主要構造物 …… 配置図、一覧表
- その他非主要構造物 …… 配置図、一覧表
- 樹木 …… 配置図、一覧表

※本報告書では各図の縮尺を 1/1000 として掲載した。

主要構造物 一覧表

番号	名称	規格 1	規格 2	規格 3	規格 4	エリア	主たる材質		設置年月日
1	本陣	かやぶき屋根	1 階建	瓦葺屋根	1 階建	本陣	木造		
2	倉庫	トタン葺屋根	1 階建			本陣	木造		
3	神社	瓦葺屋根	1 階建			経塚山	木造		
4	1 番蚕室	瓦葺屋根	2 階建			1・3・5 蚕室	木造		
5	2 番蚕室	瓦葺屋根	2 階建			2・4 蚕室	木造		
6	3 番蚕室	瓦葺屋根	2 階建			1・3・5 蚕室	木造		
7	4 番蚕室	瓦葺屋根	2 階建			2・4 蚕室	木造		
8	5 番蚕室	瓦葺屋根	2 階建			1・3・5 蚕室	木造		
9	寄宿舍	瓦葺屋根	2 階建			1・3・5 蚕室	木造		
10	冷蔵庫	トタン葺屋根	1 階建			1・3・5 蚕室	木造		
11	貯桑土蔵	コンクリート瓦葺屋根	1 階建			2・4 蚕室	鉄筋コンクリート		
12	桑種保護室	トタン葺屋根	1 階建			2・4 蚕室	鉄筋コンクリート		
13	人口孵化場	瓦葺屋根	1 階建			2・4 蚕室	木造		
14	小屋	瓦葺屋根	1 階建			2・4 蚕室	木造		

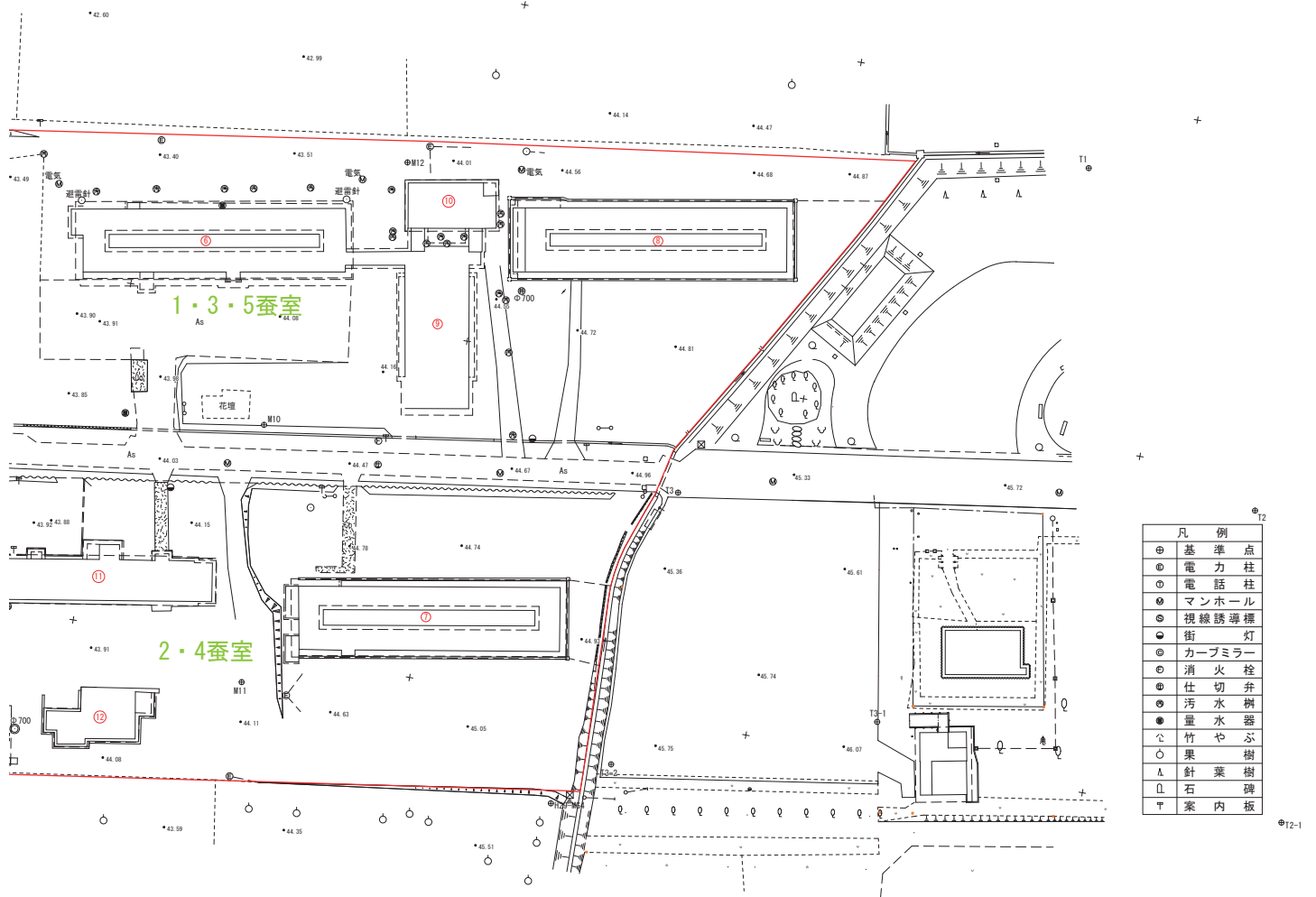




# 国指定史跡「松ヶ岡開墾場」

## 主要構造物配置図

Fig. M62



凡例	
⊕	基準点
⊙	電力柱
⊚	電話柱
⊗	マンホール
⊖	視線誘導標
⊕	街灯
⊙	カーブミラー
⊚	消火栓
⊗	仕切弁
⊖	汚水樹
⊙	量水器
⊕	竹やぶ
⊙	果樹
△	針葉樹
□	石碑
⊕	案内板

主要構造物調査一覧表

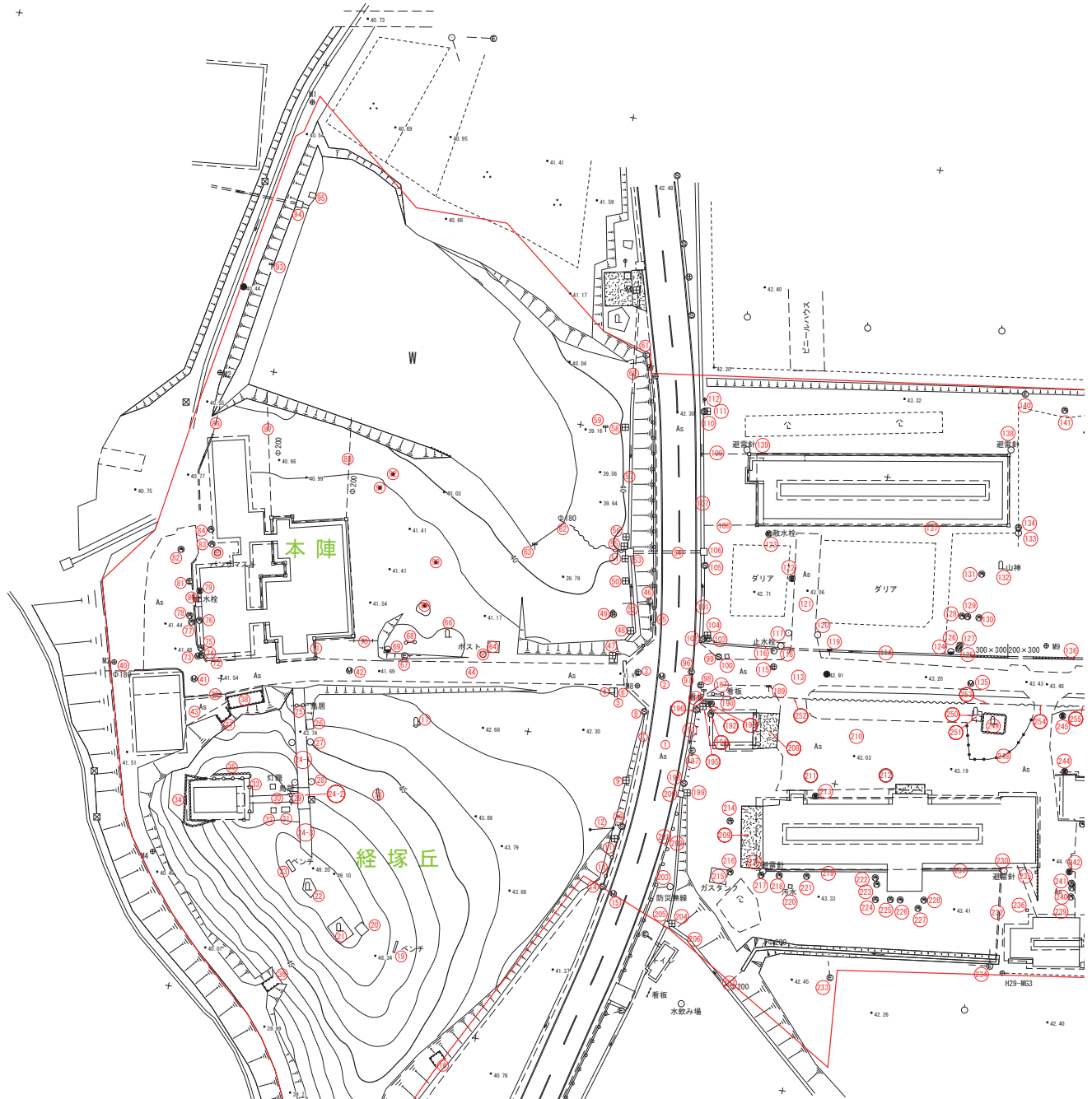
番号	名称
1	本陣
2	倉庫
3	蚕業稲荷神社
4	1番蚕室
5	2番蚕室
6	3番蚕室
7	4番蚕室
8	5番蚕室
9	寄宿舍
10	冷蔵庫
11	貯桑土蔵
12	桑種保護室
13	人口孵化場
14	小屋

平成 29 年度		図番
事業名	松ヶ岡開墾場 保全活用計画基礎調査業務	
工事名		
位置	鶴岡市羽黒町松ヶ岡地内	
主要構造物		
縮尺	1:1000	鶴岡市教育委員会 社会教育課



# 国指定史跡「松ヶ岡開墾場」

## その他非主要構造物配置図



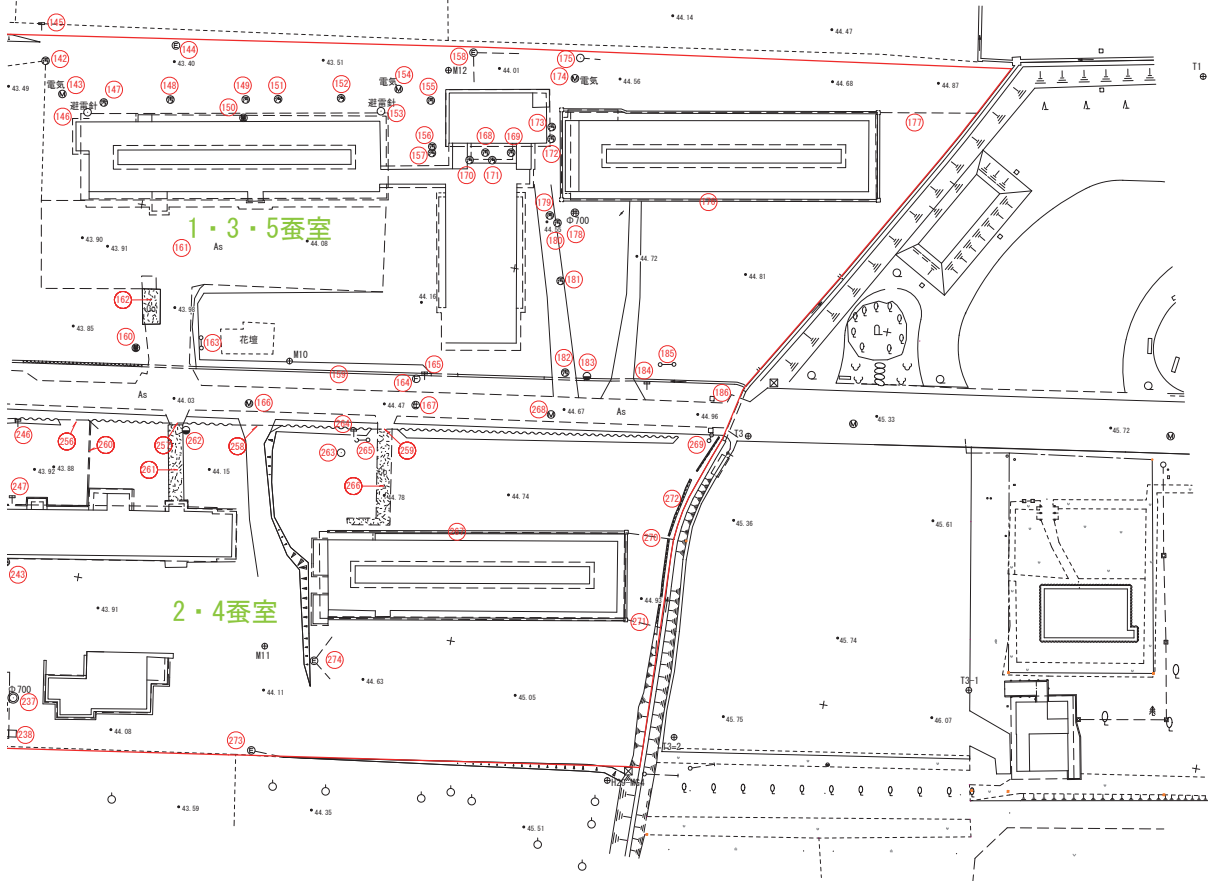
番号	名称
139	避雷針
140	電力柱
141	汚水樹
142	汚水樹
143	電気マンホール
144	電柱
145	桑苗養成中看板
146	避雷針
147	汚水樹ふた
148	汚水樹ふた
149	汚水樹ふた
150	量水器ふた
151	汚水樹ふた
152	汚水樹ふた
153	避雷針
154	電気マンホール
155	汚水樹ふた
156	汚水樹ふた
157	汚水樹ふた
158	電力柱
159	水路
160	量水器ふた
161	舗装
162	コンクリート舗装
163	看板用柱

番号	名称
164	消火栓
165	こうでらいね看板
166	下水マンホール
167	仕切弁
168	汚水樹ふた
169	汚水樹ふた
170	汚水樹ふた
171	汚水樹ふた
172	汚水樹ふた
173	汚水樹ふた
174	電気マンホール
175	電力柱
176	水路・集水樹
177	排水パイプ
178	井戸
179	汚水樹ふた
180	汚水樹ふた
181	汚水樹ふた
182	汚水樹ふた
183	街灯
184	庄内映画村資料館看板
185	庄内映画村資料館看板(大型)
186	開墾場東側入口門柱
187	国指定史跡松ヶ岡開墾場看板
188	ガラス戸掲示板

番号	名称
189	直売所ひょうたん看板
190	水路
191	水路
192	汚水樹ふた
193	汚水樹ふた
194	汚水樹ふた
195	羽黒町土地境界標
196	視線誘導標(スノーボール兼用)
197	電話柱
198	視線誘導標(スノーボール兼用)
199	羽黒町土地境界標
200	集水樹
201	ガードレール
202	水路
203	行政無線柱
204	羽黒町土地境界標
205	集水樹
206	水路
207	排水パイプ
208	コンクリート舗装
209	コンクリート舗装
210	アスファルト舗装
211	テストピース
212	テストピース
213	量水器ふた

その他非主要構造物一覧表

番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	アスファルト舗装	34	石積	69	街路灯	104	羽黒町土地境界標
2	下水マンホール	35	石積	70	竹柵	105	視線誘導標(スノーボール兼用)
3	仕切弁	36	防空壕跡	71	水路・集水樹	106	集水樹
4	本陣入口門柱	37	防空壕跡	72	水路	107	水路
5	のぼり立てコンクリート	38	自転車小屋	73	汚水樹ふた	108	排水パイプ
6	案内看板	39	水路	74	汚水樹ふた	109	排水パイプ
7	水路	40	排水パイプ	75	汚水樹ふた	110	視線誘導標(スノーボール兼用)
8	視線誘導標(スノーボール兼用)	41	下水マンホール	76	汚水樹ふた	111	羽黒町土地境界標
9	羽黒町土地境界標	42	下水マンホール	77	汚水樹ふた	112	道路標識
10	視線誘導標(スノーボール兼用)	43	アスファルト舗装	78	汚水樹ふた	113	アスファルト舗装
11	羽黒町土地境界標	44	アスファルト舗装	79	量水器ふた	114	水路
12	鉄棒	45	ガードレール	80	止水栓	115	仕切弁
13	ガードパイプ	46	電力柱	81	仕切弁	116	消火栓
14	視線誘導標(スノーボール兼用)	47	羽黒町土地境界標	82	汚水樹ふた	117	開墾記念館説明看板
15	下水マンホール	48	羽黒町土地境界標	83	汚水樹ふた	118	止水栓
16	防空壕跡	49	井戸	84	汚水樹ふた	119	開墾記念館看板
17	忠魂碑	50	羽黒町土地境界標	85	ハンザマスト	120	開墾記念館標柱
18	ベンチ	51	羽黒町土地境界標	86	排水パイプ	121	アスファルト舗装
19	ベンチ	52	水路	87	排水パイプ	122	量水器
20	国旗掲揚台	53	水路樹	88	排水パイプ	123	散水栓
21	明治天皇名代御座石碑	54	暗渠	89	磨石	124	街灯
22	石碑	55	羽黒町土地境界標	90	磨石	125	排水パイプ
23	ベンチ	56	羽黒町土地境界標	91	磨石	126	汚水樹ふた
24-1	参道	57	水路	92	磨石	127	汚水樹ふた
24-2	参道	58	羽黒町土地境界標	93	堤防落注意啓発看板	128	汚水樹ふた
24-3	参道	59	堤防落注意啓発看板	94	集水樹・水路	129	汚水樹ふた
25	鳥居	60	暗渠	95	樹	130	汚水樹ふた
26	手水鉢	61	電力柱	96	仕切弁	131	汚水樹ふた
27	不明	62	排水パイプ	97	止水栓	132	石碑
28	不明	63	堤防落注意啓発看板	98	仕切弁	133	電力柱
29	鳥居	64	国旗掲揚台	99	視線誘導標(スノーボール兼用)	134	汚水樹ふた
30	参道	65	郵便ポスト	100	開墾場西側入口門柱	135	下水マンホール
31	手水鉢	66	石碑	101	水路	136	石積
32	石灯籠	67	電力柱	102	視線誘導標(スノーボール兼用)	137	水路・集水樹
33	玉垣	68	本陣説明看板	103	カーブミラー	138	避雷針



凡例

●	基準点
⊙	電力柱
⊕	電話柱
⊗	マンホール
⊙	視線誘導標
○	街路灯
⊙	カーブミラー
⊙	消火栓
⊙	仕切弁
⊙	汚水樹
⊙	量水器
○	竹やぶ
○	果樹
△	針葉樹
□	石碑
⊞	案内板

214	汚水樹ふた	239	汚水樹ふた	264	庄内農具館看板
215	LPガスタンク	240	汚水樹ふた	265	庄内農具館説明看板
216	汚水樹ふた	241	汚水樹ふた	266	コンクリート舗装
217	汚水樹ふた	242	量水器ふた	267	水路・集水樹
218	汚水樹ふた	243	汚水樹ふた	268	下水マンホール
219	水路	244	量水器ふた	269	固定指定史跡松ヶ岡開墾場看板
220	汚水樹ふた	245	量水器ふた	270	排水パイプ
221	汚水樹ふた	246	松岡窯陶芸教室看板	271	排水パイプ
222	汚水樹ふた	247	松岡窯陶芸教室陶の蔵看板	272	塀壁
223	汚水樹ふた	248	テストベース	273	電力柱
224	汚水樹ふた	249	貞明皇后行啓記念碑	274	電力柱
225	汚水樹ふた	250	木柵		
226	汚水樹ふた	251	石碑		
227	汚水樹ふた	252	排水パイプ		
228	汚水樹ふた	253	排水パイプ		
229	汚水樹ふた	254	排水パイプ		
230	避雷針	255	排水パイプ		
231	水路・集水樹	256	排水パイプ		
232	排水パイプ	257	排水パイプ		
233	電力柱	258	排水パイプ		
234	電力柱	259	排水パイプ		
235	汚水樹ふた	260	水路		
236	汚水樹ふた	261	コンクリート舗装		
237	井戸	262	街灯		
238	樹	263	花回廊ようざんろどをつくる会標柱		

平成 29 年度	図 番
事業名	松ヶ岡開墾場 保全活用計画基礎調査業務
工事名	
位置	鶴岡市羽黒町松ヶ岡地内
その他非主要構造物	
縮尺	1:1000
	鶴岡市教育委員会 社会教育課



その他非主要構造物 一覧表

番号	名称	規格 1	規格 2	規格 3	規格 4	エリア	主たる材質		設置年月日
1	アスファルト舗装	面積 636.00m <sup>2</sup>				経塚丘	アスファルト		
2	下水マンホール	2号マンホール				本陣	金属		
3	仕切弁	φ 200				本陣	金属		
4	本陣入口門柱	門柱 610 × 610 × 1630	土台 800 × 800 × 250	2 基		経塚丘	石	設置年月日	調査中
5	のぼり立てコンクリート	1400 × 500 × 700	2 基			経塚丘	コンクリート		
6	案内看板	910 × 1730				経塚丘	木製、アクリル板		
7	水路	ドレーン 300 × 300	延長 78.20m			経塚丘	コンクリート		
8	視線誘導標 (スノーボール兼用)	φ 90				経塚丘	樹脂		
9	羽黒町土地境界標	120 × 120				経塚丘	コンクリート		
10	視線誘導標 (スノーボール兼用)	φ 90				経塚丘	樹脂		
11	羽黒町土地境界標	120 × 120				経塚丘	コンクリート		
12	鉄棒	φ 50	高さ 1950			経塚丘	金属		
13	ガードパイプ	φ 60	3m 3 基			経塚丘	金属		
14	視線誘導標 (スノーボール兼用)	φ 90				経塚丘	樹脂		
15	下水マンホール	2号マンホール				経塚丘	金属		
16	防空壕跡	2000 × 2340				経塚丘	コンクリート	設置年月日	調査中
17	忠魂碑	竿石 690 × 1950 × 200	土台 1500 × 1200 × 500			経塚丘	石	設置年月日	昭和 54 年 9 月
18	ベンチ	1920 × 300 × 50				経塚丘	コンクリート		
19	ベンチ	1920 × 300 × 50	土台 390 × 190 × 100 2 個			経塚丘	コンクリート		
20	国旗掲揚台	740 × 1370 × 450	土台 1670 × 1530 × 440			経塚丘	コンクリート	設置年月日	調査中
21	明治天皇名代御臨石碑	竿石 370 × 3000 × 220	土台 1330 × 1050 × 300	囲み石 700 × 160 × 160 15 個		経塚丘	石	設置年月日	調査中
22	石碑	竿石 1800 × 1000 × 210	土台 1330 × 1050 × 300			経塚丘	石	設置年月日	昭和 46 年 4 月吉日
23	ベンチ	1920 × 300 × 50 2 枚	土台 390 × 190 × 100 8 個			経塚丘	コンクリート		
24-1	参道	幅 1.81m	階段 1570 × 620 × 150	27 段		経塚丘	コンクリート		
24-2	参道	幅 20.0m	1 段			経塚丘	コンクリート		
24-3	参道	幅 1.9m	階段 1660 × 620 × 150	11 段		経塚丘	コンクリート		
25	鳥居	高さ 3.5m	幅 2.7m			経塚丘	コンクリート	設置年月日	調査中
26	手水鉢	950 × 500 × 630	囲み石 880 × 120 × 180 6 個			経塚丘	石	設置年月日	調査中
27	不明	6 角形 φ 600	6 角形 φ 800	6 角形 φ 1050	2 基	経塚丘	石	設置年月日	調査中
28	不明	400 × 400 × 150	550 × 550 × 190	720 × 720 × 200	2 基	経塚丘	石	設置年月日	調査中
29	鳥居	高さ 2.7m	幅 2.1m			経塚丘	コンクリート	設置年月日	調査中
30	参道	幅 1090	910 × 300 × 70	延長 7.68m		経塚丘	石	設置年月日	調査中
31	手水鉢	1300 × 800 × 500				経塚丘	石	設置年月日	調査中
32	石灯籠	高さ 1.9m	土台 810 × 810 × 1700	2 基		経塚丘	石	設置年月日	調査中
33	玉垣	柱 150 × 150 × 900	延長 21.90m			経塚丘	石	設置年月日	調査中
34	石積	石 150 × 150 × 150	延長 14.35m			経塚丘	石		
35	石積	延長 6.90m	石 250 × 200 × 250			経塚丘	石		
36	防空壕跡	2000 × 2340				経塚丘	コンクリート	設置年月日	調査中
37	防空壕跡	2000 × 2340				本陣	コンクリート	設置年月日	調査中
38	自転車小屋	5650 × 1950				本陣	コンクリート		
39	水路	150 × 150	延長 18.55m	蓋 200 × 600 × 40 10 枚		本陣	コンクリート		
40	排水パイプ	φ 200	延長 4.90m			本陣	塩ビ		
41	下水マンホール	1号マンホール				本陣	金属		
42	下水マンホール	1号マンホール				本陣	金属		
43	アスファルト舗装	面積 17.02m <sup>2</sup>				本陣	アスファルト		
44	アスファルト舗装	面積 429.29m <sup>2</sup>				本陣	アスファルト		
45	ガードレール	延長 47.94m				本陣	金属		
46	電力柱	φ 300				本陣	コンクリート		
47	羽黒町土地境界標	120 × 120				本陣	コンクリート		
48	羽黒町土地境界標	120 × 120				本陣	コンクリート		
49	井戸	φ 650				本陣	コンクリート		
50	羽黒町土地境界標	120 × 120				本陣	コンクリート		
51	羽黒町土地境界標	120 × 120				本陣	コンクリート		
52	水路	350 × 230	延長 14.27m			本陣	コンクリート		
53	水路柵	1000 × 1000 × 850				本陣	コンクリート		
54	暗渠	BOXC400 × 400	延長 10.75m			本陣	コンクリート		
55	羽黒町土地境界標	120 × 120				本陣	コンクリート		
56	羽黒町土地境界標	120 × 120				本陣	コンクリート		
57	水路	350 × 230	延長 24.91m			本陣	コンクリート		
58	羽黒町土地境界標	120 × 120				本陣	コンクリート		
59	堤転落注意啓発看板	高さ 1.50m	アクリル板 600 × 450			本陣	木		
60	暗渠	BOXC350 × 350	延長 7.39m			本陣	コンクリート		
61	電力柱	高さ 10.0m	φ 300			本陣	コンクリート		
62	排水パイプ	φ 180	地上部 延長 2.1m			本陣	塩ビ		
63	堤転落注意啓発看板	高さ 1.50m	アクリル板 600 × 450			本陣	木		
64	国旗掲揚台	1200 × 450 × 1800	土台 1800 × 800 × 450			本陣	コンクリート	設置年月日	昭和 46 年 4 月
65	郵便ポスト	300 × 270 × 540	土台 490 × 410 × 400			本陣	金属		
66	石碑	竿石 1000 × 1700 × 290	土台 1600 × 1400 × 400			本陣	石	設置年月日	調査中
67	電力柱	高さ 7.80m	φ 250			本陣	コンクリート		

番号	名称	規格 1	規格 2	規格 3	規格 4	エリア	主たる材質		設置年月日
68	本陣説明看板	1400 × 2300	土台 1700 × 500 × 600	亚克力板 1200 × 900		本陣	木		
69	街路灯	高さ 5.30m	φ 90			本陣	金属		
70	竹柵	5360 × 110				本陣	竹		
71	水路・集水樹	水路 300 × 150 ~ 250	延長 67.77m	集水樹 450 × 450	13 個	本陣	コンクリート		
72	水路	180 × 180	延長 42.42m	グレーチング 8 枚	コンクリート蓋 3 枚	本陣	コンクリート		
73	汚水樹ふた	φ 520				本陣	金属		
74	汚水樹ふた	φ 150				本陣	プラスチック		
75	汚水樹ふた	φ 150				本陣	プラスチック		
76	汚水樹ふた	φ 150	φ 55			本陣	プラスチック		
77	汚水樹ふた	表示 350	φ 385			本陣	プラスチック		
78	汚水樹ふた	φ 385				本陣	プラスチック		
79	量水器ふた	285 × 200				本陣	プラスチック		
80	止水栓	φ 90				本陣	プラスチック		
81	仕切弁	φ 190				本陣	金属		
82	汚水樹ふた	表示 350	φ 385			本陣	プラスチック		
83	汚水樹ふた	φ 325				本陣	プラスチック		
84	汚水樹ふた	φ 325				本陣	プラスチック		
85	ハンザマスト	高さ 18.0m	φ 600	土台 1200 × 1200 × 150		本陣	金属		
86	排水パイプ	φ 200	延長 5.0m			本陣	塩ビ		
87	排水パイプ	φ 200	延長 20.3m			本陣	塩ビ		
88	排水パイプ	φ 200	延長 16.4m			本陣	塩ビ		
89	庭石	600 × 400 × 150				本陣	石		
90	庭石	850 × 900 × 250				本陣	石		
91	庭石	750 × 400 × 300				本陣	石		
92	庭石	900 × 900 × 150				本陣	石		
93	堤転落注意啓発看板	高さ 1.50m	亚克力板 600 × 450			本陣	木		
94	集水樹・水路	集水樹 800 × 800 × 1200	水路 300 × 300 延長 1.02m	BOXC300 × 300 延長 3.82m		本陣	コンクリート		
95	樹	1000 × 750 × 1000				本陣	コンクリート		
96	仕切弁	φ 190				本陣	金属		
97	止水栓	φ 90				1・3・5 壺室	金属		
98	仕切弁	φ 190				1・3・5 壺室	金属		
99	視線誘導標 (スノーボール兼用)	φ 90				1・3・5 壺室	樹脂		
100	開墾場西側入口門柱	柱 620 × 620 × 1230	土台 820 × 820 × 60	2 基		1・3・5 壺室	石	設置年月日	調査中
101	水路	ドレイン 300 × 700 ~ 800	延長 16.42m			1・3・5 壺室	コンクリート		
102	視線誘導標 (スノーボール兼用)	φ 90				1・3・5 壺室	樹脂		
103	カーブミラー	高さ 3.0m	φ 80			1・3・5 壺室	金属		
104	羽黒町土地境界標	120 × 120				1・3・5 壺室	コンクリート		
105	視線誘導標 (スノーボール兼用)	φ 90				1・3・5 壺室	樹脂		
106	集水樹	700 × 700 × 1000				1・3・5 壺室	コンクリート		
107	水路	ドレイン 300 × 450	延長 27.84m			1・3・5 壺室	コンクリート		
108	排水パイプ	φ 200	延長 7.1m			1・3・5 壺室	塩ビ		
109	排水パイプ	φ 200	延長 8.3m			1・3・5 壺室	塩ビ		
110	視線誘導標 (スノーボール兼用)	φ 90				1・3・5 壺室	樹脂		
111	羽黒町土地境界標	120 × 120				1・3・5 壺室	コンクリート		
112	道路標識	高さ 3.0m	φ 60			1・3・5 壺室	金属		
113	アスファルト舗装	面積 584.42m <sup>2</sup>				1・3・5 壺室	アスファルト		
114	水路	300 × 300	延長 47.21m			1・3・5 壺室	コンクリート		
115	仕切弁	φ 190				1・3・5 壺室	金属		
116	消火栓	φ 140				1・3・5 壺室	金属		
117	開墾記念館説明看板	高さ 1.8m	亚克力板 1200 × 900	亚克力板 1400 × 830		1・3・5 壺室	木		
118	止水栓	φ 40				1・3・5 壺室	金属		
119	開墾記念館看板	高さ 1.22m	木板 900 × 420	2 枚		1・3・5 壺室	木		
120	開墾記念館標柱	高さ 2.8m	8 角径 φ 400	2 基	看板 380 × 2130	1・3・5 壺室	石		
121	アスファルト舗装	面積 80.81m <sup>2</sup>				1・3・5 壺室	アスファルト		
122	量水器	260 × 165				1・3・5 壺室	金属		
123	散水栓	280 × 195				1・3・5 壺室	プラスチック		
124	街灯	高さ 5.2m	φ 90			1・3・5 壺室	金属		
125	排水パイプ	φ 100	地上部 延長 0.8m			1・3・5 壺室	塩ビ		
126	汚水樹ふた	φ 450				1・3・5 壺室	金属		
127	汚水樹ふた	表示 400	φ 440			1・3・5 壺室	プラスチック		
128	汚水樹ふた	表示 400	φ 440			1・3・5 壺室	プラスチック		
129	汚水樹ふた	表示 400	φ 440			1・3・5 壺室	プラスチック		
130	汚水樹ふた	φ 440				1・3・5 壺室	プラスチック		
131	汚水樹ふた	表示 400	φ 440			1・3・5 壺室	プラスチック		
132	石碑	竿石 500 × 120 × 110	土台 440 × 500 × 260			1・3・5 壺室	石		
133	電力柱	高さ 6.2m	φ 150			1・3・5 壺室	コンクリート		
134	汚水樹ふた	表示 350	φ 385			1・3・5 壺室	プラスチック		
135	下水マンホール	1 号マンホール				1・3・5 壺室	金属		
136	石積	150 × 100 × 100	延長 28.21m			1・3・5 壺室	石		

番号	名称	規格 1	規格 2	規格 3	規格 4	エリア	主たる材質		設置年月日
137	水路・集水樹	水路 300 × 300	延長 104.81m	集水樹 450 × 450	集水樹 4 個	1・3・5 畜室	コンクリート		
138	避雷針	上面 250 × 250	底面 400 × 400	高さ 1000		1・3・5 畜室	コンクリート		
139	避雷針	上面 250 × 250	底面 400 × 400	高さ 1000		1・3・5 畜室	コンクリート		
140	電力柱	高さ 9.6 m	φ 300			1・3・5 畜室	コンクリート		
141	汚水樹	表示 350	φ 385			1・3・5 畜室	プラスチック		
142	汚水樹	表示 350	φ 385			1・3・5 畜室	プラスチック		
143	電気マンホール	φ 645				1・3・5 畜室	金属		
144	電柱	高さ 9.6m	φ 300			1・3・5 畜室	コンクリート		
145	桑苗養成中看板	高さ 1.13m	アクリル版 600 × 450			1・3・5 畜室	木		
146	避雷針	上面 250 × 250	底面 400 × 400	高さ 1000		1・3・5 畜室	コンクリート		
147	汚水樹ふた	表示 350	φ 385			1・3・5 畜室	プラスチック		
148	汚水樹ふた	表示 350	φ 385			1・3・5 畜室	プラスチック		
149	汚水樹ふた	φ 330				1・3・5 畜室	プラスチック		
150	量水器ふた	245 × 180				1・3・5 畜室	プラスチック		
151	汚水樹ふた	φ 145				1・3・5 畜室	プラスチック		
152	汚水樹ふた	φ 145				1・3・5 畜室	プラスチック		
153	避雷針	上面 250 × 250	底面 400 × 400	高さ 1000		1・3・5 畜室	コンクリート		
154	電気マンホール	φ 645				1・3・5 畜室	金属		
155	汚水樹ふた	φ 145				1・3・5 畜室	プラスチック		
156	汚水樹ふた	φ 145				1・3・5 畜室	プラスチック		
157	汚水樹ふた	φ 145	φ 80			1・3・5 畜室	プラスチック		
158	電力柱	高さ 9.8m	φ 300			1・3・5 畜室	コンクリート		
159	水路	200 × 300	延長 110.03m	蓋 400 × 500 × 120 2箇所	蓋 300 × 500 × 100 3箇所	1・3・5 畜室	コンクリート		
160	量水器ふた	蓋 450 × 230				1・3・5 畜室	プラスチック		
161	舗装	面積 553.57m <sup>2</sup>				1・3・5 畜室	アスファルト		
162	コンクリート舗装	面積 10.97m <sup>2</sup>				1・3・5 畜室	コンクリート		
163	看板用柱	高さ 1.85m	幅 1490	看板 475 × 1650		1・3・5 畜室	木		
164	消火栓	φ 150				1・3・5 畜室	金属		
165	こうでらいね看板	高さ 1.47m	木板 900 × 260 2 枚			1・3・5 畜室	木		
166	下水マンホール	1 号マンホール				1・3・5 畜室	金属		
167	仕切弁	φ 190				1・3・5 畜室	金属		
168	汚水樹ふた	φ 325				1・3・5 畜室	プラスチック		
169	汚水樹ふた	φ 325				1・3・5 畜室	プラスチック		
170	汚水樹ふた	表示 250	250 × 250			1・3・5 畜室	プラスチック		
171	汚水樹ふた	表示 250	250 × 250			1・3・5 畜室	プラスチック		
172	汚水樹ふた	φ 150				1・3・5 畜室	プラスチック		
173	汚水樹ふた	φ 150				1・3・5 畜室	プラスチック		
174	電気マンホール	φ 645				1・3・5 畜室	金属		
175	電力柱	高さ 5.4m	φ 120			1・3・5 畜室	金属		
176	水路・集水樹	水路 300 × 80 ~ 250	延長 105.17m	集水樹 450 × 450	4 個	1・3・5 畜室	コンクリート		
177	排水パイプ	φ 200	延長 12.9m			1・3・5 畜室	塩ビ		
178	井戸	φ 700				1・3・5 畜室	コンクリート		
179	汚水樹ふた	φ 150				1・3・5 畜室	プラスチック		
180	汚水樹ふた	φ 150				1・3・5 畜室	プラスチック		
181	汚水樹ふた	φ 150				1・3・5 畜室	プラスチック		
182	汚水樹ふた	φ 295				1・3・5 畜室	プラスチック		
183	街灯	高さ 5.4m	φ 90			1・3・5 畜室	金属		
184	庄内映画村資料館看板	高さ 1.46m	木板 900 × 265			1・3・5 畜室	木		
185	庄内映画村資料館看板(大型)	高さ 1.05m	木板 1820 × 455			1・3・5 畜室	木		
186	開墾場東側入口門柱	柱 310 × 330 × 1090	土台 600 × 600 × 100	2 基		1・3・5 畜室	石	設置年月日	調査中
187	国定指定史跡松ヶ岡開墾場看板	高さ 1.6m	木板 1310 × 920			2・4 畜室	木		
188	ガラス戸掲示板	高さ 1.75m	掲示板 1250 × 950			2・4 畜室	木		
189	直売所ひょうたん看板	高さ 1.4m	木板 910 × 315 2 枚			2・4 畜室	木		
190	水路	300 × 300	延長 5.0m			2・4 畜室	コンクリート		
191	水路	ドレーン 300 × 300	延長 15.59m			2・4 畜室	コンクリート		
192	汚水樹ふた	φ 450				2・4 畜室	金属		
193	汚水樹ふた	φ 150				2・4 畜室	プラスチック		
194	汚水樹ふた	φ 150	φ 55			2・4 畜室	プラスチック		
195	羽黒町土地境界標	120 × 120				2・4 畜室	コンクリート		
196	視線誘導標(スノボール兼用)	φ 90				2・4 畜室	樹脂		
197	電話柱	高さ 6.6m	φ 300			2・4 畜室	コンクリート		
198	視線誘導標(スノボール兼用)	φ 90				2・4 畜室	樹脂		
199	羽黒町土地境界標	120 × 120				2・4 畜室	コンクリート		
200	集水樹	700 × 700 × 700				2・4 畜室	コンクリート		
201	ガードレール	延長 18.52m				2・4 畜室	金属		
202	水路	350 × 300	延長 20.14m			2・4 畜室	コンクリート		
203	行政無線柱	高さ 14.4m	φ 200			2・4 畜室	金属		
204	羽黒町土地境界標	120 × 120				2・4 畜室	コンクリート		
205	集水樹	700 × 700 × 700				2・4 畜室	コンクリート		

番号	名称	規格 1	規格 2	規格 3	規格 4	エリア	主たる材質		設置年月日
206	水路	500 × 300	延長 6.29m			2・4 畜室	コンクリート		
207	排水パイプ	φ 250	延長 2.0m			2・4 畜室	塩ビ		
208	コンクリート舗装	面積 22.84m <sup>2</sup>				2・4 畜室	コンクリート		
209	コンクリート舗装	面積 34.76m <sup>2</sup>				2・4 畜室	コンクリート		
210	アスファルト舗装	面積 607.36m <sup>2</sup>				2・4 畜室	アスファルト		
211	テストピース	φ 250 × 300	40 個			2・4 畜室	コンクリート		
212	テストピース	φ 250 × 300	39 個			2・4 畜室	コンクリート		
213	量水器ふた	260 × 180				2・4 畜室	プラスチック		
214	汚水樹ふた	表示 400	φ 440			2・4 畜室	プラスチック		
215	LP ガスタンク	高さ 1.3m	φ 1200	土台 2600 × 2300 × 140		2・4 畜室	金属		
216	汚水樹ふた	表示 400	φ 440			2・4 畜室	プラスチック		
217	汚水樹ふた	表示 400	φ 440			2・4 畜室	プラスチック		
218	汚水樹ふた	表示 350	φ 385			2・4 畜室	プラスチック		
219	水路	300 × 300	延長 19.40m			2・4 畜室	コンクリート		
220	汚水樹ふた	450 × 450				2・4 畜室	コンクリート		
221	汚水樹ふた	表示 350	φ 385			2・4 畜室	プラスチック		
222	汚水樹ふた	表示 350	φ 385			2・4 畜室	プラスチック		
223	汚水樹ふた	表示 350	φ 385			2・4 畜室	プラスチック		
224	汚水樹ふた	表示 300	φ 330			2・4 畜室	プラスチック		
225	汚水樹ふた	φ 330				2・4 畜室	プラスチック		
226	汚水樹ふた	表示 300	φ 330			2・4 畜室	プラスチック		
227	汚水樹ふた	φ 500				2・4 畜室	金属		
228	汚水樹ふた	φ 150				2・4 畜室	プラスチック		
229	避雷針	上面 250 × 250	底面 400 × 400	高さ 1000		2・4 畜室	コンクリート		
230	避雷針	上面 250 × 250	底面 400 × 400	高さ 1000		2・4 畜室	コンクリート		
231	水路・集水樹	水路 300 × 300	延長 11.9m	集水樹 450 × 450	1 個	2・4 畜室	コンクリート		
232	排水パイプ	φ 200	延長 14.0m			2・4 畜室	塩ビ		
233	電力柱	高さ 10.2m	φ 300			2・4 畜室	コンクリート		
234	電力柱	高さ 11.4m	φ 300			2・4 畜室	コンクリート		
235	汚水樹ふた	300 × 300				2・4 畜室	コンクリート		
236	汚水樹ふた	300 × 300				2・4 畜室	コンクリート		
237	井戸	φ 700				2・4 畜室	コンクリート		
238	樹	900 × 900 × 1650				2・4 畜室	コンクリート		
239	汚水樹ふた	φ 145				2・4 畜室	プラスチック		
240	汚水樹ふた	φ 145	φ 80			2・4 畜室	プラスチック		
241	汚水樹ふた	φ 145				2・4 畜室	プラスチック		
242	量水器ふた	320 × 200				2・4 畜室	プラスチック		
243	汚水樹ふた	260 × 260				2・4 畜室	プラスチック		
244	量水器ふた	280 × 170				2・4 畜室	プラスチック		
245	量水器ふた	440 × 230				2・4 畜室	プラスチック		
246	松岡窯陶芸教室看板	高さ 1.5m	木板 920 × 320			2・4 畜室	木		
247	松岡窯陶芸教室陶の蔵看板	高さ 1.5m	木板 2200 × 440			2・4 畜室	木		
248	テストピース	φ 250 × 300	121 個			2・4 畜室	コンクリート		
249	貞明皇后行啓記念碑	竿石 1200 × 2650 × 220	土台 2400 × 1400 × 400	囲み石 300 × 300 × 300 25 個		2・4 畜室	石	設置年月日	調査中
250	木柵	高さ 0.8m	木柵 1450 × 1450			2・4 畜室	木		
251	石碑	竿石 620 × 100 × 90				2・4 畜室	石	設置年月日	調査中
252	排水パイプ	φ 200	延長 5.02m			2・4 畜室	コンクリート		
253	排水パイプ	φ 200	延長 7.8m			2・4 畜室	コンクリート		
254	排水パイプ	φ 300	延長 3.92m			2・4 畜室	コンクリート		
255	排水パイプ	φ 150	延長 2.91m			2・4 畜室	コンクリート		
256	排水パイプ	φ 300	延長 4.02m			2・4 畜室	コンクリート		
257	排水パイプ	φ 250	延長 3.27m			2・4 畜室	コンクリート		
258	排水パイプ	φ 150	延長 6.64m			2・4 畜室	コンクリート		
259	排水パイプ	φ 150	延長 3.41m			2・4 畜室	コンクリート		
260	水路	120 × 120	延長 8.78m			2・4 畜室	コンクリート		
261	コンクリート舗装	面積 19.69m <sup>2</sup>				2・4 畜室	コンクリート		
262	街灯	高さ 5.2m	φ 90			2・4 畜室	金属		
263	花回廊ようざんろどをつくる会館	110 × 110 × 1900				2・4 畜室	木		
264	庄内農具館看板	高さ 1.46m	木板 900 × 260			2・4 畜室	木		
265	庄内農具館説明看板	高さ 2.0m	アクリル板 1210 × 910			2・4 畜室	木		
266	コンクリート舗装	面積 27.41m <sup>2</sup>				2・4 畜室	コンクリート		
267	水路・集水樹	水路 300 × 100 ~ 200	延長 89.44m	集水樹 450 × 450	2 個	2・4 畜室	コンクリート		
268	下水マンホール	1 号マンホール				2・4 畜室	金属		
269	国定指定史跡松ヶ岡開墾場看板	高さ 1.6m	木板 1300 × 920			2・4 畜室	木		
270	排水パイプ	φ 200	延長 6.0m			2・4 畜室	塩ビ		
271	排水パイプ	φ 200	延長 5.2m			2・4 畜室	塩ビ		
272	擁壁	130 × 300	延長 5.4m	延長 8.0m	延長 11.2m	2・4 畜室	コンクリート		
273	電力柱	高さ 10.6m	φ 300			2・4 畜室	コンクリート		
274	電力柱	高さ 8.0	φ 300			2・4 畜室	コンクリート		



樹種調査一覧表

番号	樹種
C1	ツゲ
C2	ツゲ
C3	ツゲ
C4	ツゲ
C5	ツゲ
C6	ツゲ
C7	モミジ
C8	モミジ
C9	モミジ
C10	イロハモミジ
C11	オオモミジ
C12	オオモミジ
C13	オオモミジ
C14	マツ類(切株)
C15	マツ類(切株)
C16	スギ
C17	スギ
C18	ヤナギ(切株)
C19	シダレヤナギ
C20	スギ
C21	スギ
C22	スギ
C23	スギ
C24	スギ
C25	スギ
C26	スギ
C27	スギ
C28	スギ
C29	スギ(切株)
C30	オオモミジ
C31	ツゲ
C32	エンジュ
C33	エンジュ
C34	スギ
C35	スギ
C36	オオモミジ
C37	オオモミジ
C38	オオモミジ

番号	樹種
C39	ツツジ
C40	ツツジ
C41	ツツジ
C42	アジサイ
C43	オオモミジ
C44	イトヒバ
C45	イトヒバ
C46	オオモミジ
C47	オオモミジ
C48	オオモミジ
C49	オオモミジ
C50	オオモミジ
C51	オオモミジ
C52	オオモミジ
C53	オオモミジ
C54	アジサイ
C55	ツツジ

番号	樹種
C56	不明
C57	不明
C58	不明
C59	ツツジ
C60	ツツジ
C61	イトヒバ
C62	ツゲ
C63	オオモミジ
C64	オオモミジ
C65	オオモミジ
C66	オオモミジ
C67	不明(切株)

番号	樹種
C68	ドウダンツツジ
C69	カエデ
C70	ミズナラ
C71	オオモミジ
C72	ケヤキ
C73	ミズナラ
C74	ミズナラ
C75	サクラ
C76	サクラ

番号	樹種
C77	サクラ
C78	ツバキ
C79	スギ
C80	サクラ
C81	サクラ
C82	クルミ
C83	オオモミジ
C84	オオモミジ
C85	サクラ
C86	サクラ
C87	サクラ
C88	サクラ
C89	アカマツ
C90	ツツジ
C91	サクラ
C92	ツツジ

番号	樹種
C93	アジサイ
C94	ツゲ
C95	モミジ
C96	ツゲ
C97	アカマツ
C98	アカマツ
C99	サツキ
C100	マツ類(切株)
C101	アカマツ
C102	アカマツ
C103	アカマツ(切株)
C104	イトヒバ
C105	アカマツ
C106	ネムノキ
C107	ネムノキ
C108	ナナカマド

番号	樹種
F1	アカマツ
F2	アカマツ
F3	アカマツ(切株)
F4	アカマツ
F5	アカマツ(切株)
F6	アカマツ
F7	サクラ(切株)
F8	サクラ
F9	サクラ
F10	サクラ
F11	ドウダン
F12	ドウダン
F13	イチイ
F14	アオキ
F15	ドウダン
F16	ドウダン
F17	イチイ
F18	ツゲ
F19	アカマツ
F20	アカマツ
F21	アカマツ(切株)
F22	アカマツ(切株)
F23	サクラ(切株)
F24	サクラ
F25	ツゲ
F26	ツゲ
F27	サカキ
F28	サクラ
F29	アカマツ(切株)
F30	ツゲ玉
F31	不明
F32	ヒノキ
F33	ヒノキ
F34	ヒノキ(切株)
F35	ヒノキ
F36	ヒノキ(切株)
F37	不明(切株)
F38	不明(切株)
F39	不明(切株)
F40	アカマツ(切株)
F41	アカマツ(切株)
F42	ヒノキ(切株)
F43	マツ類
F44	ヒノキ
F45	ヒノキ(切株)
F46	アカマツ
F47	ヒノキ(切株)
F48	サカキ(切株)
F49	サカキ
F50	マツ類(切株)
F51	マツ類(切株)
F52	マツ類(切株)
F53	サカキ(切株)
F54	ヒノキ
F55	ヒノキ

番号	樹種
F56	マツ類(切株)
F57	マツ類(切株)
F58	ツゲ
F59	サカキ
F60	サカキ
F61	サカキ
F62	サカキ
F63	サカキ
F64	サカキ
F65	マツ類(切株)
F66	サカキ
F67	スギ(切株)
F68	サカキ
F69	サカキ
F70	サカキ
F71	サカキ
F72	サカキ
F73	サカキ
F74	アカマツ
F75	アカマツ(切株)
F76	ミズナラ
F77	マツ類(切株)
F78	ヒノキ
F79	サカキ
F80	サカキ
F81	ヒノキ(切株)
F82	ツツジ
F83	サカキ
F84	サカキ
F85	ヒノキ
F86	サカキ
F87	マツ類(切株)
F88	サカキ
F89	ツゲ玉
F90	ヒノキ(切株)

番号	樹種
F91	ヒバ(切株)
F92	ヒバ(切株)
F93	コメツガ
F94	ツゲ玉
F95	ツゲ玉
F96	マツ類
F97	ツツジ
F98	ツツジ
F99	ツゲ玉
F100	ツツジ
F101	ヒノキ
F102	アカマツ
F103	サクラ
F104	サクラ
F105	アカマツ
F106	アカマツ(切株)
F107	サクラ

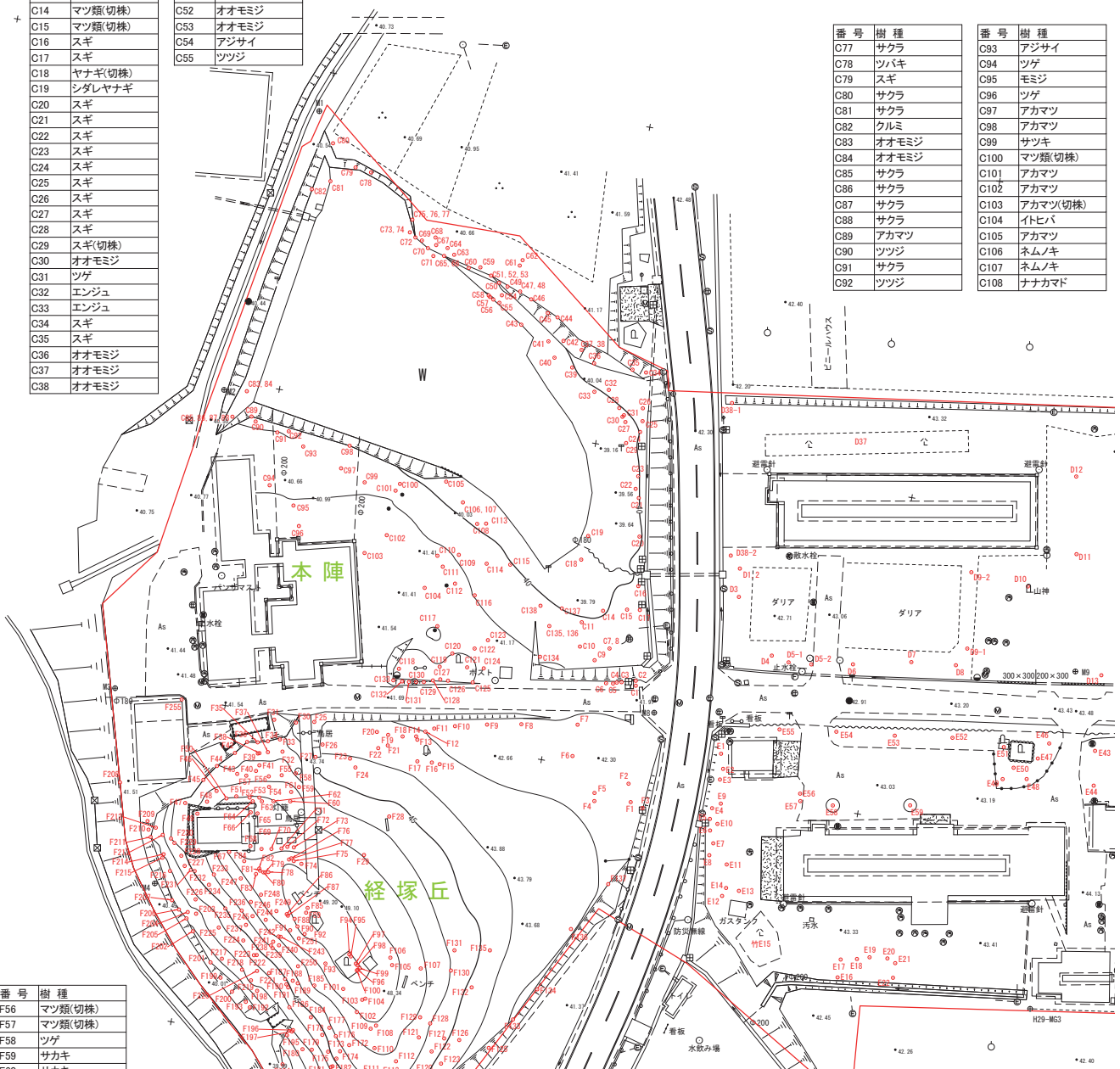
番号	樹種
F108	アカマツ
F109	アカマツ(切株)
F110	アカマツ
F111	マツ類(切株)
F112	マツ類(切株)
F113	サクラ
F114	アカマツ(切株)
F115	ツゲ
F116	ツゲ

番号	樹種
F117	アカマツ
F118	ツゲ
F119	ツバキ
F120	サクラ
F121	イチヨウ
F122	ナナカマド
F123	マツ類(切株)
F124	マツ類(切株)
F125	アカマツ

番号	樹種
F126	アカマツ
F127	アカマツ
F128	アカマツ
F129	マツ類(切株)
F130	サツキ
F131	アカマツ
F132	アカマツ
F133	サクラ
F134	サクラ
F135	サクラ
F136	サクラ
F137	アカマツ
F138	アカマツ
F139	マツ類(切株)
F140	アカマツ
F141	ヒノキ(切株)
F142	ヒノキ(切株)
F143	ヒノキ
F144	クワ
F145	ヒノキ(切株)

番号	樹種
F146	クワ
F147	ヒノキ(切株)
F148	クワ
F149	クワ
F150	ヒノキ(切株)
F151	クワ
F152	クワ
F153	ウルシ
F154	ホウノキ
F155	ナラ
F156	アカマツ
F157	クワ
F158	マツ類(切株)
F159	マツ類(切株)
F160	ヒバ(切株)
F161	ヒノキ(切株)
F162	ホウノキ
F163	ナラ
F164+	マツ類(切株)
F165	ヒノキ(切株)
F166	ヒノキ(切株)
F167	アカマツ
F168	アカマツ
F169	アカマツ
F170	ヒノキ(切株)

番号	樹種
F171	アカマツ
F172	ヒノキ(切株)
F173	ヒノキ(切株)
F174	アカマツ
F175	ヒノキ(切株)
F176	アカマツ
F177	ヒノキ(切株)
F178	ヒノキ(切株)
F179	アカマツ
F180	ヒノキ(切株)
F181	サクラ
F182	サクラ(切株)
F183	ヒノキ(切株)
F184	ヒノキ
F185	ヒノキ(切株)
F186	ヒノキ
F187	ヒノキ
F188	ヒノキ(切株)
F189	サクラ
F190	クワ
F191	クワ
F192	ヒノキ(切株)
F193	マツ類(切株)
F194	ヒノキ
F195	ヒノキ(切株)
F196	ヒノキ(切株)
F197	クワ
F198	クワ

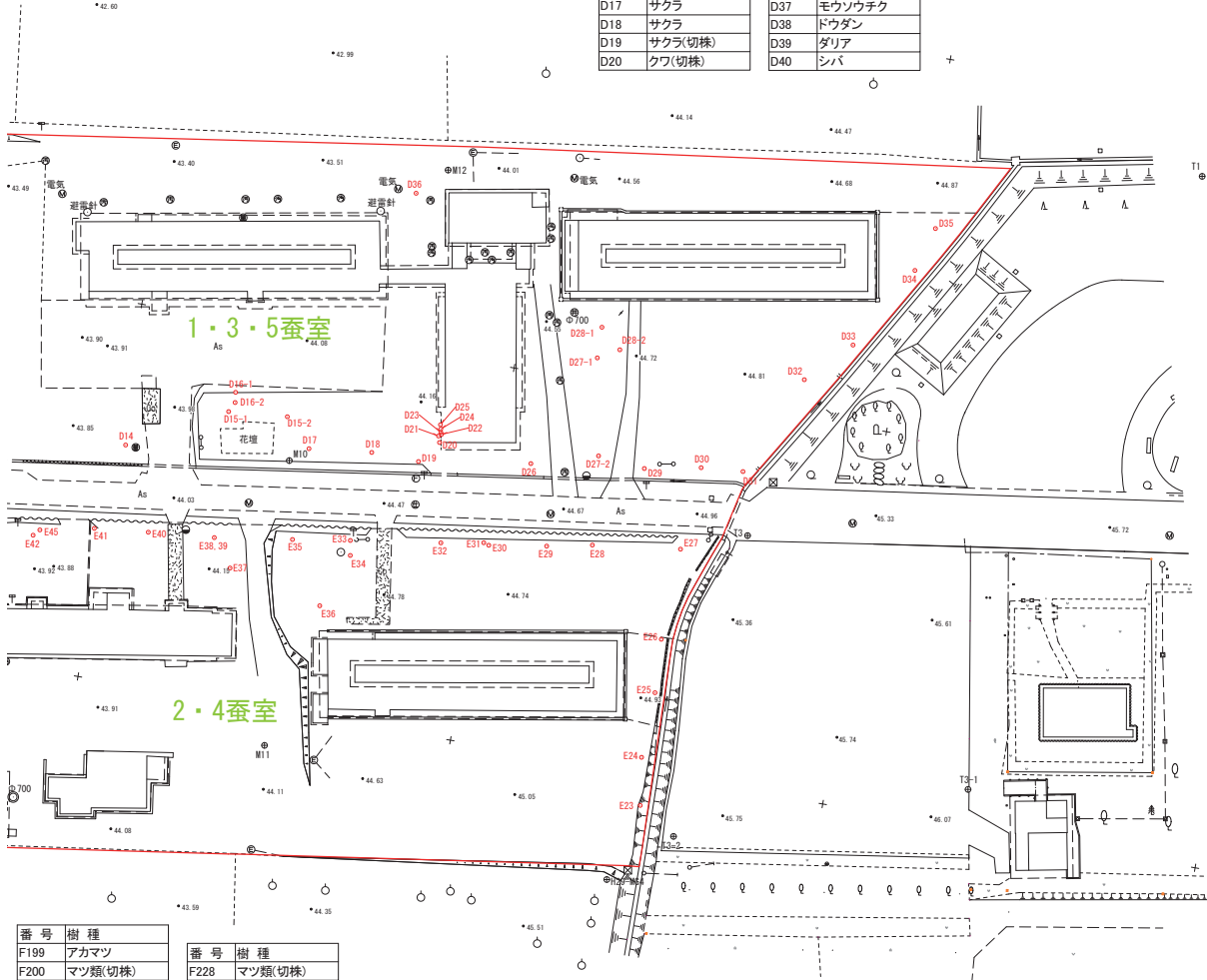


# 国指定史跡「松ヶ岡開墾場」

## 樹木配置図

番号	樹種	番号	樹種
C109	アカマツ	C125	マメツゲ
C110	マツ類(切株)	C126	タマイブキ
C111	ツツジ	C127	タマイブキ
C112	アジサイ	C128	タマイブキ
C113	マツ類(切株)	C129	タマイブキ
C114	ミツバウツギ	C130	タマイブキ
C115	サクラ	C131	タマイブキ
C116	オオモミジ	C132	タマイブキ
C117	アカマツ	C133	タマイブキ
C118	サクラ	C134	オオモミジ
C119	シダレザクラ	C135	オオモミジ
C120	チャボヒバ	C136	オオモミジ
C121	サクラ	C137	オオモミジ
C122	イロハモミジ	C138	ナナカマド
C123	イロハモミジ		
C124	チャボヒバ		

番号	樹種	番号	樹種
D1	シダレザクラ	D21	クワ(切株)
D2	シダレザクラ	D22	クワ
D3	シダレザクラ	D23	クワ
D4	サクラ	D24	クワ
D5	ドウダン	D25	クワ
D6	サクラ	D26	サクラ
D7	サクラ	D27	アジサイ
D8	サクラ	D28	アジサイ
D9	チャ(茶)	D29	サクラ
D10	クロマツ	D30	サクラ
D11	アカマツ	D31	サクラ
D12	アカマツ	D32	サクラ
D13	アカマツ	D33	サクラ
D14	サクラ	D34	サクラ
D15	ドウダン	D35	サクラ
D16	ドウダン	D36	サクラ
D17	サクラ	D37	モウソウチク
D18	サクラ	D38	ドウダン
D19	サクラ(切株)	D39	ダリア
D20	クワ(切株)	D40	シバ



凡例	
⊙	基準点
⊕	電力柱
⊗	電話柱
⊙	マンホール
⊙	視線誘導標
⊙	街灯
⊙	カーブミラー
⊙	消火栓
⊙	仕切弁
⊙	汚水樹
⊙	量水器
⊙	竹やぶ
⊙	樹
⊙	果
⊙	針葉樹
⊙	石
⊙	案内板

番号	樹種	番号	樹種
F199	アカマツ	F228	マツ類(切株)
F200	マツ類(切株)	F229	ヒノキ(切株)
F201	ヒノキ(切株)	F230	マツ類(切株)
F202	ヒノキ	F231	ヒノキ(切株)
F203	アカマツ	F232	ヒノキ(切株)
F204	ヒノキ(切株)	F233	ヒノキ(切株)
F205	ヒノキ(切株)	F234	ヒノキ
F206	ヒノキ(切株)	F235	ヒノキ
F207	ヒノキ(切株)	F236	マツ類
F208	ケヤキ	F237	ヒノキ
F209	ヒノキ(切株)	F238	ツバキ
F210	ヒノキ(切株)	F239	ツバキ
F211	ヒノキ(切株)	F240	マツ類
F212	アカマツ	F241	ヒノキ(切株)
F213	ヒノキ(切株)	F242	ツバキ
F214	ヒノキ(切株)	F243	ヒノキ
F215	アカマツ	F244	ヒノキ
F216	ヒノキ(切株)	F245	ヒノキ(切株)
F217	ヒノキ	F246	ヒノキ(切株)
F218	ヒノキ	F247	マツ類
F219	マツ類(切株)	F248	ヒノキ
F220	ヒノキ(切株)	F249	ヒノキ
F221	アカマツ	F250	マツ類
F222	ヒノキ	F251	ヒノキ
F223	クワ	F252	サクラ(切株)
F224	ヒノキ(切株)	F253	アカマツ
F225	ヒノキ	F254	ヒノキ(切株)
F226	ヒノキ	F255	ヤツデ
F227	ナラ		

番号	樹種
E1	スギ
E2	スギ
E3	スギ
E4	スギ
E5	スギ
E6	スギ
E7	スギ
E8	スギ
E9	スギ
E10	スギ
E11	サクラ
E12	ツバキ
E13	ツバキ
E14	サクラ(切株)
E15	モウソウチク
E16	ツバキ
E17	フィカス
E18	フィカス
E19	フィカス
E20	フィカス

番号	樹種
E21	フィカス
E22	フィカス
E23	ホウノキ
E24	サクラ
E25	サクラ
E26	サクラ
E27	サクラ
E28	サクラ
E29	サクラ
E30	サクラ
E31	サクラ(切株)
E32	サクラ
E33	不明
E34	サクラ
E35	サクラ
E36	サクラ
E37	サクラ
E38	サクラ
E39	サクラ
E40	サクラ

番号	樹種
E41	サクラ
E42	サクラ
E43	サクラ
E44	サクラ
E45	サクラ(切株)
E46	サクラ
E47	ツツジ
E48	ツツジ
E49	ツツジ
E50	アカマツ
E51	オオヤマサクラ
E52	サクラ
E53	サクラ
E54	サクラ
E55	サクラ
E56	タマツゲ
E57	タマツゲ
E58	モミノキ
E59	タマツゲ

平成 29 年度	図番
事業名	松ヶ岡開墾場 保全活用計画基礎調査業務
工事名	
位置	鶴岡市羽黒町松ヶ岡地内
樹木配置図	
縮尺	1:1000
鶴岡市教育委員会 社会教育課	

樹木 一覧表

番号	樹種	胸径	根・株	樹高	枝張り	延長	面積	エリア	管理
C1	ツゲ	株	46	株 46	1.6	1.1		本陣	良好
C2	ツゲ	株	100	株 100	1.2	0.9		本陣	良好
C3	ツゲ	株	60	株 60	1.8	1.2		本陣	良好
C4	ツゲ	株	70	株 70	1.8	1.2		本陣	良好
C5	ツゲ	株	30	株 30	1.8	1.2		本陣	良好
C6	ツゲ	株	95	株 95	1.7	1.2		本陣	良好
C7	モミジ	胸	55	胸 55	8.0	4.3		本陣	良好
C8	モミジ	胸	70	胸 70	8.0	6.5		本陣	良好
C9	モミジ	胸	105	胸 105	11.0	5.3		本陣	良好
C10	イロハモミジ	胸	95	胸 95	11.0	13.0		本陣	良好
C11	オオモミジ	胸	97	胸 97	10.0	7.0		本陣	良好
C12	オオモミジ	胸	68	胸 68	7.1	6.0		本陣	良好
C13	オオモミジ	胸	50	胸 50	7.1	6.0		本陣	良好
C14	マツ類	切株	115	切株 115	1.0	0.5		本陣	
C15	マツ類	切株	161	切株 161	0.2	0.5		本陣	
C16	スギ	胸	125	胸 125	13.4	5.0		本陣	良好
C17	スギ	胸	122	胸 122	13.4	5.0		本陣	良好
C18	ヤナギ	切株	195	切株 195	1.5	0.6		本陣	
C19	シダレヤナギ	胸	52	胸 52	6.0	3.6		本陣	良好
C20	スギ	胸	152	胸 152	17.0	5.5		本陣	良好
C21	スギ	胸	160	胸 160	18.0	5.3		本陣	良好
C22	スギ	胸	122	胸 122	9.6	6.0		本陣	良好
C23	スギ	胸	177	胸 177	18.8	5.3		本陣	良好
C24	スギ	胸	188	胸 188	18.2	6.5		本陣	良好
C25	スギ	胸	126	胸 126	18.2	6.5		本陣	良好
C26	スギ	胸	129	胸 129	16.4	6.5		本陣	良好
C27	スギ	胸	145	胸 145	18.2	6.5		本陣	良好
C28	スギ	胸	133	胸 133	12.8	6.5		本陣	良好
C29	スギ	切株	136	切株 136	0.1	0.6		本陣	
C30	オオモミジ	胸	8	胸 8	1.6	1.4		本陣	良好
C31	シゲ	株	159	株 159	0.8	1.8		本陣	良好
C32	エンジュ	胸	52	胸 52	3.3	4.5		本陣	良好
C33	ツツジ	株	410	株 410	1.0	3.3		本陣	良好
C34	スギ	胸	114	胸 114	13.6	3.0		本陣	良好
C35	スギ	胸	185	胸 185	16.9	4.8		本陣	良好
C36	オオモミジ	胸	157	胸 157	9.0	5.5		本陣	良好
C37	オオモミジ	胸	68	胸 68	7.0	3.0		本陣	良好
C38	オオモミジ	胸	96	胸 96	8.0	2.8		本陣	良好
C39	ツツジ	株	350	株 350	0.9	2.6		本陣	良好
C40	ツツジ	株	205	株 205	0.7	1.9		本陣	良好
C41	ツツジ	株	320	株 320	1.1	3.3		本陣	良好
C42	アジサイ	株	160	株 160	1.2	1.9		本陣	良好
C43	オオモミジ	胸	119	胸 119	5.2	4.3		本陣	良好
C44	イトヒバ	胸	237	胸 237	12.8	5.8		本陣	良好
C45	イトヒバ	胸	126	胸 126	10.0	5.8		本陣	良好
C46	オオモミジ	胸	133	胸 133	9.0	4.3		本陣	良好
C47	オオモミジ	胸	75	胸 75	9.0	4.5		本陣	良好
C48	オオモミジ	胸	64	胸 64	9.0	4.5		本陣	良好
C49	オオモミジ	胸	81	胸 81	10.0	8.0		本陣	良好
C50	オオモミジ	胸	121	胸 121	9.0	7.0		本陣	良好
C51	オオモミジ	胸	59	胸 59	8.0	3.9		本陣	良好
C52	オオモミジ	胸	65	胸 65	8.0	3.6		本陣	良好
C53	オオモミジ	胸	80	胸 80	8.0	10.0		本陣	良好
C54	アジサイ	株	85	株 85	0.8	2.0		本陣	良好
C55	ツツジ	株	65	株 65	1.0	2.1		本陣	良好
C56	不明	株	69	株 69	1.9	1.7		本陣	良好
C57	不明	株	60	株 60	1.8	1.6		本陣	良好
C58	不明	胸	3	胸 3	1.7	0.9		本陣	良好
C59	ツツジ	株	90	株 90	1.0	2.2		本陣	良好
C60	ツツジ	株	80	株 80	0.8	1.6		本陣	良好
C61	イトヒバ	胸	232	胸 232	10.2	7.0		本陣	良好
C62	ツゲ	株	47	株 47	3.0	2.8		本陣	良好
C63	オオモミジ	胸	148	胸 148	8.0	5.0		本陣	良好
C64	オオモミジ	胸	87	胸 87	8.0	3.5		本陣	良好
C65	オオモミジ	胸	105	胸 105	7.0	6.0		本陣	良好
C66	オオモミジ	胸	67	胸 67	7.0	6.0		本陣	良好
C67	不明	切株	130	切株 130	1.0	0.4		本陣	
C68	ドウダンツツジ	株	63	株 63	1.7	2.7		本陣	良好
C69	カエデ	胸	27	胸 27	5.0	4.0		本陣	良好

番号	樹種	胸径	根・株	樹高	枝張り	延長	面積	エリア	管理
C70	ミズナラ	胸	20	胸 20	3.5	4.0		本陣	良好
C71	オオモミジ	胸	17	胸 17	2.0	1.2		本陣	良好
C72	ケヤキ	胸	89	胸 89	8.0	6.0		本陣	良好
C73	ミズナラ	胸	73	胸 73	6.0	5.0		本陣	良好
C74	ミズナラ	胸	108	胸 108	7.0	7.0		本陣	良好
C75	サクラ	胸	98	胸 98	7.0	7.0		本陣	良好
C76	サクラ	胸	59	胸 59	5.0	7.0		本陣	良好
C77	サクラ	胸	127	胸 127	7.0	7.0		本陣	良好
C78	ツバキ	株	140	株 140	4.0	4.0		本陣	良好
C79	スギ	胸	3	胸 3	2.0	0.8		本陣	良好
C80	サクラ	胸	48	胸 48	5.0	5.0		本陣	良好
C81	サクラ	胸	110	胸 110	7.0	5.0		本陣	枯れ
C82	クルミ	胸	183	胸 183	9.0	7.0		本陣	良好
C83	オオモミジ	胸	57	胸 57	4.0	4.4		本陣	良好
C84	オオモミジ	胸	54	胸 54	4.0	4.8		本陣	良好
C85	サクラ	胸	53	胸 53	7.0	11.0		本陣	良好
C86	サクラ	胸	64	胸 64	7.0	11.0		本陣	良好
C87	サクラ	胸	43	胸 43	7.0	11.0		本陣	良好
C88	サクラ	胸	50	胸 50	7.0	11.0		本陣	良好
C89	アカマツ	胸	3	胸 3	1.3	0.6		本陣	良好
C90	ツツジ	根	27	根 27	1.7	2.8		本陣	良好
C91	サクラ	胸	90	胸 90	6.0	6.0		本陣	良好
C92	ツツジ	株	120	株 120	1.3	2.7		本陣	良好
C93	アジサイ	株	200	株 200	1.2	1.9		本陣	良好
C94	ツゲ	胸	25	胸 25	2.4	1.8		本陣	良好
C95	モミジ	胸	173	胸 173	8.6	9.0		本陣	良好
C96	ツゲ	胸	24	胸 24	2.1	1.7		本陣	良好
C97	アカマツ	胸	124	胸 124	10.0	8.8		本陣	良好
C98	アカマツ	胸	220	胸 220	11.4	11.4		本陣	良好
C99	サツキ	株	50	株 50	1.9	2.4		本陣	良好
C100	マツ類	切株	175	切株 175	0.3	0.6		本陣	
C101	アカマツ	胸	37	胸 37	4.9	3.4		本陣	良好
C102	アカマツ	胸	14	胸 14	1.7	1.5		本陣	良好
C103	アカマツ	切株	215	切株 215	0.3	0.7		本陣	良好
C104	イトヒバ	胸	144	胸 144	6.8	5.5		本陣	良好
C105	アカマツ	胸	264	胸 264	12.8	7.0		本陣	良好
C106	ネムノキ	胸	55	胸 55	5.0	4.5		本陣	良好
C107	ネムノキ	胸	64	胸 64	7.2	8.0		本陣	良好
C108	ナカマド	胸	110	胸 110	7.2	7.0		本陣	良好
C109	アカマツ	胸	43	胸 43	5.7	4.2		本陣	良好
C110	アカマツ	切株	41	切株 41	0.2	0.1		本陣	
C111	ツツジ	株	150	株 150	1.5	3.3		本陣	良好
C112	アジサイ	株	120	株 120	1.1	2.3		本陣	良好
C113	マツ類	切株	165	切株 165	0.3	0.5		本陣	
C114	ミツバツギ	株	36	株 36	0.6	1.0		本陣	良好
C115	サクラ	胸	164	胸 164	6.0	6.0		本陣	良好
C116	オオモミジ	胸	128	胸 128	8.0	10.0		本陣	良好
C117	アカマツ	胸	142	胸 142	10.8	7.0		本陣	良好
C118	サクラ	胸	24	胸 24	4.0	2.8		本陣	良好
C119	シダレザクラ	胸	80	胸 80	7.8	6.0		本陣	良好
C120	チャボヒバ	胸	32	胸 32	1.8	1.8		本陣	良好
C121	サクラ	胸	175	胸 175	14.0	10.3		本陣	良好
C122	イロハモミジ	胸	88	胸 88	8.0	11.0		本陣	良好
C123	イロハモミジ	胸	120	胸 120	8.0	11.0		本陣	良好
C124	チャボヒバ	根	47	根 47	1.1	2.3		本陣	良好
C125	マメツゲ	株	40	株 40	0.8	1.0		本陣	良好
C126	タマイブキ	株	75	株 75	0.4	0.8		本陣	良好
C127	タマイブキ	株	120	株 120	0.3	0.9		本陣	良好
C128	タマイブキ	株	19	株 19	0.5	0.6		本陣	良好
C129	タマイブキ	株	114	株 114	0.5	0.8		本陣	良好
C130	タマイブキ	株	54	株 54	0.6	1.1		本陣	良好
C131	タマイブキ	株	90	株 90	0.4	1.0		本陣	良好
C132	タマイブキ	株	87	株 87	0.5	0.7		本陣	良好
C133	タマイブキ	株	150	株 150	0.5	1.2		本陣	良好
C134	オオモミジ	胸	110	胸 110	8.0	7.4		本陣	良好
C135	オオモミジ	胸	75	胸 75	8.0	8.0		本陣	良好
C136	オオモミジ	胸	64	胸 64	8.0	8.0		本陣	良好
C137	オオモミジ	胸	130	胸 130	7.0	5.0		本陣	良好
C138	ナカマド	株	172	株 172	7.0	4.5		本陣	良好

番号	樹種	胸径	根・株	樹高	枝張り	延長	面積	エリア	管理
D1	シダレザクラ	胸	69	胸 69	7.3	8.4		第1・3・5番室	良好
D2	シダレザクラ	胸	47	胸 47	7.3	8.4		第1・3・5番室	良好
D3	シダレザクラ	胸	148	胸 148	7.0	9.3		第1・3・5番室	良好
D4	サクラ	胸	208	胸 208	10.8	15.0		第1・3・5番室	良好
D5	ドウダン	生垣		生垣	2.0	2.7	4.9	第1・3・5番室	良好
D6	サクラ	胸	452	胸 452	9.0	16.2		第1・3・5番室	良好
D7	サクラ	胸	85	胸 85	9.0	6.8		第1・3・5番室	良好
D8	サクラ	胸	190	胸 190	9.0	14.0		第1・3・5番室	良好
D9	チャ	生垣		生垣	0.7	1.5	11.7	第1・3・5番室	良好
D10	クロマツ	胸	178	胸 178	16.8	12.0		第1・3・5番室	良好
D11	アカマツ	胸	207	胸 207	10.2	12.7		第1・3・5番室	良好
D12	アカマツ	胸	180	胸 180	4.6	12.5		第1・3・5番室	良好
D13	アカマツ	胸	150	胸 150	7.6	10.3		第1・3・5番室	良好
D14	サクラ	胸	69	胸 69	5.8	7.7		第1・3・5番室	良好
D15	ドウダン	生垣		生垣	1.2	2.1	7.7	第1・3・5番室	良好
D16	ドウダン	生垣		生垣	0.9	1.7	1.7	第1・3・5番室	良好
D17	サクラ	胸	485	胸 485	9.4	23.0		第1・3・5番室	良好
D18	サクラ	胸	8	胸 8	1.9	1.1		第1・3・5番室	良好
D19	サクラ	切株	260	切株 260	0.1			第1・3・5番室	
D20	クワ	切株	38	切株 38	0.3			第1・3・5番室	
D21	クワ	切株	36	切株 36	0.3			第1・3・5番室	
D22	クワ	胸	9	胸 9	2.5	2.3		第1・3・5番室	良好
D23	クワ	胸	12	胸 12	2.5	2.3		第1・3・5番室	良好
D24	クワ	胸	14	胸 14	2.5	2.3		第1・3・5番室	良好
D25	クワ	胸	18	胸 18	2.5	2.3		第1・3・5番室	良好
D26	サクラ	胸	410	胸 410	12.0	16.6		第1・3・5番室	良好
D27	アジサイ	生垣		生垣	1.4	3.5	13.5	第1・3・5番室	良好
D28	アジサイ	生垣		生垣	1.5	1.7	3.7	第1・3・5番室	良好
D29	サクラ	胸	370	胸 370	10.6	14.8		第1・3・5番室	良好
D30	サクラ	胸	6	胸 6	1.0	0.2		第1・3・5番室	良好
D31	サクラ	胸	305	胸 305	12.0	15.0		第1・3・5番室	良好
D32	サクラ	胸	156	胸 156	9.2	11.7		第1・3・5番室	良好
D33	サクラ	胸	9	胸 9	2.5	1.8		第1・3・5番室	良好
D34	サクラ	胸	62	胸 62	6.4	8.6		第1・3・5番室	良好
D35	サクラ	胸	107	胸 107	6.4	10.0		第1・3・5番室	良好
D36	サクラ	胸	64	胸 64	3.6	8.5		第1・3・5番室	良好
D37	モウソウチク						104.8	第1・3・5番室	良好
D38	ドウダン	生垣		生垣	1.2	1.8	23.8	第1・3・5番室	良好
D39	ダリア						336.5	第1・3・5番室	良好
D40	シバ						895.7	第1・3・5番室	良好

番号	樹種	胸径	根・株	樹高	枝張り	延長	面積	エリア	管理
E1	スギ	胸	142	胸 142	17.0	4.2		第2・4番室	良好
E2	スギ	胸	64	胸 64	14.2	3.2		第2・4番室	良好
E3	スギ	胸	154	胸 154	19.2	4.0		第2・4番室	良好
E4	スギ	胸	132	胸 132	11.2	3.3		第2・4番室	良好
E5	スギ	胸	98	胸 98	16.8	2.7		第2・4番室	良好
E6	スギ	胸	94	胸 94	16.6	2.8		第2・4番室	良好
E7	スギ	胸	123	胸 123	15.8	3.5		第2・4番室	良好
E8	スギ	胸	93	胸 93	11.2	3.3		第2・4番室	枯れ
E9	スギ	胸	97	胸 97	16.4	4.5		第2・4番室	良好
E10	スギ	胸	137	胸 137	18.0	6.3		第2・4番室	良好
E11	サクラ	胸	67	胸 67	8.6	10.5		第2・4番室	良好
E12	ツバキ	株	60	株 60	3.2	2.3		第2・4番室	良好
E13	ツバキ	株	60	株 60	3.2	2.0		第2・4番室	良好
E14	サクラ	切株	67	切株 67	0.3			第2・4番室	
E15	モウソウチク						36.3	第2・4番室	良好
E16	ツバキ	生垣		生垣	2.2	1.3	7.0	第2・4番室	良好
E17	フィカス	根	37	根 37	1.3	1.2		第2・4番室	良好
E18	フィカス	根	73	根 73	1.3	1.5		第2・4番室	良好
E19	フィカス	根	40	根 40	0.9	0.6		第2・4番室	良好
E20	フィカス	根	33	根 33	2.0	2.7		第2・4番室	良好
E21	フィカス	根	26	根 26	1.1	0.8		第2・4番室	良好
E22	フィカス	胸	130	胸 130	5.8	4.5		第2・4番室	良好
E23	ホウノキ	胸	146	胸 146	7.6	5.0		第2・4番室	良好
E24	サクラ	胸	98	胸 98	6.0	9.5		第2・4番室	良好
E25	サクラ	胸	48	胸 48	5.2	5.8		第2・4番室	良好
E26	サクラ	胸	6	胸 6	1.3	0.7		第2・4番室	良好
E27	サクラ	胸	326	胸 326	9.2	14.3		第2・4番室	良好
E28	サクラ	胸	287	胸 287	8.4	12.2		第2・4番室	良好
E29	サクラ	胸	102	胸 102	7.0	8.0		第2・4番室	良好
E30	サクラ	胸	6	胸 6	2.5	0.6		第2・4番室	良好
E31	サクラ	切株	93	切株 93	0.2			第2・4番室	
E32	サクラ	胸	320	胸 320	7.4	14.0		第2・4番室	良好
E33	不明	株	190	株 190	3.4	3.1		第2・4番室	良好
E34	サクラ	胸	10	胸 10	2.6	1.6		第2・4番室	良好
E35	サクラ	胸	168	胸 168	8.8	14.0		第2・4番室	良好
E36	サクラ	胸	106	胸 106	3.6	5.5		第2・4番室	良好
E37	サクラ	胸	105	胸 105	8.4	8.5		第2・4番室	良好
E38	サクラ	胸	66	胸 66	7.2	8.8		第2・4番室	良好
E39	サクラ	胸	78	胸 78	7.2	8.8		第2・4番室	良好
E40	サクラ	胸	247	胸 247	7.2	10.7		第2・4番室	良好
E41	サクラ	胸	7	胸 7	1.3	1.7		第2・4番室	良好
E42	サクラ	株	36	株 36	3.0	2.8		第2・4番室	良好
E43	サクラ	胸	30	胸 30	4.0	3.8		第2・4番室	良好
E44	サクラ	胸	20	胸 20	3.0	3.0		第2・4番室	良好
E45	サクラ	切株	148	切株 148	0.1			第2・4番室	
E46	サクラ	胸	263	胸 263	6.2	10.7		第2・4番室	良好
E47	ツツジ	株	450	株 450	1.2	4.2		第2・4番室	良好
E48	ツツジ	株	600	株 600	1.6	3.0		第2・4番室	良好
E49	ツツジ	株	300	株 300	1.6	3.5		第2・4番室	良好
E50	アカマツ	胸	205	胸 205	12.0	10.7		第2・4番室	良好
E51	オヤマザクラ	胸	78	胸 78	6.6	7.5		第2・4番室	良好
E52	サクラ	胸	262	胸 262	6.5	10.5		第2・4番室	良好
E53	サクラ	胸	2	胸 2	0.8	0.6		第2・4番室	良好
E54	サクラ	胸	280	胸 280	7.6	10.3		第2・4番室	良好
E55	サクラ	胸	348	胸 348	8.2	14.5		第2・4番室	良好
E56	タマツゲ	株	75	株 75	2.3	1.4		第2・4番室	良好
E57	タマツゲ	株	75	株 75	2.5	2.0		第2・4番室	良好
E58	モミノキ	胸	97	胸 97	9.6	7.0		第2・4番室	良好
E59	タマツゲ	株	120	株 120	3.2	3.0		第2・4番室	良好



番号	樹種	胸径	根・株	樹高	枝張り	延長	面積	エリア	管理
F1	アカマツ	胸	235	胸 235	15.2	10.0		経塚丘	良好
F2	アカマツ	胸	43	胸 43	6.4	5.0		経塚丘	良好
F3	アカマツ	切株	87	切株 87	0.1			経塚丘	
F4	アカマツ	胸	52	胸 52	6.4	5.7		経塚丘	良好
F5	アカマツ	切株	180	切株 180	0.1			経塚丘	
F6	アカマツ	胸	29	胸 29	4.8	3.0		経塚丘	良好
F7	サクラ	切株	473	切株 473	0.5			経塚丘	
F8	サクラ	胸	255	胸 255	9.6	14.0		経塚丘	良好
F9	サクラ	胸	130	胸 130	8.4	11.0		経塚丘	良好
F10	サクラ	胸	180	胸 180	10.8	9.0		経塚丘	良好
F11	ドウダン	株	140	株 140	0.7	1.5		経塚丘	良好
F12	ドウダン	株	240	株 240	0.8	1.9		経塚丘	良好
F13	イチイ	胸	22	胸 22	2.0	2.5		経塚丘	良好
F14	アオキ	株	28	株 28	0.8	1.1		経塚丘	良好
F15	ドウダン	根	17	根 17	0.6	0.7		経塚丘	良好
F16	ドウダン	根	15	根 15	0.9	1.1		経塚丘	良好
F17	イチイ	胸	14	胸 14	1.3	1.6		経塚丘	良好
F18	ツゲ	株	72	株 72	0.4	0.6		経塚丘	良好
F19	アカマツ	胸	167	胸 167	15.8	9.0		経塚丘	良好
F20	アカマツ	胸	147	胸 147	15.6	11.3		経塚丘	良好
F21	アカマツ	切株	250	切株 250	0.1			経塚丘	
F22	アカマツ	切株	170	切株 170	0.3			経塚丘	
F23	サクラ	切株	104	切株 104	0.2			経塚丘	
F24	サクラ	胸	7	胸 7	1.3	1.8		経塚丘	良好
F25	ツゲ玉	胸	16	胸 16	1.6	1.7		経塚丘	良好
F26	ツゲ玉	胸	26	胸 26	2.1	2.6		経塚丘	良好
F27	サカキ	胸	24	胸 24	2.5	2.0		経塚丘	良好
F28	サクラ	胸	284	胸 284	9.6	15.0		経塚丘	良好
F29	アカマツ	切株	300	切株 300	0.3			経塚丘	
F30	ツゲ玉	胸	20	胸 20	1.8	2.0		経塚丘	良好
F31	不明	根	22	根 22	2.6	2.3		経塚丘	良好
F32	ヒノキ	胸	122	胸 122	12.0	8.0		経塚丘	良好
F33	ヒノキ	胸	103	胸 103	11.0	8.0		経塚丘	良好
F34	ヒノキ	切株	63	切株 63	0.2			経塚丘	
F35	ヒノキ	胸	141	胸 141	12.0	8.0		経塚丘	良好
F36	ヒノキ	切株	84	切株 84	0.2			経塚丘	
F37	不明	切株	15	切株 15	0.3			経塚丘	
F38	不明	切株	24	切株 24	0.1			経塚丘	
F39	不明	切株	22	切株 22	0.1			経塚丘	
F40	アカマツ	切株	340	切株 340	0.4			経塚丘	
F41	アカマツ	切株	37	切株 37	0.1			経塚丘	
F42	ヒバ	切株	172	切株 172	0.2			経塚丘	
F43	マツ類	胸	9	胸 9	1.2	1.6		経塚丘	良好
F44	ヒノキ	胸	144	胸 144	12.6	6.0		経塚丘	良好
F45	ヒノキ	切株	117	切株 117	0.3			経塚丘	
F46	アカマツ	胸	195	胸 195	20.2	7.0		経塚丘	良好
F47	ヒバ	切株	185	切株 185	0.4			経塚丘	
F48	サカキ	切株	40	切株 40	0.3			経塚丘	
F49	サカキ	株	103	株 103	2.6	4.0		経塚丘	良好
F50	マツ類	切株	128	切株 128	0.5			経塚丘	
F51	マツ類	切株	88	切株 88	0.3			経塚丘	
F52	マツ類	切株	204	切株 204	0.6			経塚丘	
F53	サカキ	切株	55	切株 55	0.3			経塚丘	
F54	ヒノキ	胸	133	胸 133	13.8	8.0		経塚丘	良好
F55	ヒノキ	胸	122	胸 122	9.2	7.0		経塚丘	良好
F56	マツ類	切株	35	切株 35	0.1			経塚丘	
F57	マツ類	切株	22	切株 22	0.1			経塚丘	
F58	ツゲ	株	67	株 67	1.7	1.5		経塚丘	良好
F59	サカキ	根	42	根 42	2.4	3.0		経塚丘	良好
F60	サカキ	根	64	根 64	2.9	2.7		経塚丘	良好
F61	サカキ	根	52	根 52	3.9	3.3		経塚丘	良好
F62	サカキ	株	160	株 160	3.6	3.5		経塚丘	良好
F63	サカキ	株	59	株 59	2.6	2.9		経塚丘	良好
F64	サカキ	胸	34	胸 34	3.0	3.2		経塚丘	良好
F65	マツ類	切株	290	切株 290	0.3			経塚丘	
F66	サカキ	胸	46	胸 46	4.2	3.8		経塚丘	良好
F67	スギ	切株	284	切株 284	0.7			経塚丘	
F68	サカキ	株	79	株 79	4.6	5.0		経塚丘	良好
F69	サカキ	株	55	株 55	4.3	3.7		経塚丘	良好

番号	樹種	胸径	根・株	樹高	枝張り	延長	面積	エリア	管理
F70	サカキ	株	74	株 74	4.3	4.3		経塚丘	良好
F71	サカキ	株	58	株 58	4.0	3.0		経塚丘	良好
F72	サカキ	株	65	株 65	4.0	4.7		経塚丘	良好
F73	サカキ	株	77	株 77	4.3	2.8		経塚丘	良好
F74	アカマツ	胸	120	胸 120	13.8	7.6		経塚丘	良好
F75	アカマツ	切株	126	切株 126	0.4			経塚丘	
F76	ミズナラ	株	60	株 60	3.7	3.2		経塚丘	良好
F77	マツ類	切株	120	切株 120	0.2			経塚丘	
F78	ヒノキ	胸	134	胸 134	17.4	7.0		経塚丘	良好
F79	サカキ	胸	16	胸 16	3.0	2.3		経塚丘	良好
F80	サカキ	胸	46	胸 46	3.0	4.7		経塚丘	良好
F81	ヒノキ	切株	130	切株 130	0.3			経塚丘	
F82	ツツジ	株	46	株 46	1.3	2.8		経塚丘	良好
F83	サカキ	株	38	株 38	3.0	2.1		経塚丘	良好
F84	サカキ	胸	26	胸 26	3.0	3.3		経塚丘	良好
F85	ヒノキ	胸	125	胸 125	13.8	6.5		経塚丘	枯れ
F86	サカキ	胸	15	胸 15	2.6	2.4		経塚丘	良好
F87	サカキ	胸	33	胸 33	3.0	4.2		経塚丘	良好
F88	サカキ	胸	34	胸 34	4.0	3.0		経塚丘	良好
F89	ツゲ玉	胸	22	胸 22	1.3	1.3		経塚丘	良好
F90	ヒバ	切株	96	切株 96	0.3			経塚丘	
F91	ヒバ	切株	157	切株 157	0.4			経塚丘	
F92	ヒバ	切株	102	切株 102	0.2			経塚丘	
F93	コメツガ	胸	155	胸 155	15.8	8.8		経塚丘	良好
F94	ツゲ玉	株	39	株 39	0.9	0.8		経塚丘	良好
F95	ツゲ玉	株	95	株 95	0.7	0.9		経塚丘	良好
F96	マツ類	胸	2	胸 2	0.5	0.4		経塚丘	良好
F97	ツツジ	株	83	株 83	0.9	1.1		経塚丘	良好
F98	ツゲ玉	株	24	株 24	0.8	0.5		経塚丘	良好
F99	ツゲ玉	株	48	株 48	0.8	0.8		経塚丘	良好
F100	ツゲ玉	株	22	株 22	0.5	0.4		経塚丘	良好
F101	ヒノキ	胸	127	胸 127	11.4	8.8		経塚丘	良好
F102	アカマツ	胸	8	胸 8	1.7	1.1		経塚丘	良好
F103	サクラ	胸	74	胸 74	7.0	8.4		経塚丘	良好
F104	サクラ	胸	82	胸 82	7.0	8.4		経塚丘	良好
F105	アカマツ	胸	9	胸 9	1.7	1.5		経塚丘	良好
F106	アカマツ	切株	245	切株 245	0.4			経塚丘	
F107	サクラ	胸	282	胸 282	10.4	17.0		経塚丘	良好
F108	アカマツ	胸	216	胸 216	17.8	8.7		経塚丘	良好
F109	アカマツ	切株	164	切株 164	0.4			経塚丘	
F110	アカマツ	胸	225	胸 225	21.0	11.3		経塚丘	良好
F111	マツ類	切株	96	切株 96	0.1			経塚丘	
F112	マツ類	切株	128	切株 128	0.2			経塚丘	
F113	アカマツ	胸	19	胸 19	4.0	3.4		経塚丘	良好
F114	アカマツ	切株	230	切株 230	0.1			経塚丘	
F115	ツゲ	株	160	株 160	3.5	2.0		経塚丘	良好
F116	ツゲ	株	280	株 280	1.8	2.6		経塚丘	良好
F117	アカマツ	胸	44	胸 44	4.5	4.4		経塚丘	良好
F118	ツゲ	株	84	株 84	3.0	2.0		経塚丘	良好
F119	ツバキ	株	53	株 53	3.5	2.3		経塚丘	良好
F120	サクラ	根	28	根 28	3.7	3.8		経塚丘	良好
F121	イチヨウ	胸	15	胸 15	2.6	2.2		経塚丘	良好
F122	ナナカマド	株	273	株 273	7.0	5.7		経塚丘	良好
F123	マツ類	切株	55	切株 55	0.2			経塚丘	
F124	マツ類	切株	110	切株 110	0.3			経塚丘	
F125	アカマツ	胸	186	胸 186	17.8	12.0		経塚丘	良好
F126	アカマツ	胸	178	胸 178	16.8	13.0		経塚丘	良好
F127	アカマツ	胸	54	胸 54	7.0	5.0		経塚丘	良好
F128	アカマツ	胸	98	胸 98	12.2	7.8		経塚丘	良好
F129	マツ類	切株	190	切株 190	0.1			経塚丘	
F130	サツキ	株	130	株 130	1.8	2.6		経塚丘	良好
F131	アカマツ	胸	5	胸 5	1.8	1.5		経塚丘	良好
F132	アカマツ	胸	157	胸 157	10.8	9.0		経塚丘	良好
F133	サクラ	胸	254	胸 254	11.2	12.0		経塚丘	良好
F134	サクラ	胸	210	胸 210	10.2	13.5		経塚丘	良好
F135	サクラ	胸	258	胸 258	10.0	20.0		経塚丘	良好
F136	サクラ	胸	324	胸 324	10.0	16.5		経塚丘	良好
F137	アカマツ	胸	207	胸 207	12.0	14.5		経塚丘	良好
F138	アカマツ	胸	32	胸 32	4.2	4.0		経塚丘	良好

番号	樹種	胸径	根・株	樹高	枝張り	延長	面積	エリア	管理
F139	マツ類	切株	175	切株 175	0.2			経塚丘	
F140	アカマツ	胸	15	胸 15	2.3	1.4		経塚丘	良好
F141	ヒノキ	切株	91	切株 91	0.3			経塚丘	
F142	クワ	株	118	株 118	3.0	3.0		経塚丘	良好
F143	ヒノキ	胸	98	胸 98	10.4	4.6		経塚丘	良好
F144	クワ	株	72	株 72	2.0	1.8		経塚丘	良好
F145	ヒノキ	切株	64	切株 64	0.4			経塚丘	
F146	クワ	株	65	株 65	4.0	3.0		経塚丘	良好
F147	ヒノキ	切株	73	切株 73	0.2			経塚丘	
F148	ヒノキ	切株	119	切株 119	0.3			経塚丘	
F149	クワ	株	114	株 114	5.0	5.0		経塚丘	良好
F150	ヒノキ	切株	73	切株 73	0.3			経塚丘	
F151	クワ	株	46	株 46	3.0	3.0		経塚丘	良好
F152	クワ	株	66	株 66	4.0	4.0		経塚丘	良好
F153	ウルシ	胸	22	胸 22	5.0	6.0		経塚丘	良好
F154	ホウノキ	胸	14	胸 14	5.0	2.5		経塚丘	良好
F155	ナラ	胸	67	胸 67	9.0	6.0		経塚丘	良好
F156	アカマツ	胸	196	胸 196	19.0	8.0		経塚丘	良好
F157	クワ	胸	24	胸 24	5.0	4.0		経塚丘	良好
F158	マツ類	切株	150	切株 150	0.3			経塚丘	
F159	マツ類	切株	215	切株 215	0.3			経塚丘	
F160	ヒバ	切株	122	切株 122	0.4			経塚丘	
F161	ヒノキ	切株	156	切株 156	0.3			経塚丘	
F162	ホウノキ	胸	8	胸 8	1.4	0.5		経塚丘	良好
F163	ナラ	胸	86	胸 86	8.0	8.0		経塚丘	良好
F164	マツ類	切株	233	切株 233	0.4			経塚丘	
F165	ヒノキ	切株	113	切株 113	0.3			経塚丘	
F166	ヒノキ	切株	150	切株 150	0.2			経塚丘	
F167	アカマツ	胸	217	胸 217	15.4	7.0		経塚丘	良好
F168	アカマツ	胸	34	胸 34	4.5	4.5		経塚丘	良好
F169	アカマツ	胸	18	胸 18	3.5	1.9		経塚丘	良好
F170	ヒノキ	切株	158	切株 158	0.3			経塚丘	
F171	アカマツ	胸	14	胸 14	3.5	2.7		経塚丘	良好
F172	ヒノキ	切株	180	切株 180	0.4			経塚丘	
F173	ヒノキ	切株	72	切株 72	0.3			経塚丘	
F174	アカマツ	胸	271	胸 271	20.0	7.0		経塚丘	良好
F175	ヒノキ	切株	196	切株 196	0.4			経塚丘	
F176	アカマツ	胸	7	胸 7	2.2	1.1		経塚丘	良好
F177	ヒノキ	切株	69	切株 69	0.2			経塚丘	
F178	ヒノキ	切株	92	切株 92	0.4			経塚丘	
F179	アカマツ	胸	11	胸 11	3.8	1.8		経塚丘	良好
F180	ヒノキ	切株	58	切株 58	0.3			経塚丘	
F181	サクラ	胸	14	胸 14	4.0	2.5		経塚丘	良好
F182	サクラ	切株	158	切株 158	0.3			経塚丘	
F183	ヒノキ	切株	73	切株 73	0.3			経塚丘	
F184	ヒノキ	胸	80	胸 80	13.2	4.0		経塚丘	良好
F185	ヒノキ	切株	178	切株 178	0.6			経塚丘	
F186	ヒノキ	胸	138	胸 138	15.4	6.0		経塚丘	良好
F187	ヒノキ	胸	140	胸 140	15.5	8.0		経塚丘	良好
F188	ヒノキ	切株	123	切株 123	0.5			経塚丘	
F189	サクラ	胸	6	胸 6	2.5	1.5		経塚丘	良好
F190	クワ	胸	5	胸 5	2.7	1.0		経塚丘	良好
F191	クワ	胸	5	胸 5	2.7	1.0		経塚丘	良好
F192	ヒノキ	切株	128	切株 128	0.4			経塚丘	
F193	マツ類	切株	221	切株 221	0.6			経塚丘	
F194	ヒノキ	胸	110	胸 110	7.5	5.0		経塚丘	枯れ
F195	ヒノキ	切株	77	切株 77	0.4			経塚丘	
F196	ヒノキ	切株	63	切株 63	0.3			経塚丘	
F197	クワ	胸	12	胸 12	1.8	1.5		経塚丘	良好
F198	クワ	株	42	株 42	5.5	4.0		経塚丘	良好
F199	アカマツ	胸	240	胸 240	20.4	9.0		経塚丘	良好
F200	マツ類	切株	45	切株 45	0.2			経塚丘	
F201	ヒノキ	切株	126	切株 126	0.4			経塚丘	
F202	ヒノキ	胸	105	胸 105	14.2	6.0		経塚丘	良好
F203	アカマツ	胸	7	胸 7	2.5	1.3		経塚丘	良好
F204	ヒノキ	切株	124	切株 124	0.5			経塚丘	
F205	ヒノキ	切株	60	切株 60	0.4			経塚丘	
F206	ヒノキ	切株	90	切株 90	0.4			経塚丘	
F207	ヒノキ	切株	92	切株 92	0.5			経塚丘	

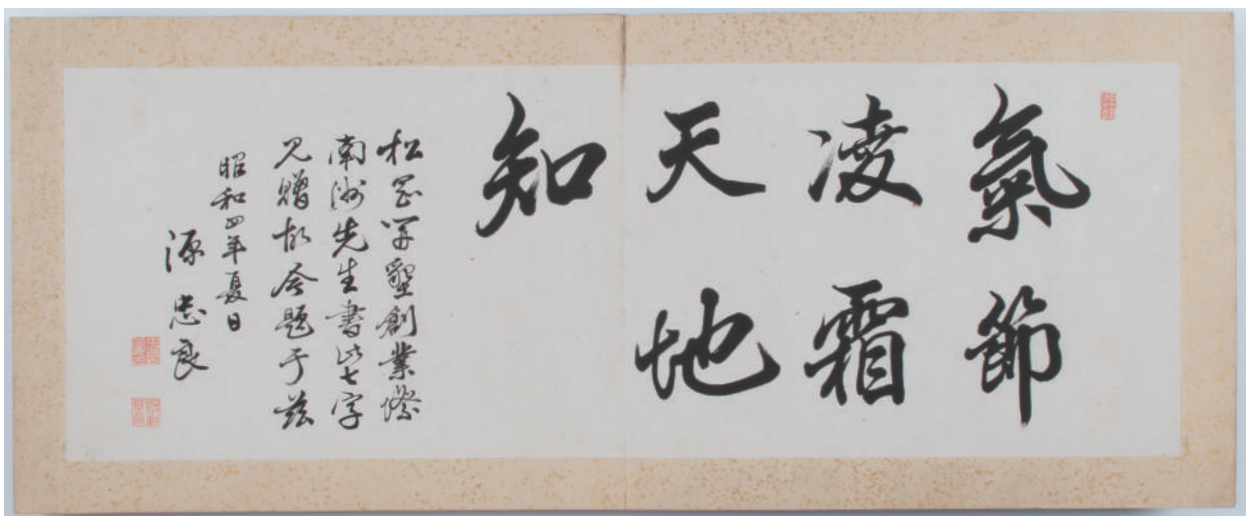
番号	樹種	胸径	根・株	樹高	枝張り	延長	面積	エリア	管理
F208	ケヤキ	胸	212	胸 212	15.4	12.0		経塚丘	良好
F209	ヒノキ	切株	55	切株 55	0.4			経塚丘	
F210	ヒノキ	切株	35	切株 35	0.2			経塚丘	
F211	ヒノキ	切株	82	切株 82	0.4			経塚丘	
F212	アカマツ	胸	11	胸 11	2.7	1.7		経塚丘	良好
F213	ヒノキ	切株	30	切株 30	0.3			経塚丘	
F214	ヒノキ	切株	33	切株 33	0.2			経塚丘	
F215	アカマツ	胸	8	胸 8	2.0	1.3		経塚丘	良好
F216	ヒノキ	切株	66	切株 66	0.2			経塚丘	
F217	ヒノキ	胸	126	胸 126	11.0	4.0		経塚丘	良好
F218	ヒノキ	胸	89	胸 89	8.4	6.0		経塚丘	良好
F219	マツ類	切株	260	切株 260	0.9			経塚丘	
F220	ヒノキ	切株	125	切株 125	0.5			経塚丘	
F221	アカマツ	胸	1	胸 1	1.4	0.5		経塚丘	良好
F222	ヒノキ	胸	118	胸 118	12.4	4.0		経塚丘	良好
F223	クワ	胸	6	胸 6	2.6	1.4		経塚丘	良好
F224	ヒノキ	切株	44	切株 44	0.1			経塚丘	
F225	ヒノキ	胸	84	胸 84	12.0	4.0		経塚丘	良好
F226	ヒノキ	胸	87	胸 87	11.6	4.0		経塚丘	枯れ
F227	ナラ	胸	140	胸 140	12.0	15.0		経塚丘	良好
F228	アカマツ	切株	295	切株 295	0.4			経塚丘	
F229	ヒノキ	切株	33	切株 33	0.2			経塚丘	
F230	アカマツ	切株	297	切株 297	0.7			経塚丘	
F231	ヒノキ	切株	57	切株 57	0.2			経塚丘	
F232	ヒノキ	切株	44	切株 44	0.2			経塚丘	
F233	ヒノキ	切株	43	切株 43	0.2			経塚丘	
F234	ヒノキ	胸	115	胸 115	12.4	5.0		経塚丘	良好
F235	ヒノキ	胸	94	胸 94	12.8	4.0		経塚丘	良好
F236	アカマツ	胸	2	胸 2	1.2	0.7		経塚丘	良好
F237	ヒノキ	胸	77	胸 77	12.2	4.0		経塚丘	良好
F238	ツバキ	胸	2	胸 2	2.0	0.8		経塚丘	良好
F239	ツバキ	胸	2	胸 2	2.0	0.8		経塚丘	良好
F240	アカマツ	胸	2	胸 2	1.5	0.8		経塚丘	枯れ
F241	ヒノキ	切株	53	切株 53	0.2			経塚丘	
F242	ツバキ	胸	2	胸 2	2.0	0.8		経塚丘	良好
F243	ヒノキ	胸	108	胸 108	12.0	4.0		経塚丘	良好
F244	ヒノキ	胸	115	胸 115	12.0	5.0		経塚丘	良好
F245	ヒノキ	切株	42	切株 42	0.1			経塚丘	
F246	ヒノキ	切株	58	切株 58	0.2			経塚丘	
F247	アカマツ	胸	2	胸 2	1.3	0.6		経塚丘	良好
F248	ヒノキ	胸	115	胸 115	14.8	5.0		経塚丘	良好
F249	ヒノキ	胸	98	胸 98	15.0	4.0		経塚丘	良好
F250	アカマツ	胸	10	胸 10	2.7	1.7		経塚丘	良好
F251	ヒノキ	胸	129	胸 129	15.1	8.0		経塚丘	良好
F252	サクラ	切株	100	切株 100	0.2			経塚丘	
F253	アカマツ	胸	6	胸 6	2.0	0.6		経塚丘	枯れ
F254	ヒノキ	切株	55	切株 55	0.2			経塚丘	
F255	ヤツデ	胸	21	胸 21	2.4	2.1		経塚丘	良好

## 参考資料2 松ヶ岡開墾絵図「凌霜帖」

「凌霜帖」は、松ヶ岡開墾の様子を描いた画帖で、当時の開墾を視覚的に伝える貴重な資料である。昭和4年（1929）に個人宅より発見され、39葉の絵を製本してある。序文として酒井家16代・酒井忠良公が「氣節凌霜天地知」と揮毫されて、この画集の名称は「凌霜帖」となった。



凌霜帖表紙



凌霜帖序文





8月17日（現在の暦で9月19日）を鋤初め（起工式）として本格的に始まった開墾は、開墾士たちの奮励、庄内各地からの物心両面からの支援・人的支援もあって、工期58日間で竣工した。図の右端の建物が開墾の事務所となった「本陣」。後方、二旗の旗の立つ小高い丘が「本陣の山（経塚丘）」で、現在もこの建物に隣接する小山である。ここから開墾地を一望することができた。



明治5年（1872）後田山原生林の開墾に際して、各組の持ち場を定めた区画図。この年は100ヘクタール余りを30区画に分け、1区画を平均100人程の人数で開墾した。1区画3.3ヘクタール。場所によって険難な所、平坦な所、雑木の繁茂、巨木の多少さまざまで、分担は「抽選」で決めた。この抽選の時、「第一のくじを引き当てたものは、第一の険地を引き受けるものとする」との申し合わせがあった。「安きを求めることを、戒めた士魂であろうか」と、史料にはいう。







【左】 旧庄内藩の藩兵組織には家中の青壮年で編成した常備六小隊という精鋭部隊があった。藩兵解体後、この開墾に向けて六小隊を再編成し、開墾の中核として、事業の遂行に当たられた。図の「白井組」は、六小隊の一部隊で、風雨を冒して鍬を振るう隊士たちの意気込みが伝わってくる。



【右】 図にあるように、雑木や樹木、掘り起こした根など、各組ごとに火をたいて燃やした。開墾作業は日中ばかりでなく、月の出を待って夜間に行うこともよくあった。当時の開墾風景を「松林月落ちて角声伝う 野火雲を焼いて萬壘（ばんろう）連なる」と詠じた詩人もいる。※伐木を燃やす火が雲を赤く染めてその明るさで、伐り開いた土地が遠く連なっているのが見える。





【左】 松の根元を掘り、根を切って幹に網をかけ、大勢でひっぱる。巨木であれば、人が潜って通れるぐらいに掘る。穴の中から見上げると、その根はまるで大黒柱のように見え、木が倒れるときには「太陽も揺れ動き、風の神もたじろぐありさま」だったという。持ち場によっては、巨木が密集しているところもあった。



【右】 開墾作業に欠かせないのが休憩・宿泊のための小屋作り。井戸を掘り、立木を切って柱や梁を組み、萱や葦で屋根を葺（ふ）き、まわりを囲う。小屋の中には炉を切る。この小屋に何日間か泊まり込んだり、城下から通ったりして、作業に取り組んだ。





【左】 図は「新整組」の持ち場風景。新整組は幕末の江戸で新徴組とともに市中警護に当たっていた江戸の砲術塾の人たちで、後に庄内藩の家臣となり、庄内戊辰戦争にも従軍。松ヶ岡開墾にも74名が参加している。新徴組は、清河八郎の献策によって幕府が徴募した浪士組の後身で、浪士組は、後に京都市中の警固に当たった新撰組（会津藩お預け）と、この新徴組とに分かれる。新徴組は江戸に戻り、庄内藩お預けとなって、江戸市中の巡回警備に当たった。後に庄内藩家臣となり、庄内戊辰戦争に従軍、活躍した。新徴組65名が開墾に従事している。







組小屋では食事のしたくの真っ最中。自分たちで作るもののほかに、城下の家に帰った者がさまざまな食べ物を持ち寄ったりするために、「毎日、菓子や肴の差し入れが絶えず、家にいるよりはるかにご馳走がある」と開墾に従事した黒崎研堂の日記に書いてある。







【左】 図にある「亀」という旗印は、酒田の亀ヶ崎のことで、藩政時代、平常時には農業を営んでいるが、戦になると兵士として庄内藩の藩兵として戦う人たちで、この人たちが開墾に従事していることを物語る。記録によれば160人が参加。酒田から通うには遠いので、交代でこの小屋に寝泊まりしながら開墾に従事していた。



【左】 開墾した後に桑を植える。その桑の肥料として城下から塵芥・堆肥を入れた肥桶を運んでくる。城下から松ヶ岡までは約7キロの道のりだが、図には、雪道をそりに肥桶をのせてひいているようすが描かれている。城下の人々も肥桶をすえて、塵芥を集める手配をするなど協力してくれたという。

【右】 開墾は、庄内一円からの応援・協力もあって実現した。農業に従事する人たち、商工業に従事する人たちからも草鞋（わらじ）・萱（かや）・桑苗の添木等の物品や財政的支援があり、なかでも、労力の支援は大きなものがあった。2区画余りをのべ17,000人が人足として協力してくれたことが詳細に記録として残っている。図は、京田地域の人たちが開墾しているところ。



【右】 本格的な開墾の準備として、原生林に道を開く仕事がある。葦などを刈り払い、磁石や標識、測量器械を使って方角を定め、幹線道をつくる。この開墾では、南北に3本の幹線道をつくり、これに東西の横線をつかった。図の右下に、標識を持った人物と測量器械をのせる台が見える。





【左】 開墾の手順として、雑木や茨を刈り払うことから始まる。手はずを決めて、刈り取るはしからすぐにたばねる。刈りあとが少し広くなればその根を掘る。根を掘り終わったあとに、鉄の熊手でならす。すべてならし終わったところで、松などの巨木を掘り倒す作業にかかる。

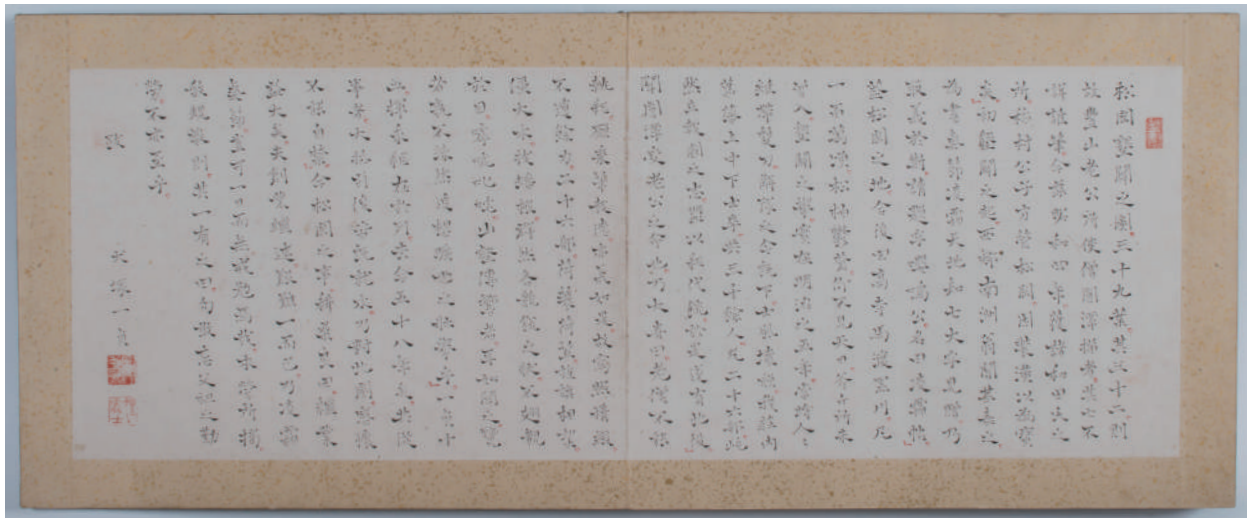


【左】 養蚕のための蚕室を建てる。蚕室は群馬県島村の蚕室をモデルにしたが、規模はそれよりも大きい。その蚕室の屋根に用いる瓦を、鶴ヶ岡城内から松ヶ岡まで運ぶ。6、7歩おきに1人ずつ、あるいは2歩おきに1人ずつ立ってのリレー方式で運ぶことを試みたこともあったが、背負い方式の方が便利だったようで、バンドリや背負い梯子、棒の中央に瓦をぶら下げてなど、それぞれの方法で運んだ。

【右】 図は、開墾の終わった土地に桑苗を植え、その苗木に肥料を施している作業を描いたもの。原生林を切り開いたあとは、見渡すかぎりの桑園となった。



9月22日、開墾地で天長節を祝う宴のようす。酒井家各邸から酒肴がくだされ、「一同たらふく食べ、開（とき）の声をあげて帰る。今日は天皇陛下の誕生日、天長節という由。田舎者には初耳である」と黒崎研堂の日誌にはある。本陣の左手、丘のふもとには老公（酒井忠発公）の命名・揮毫による「松ヶ岡」の木札が立つ。



凌霜帖あとがき／犬塚一貞書



## 参考資料3 関係法令等

### (1) 文化財保護法 (抄)

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)  
最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 7 号

#### 第 1 章 総則

##### (この法律の目的)

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

##### (文化財の定義)

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
  - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
  - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
  - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
  - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
  - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第一号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第七号及び第八号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

##### (政府及び地方公共団体の任務)

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつ

てこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

##### (国民、所有者等の心構)

- 第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

#### 第 3 章 有形文化財

(中略)

##### (管理方法の指示)

第 30 条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

##### (所有者の管理義務及び管理責任者)

- 第 31 条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第 12 章において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上 20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第 1 項の規定を準用する。

##### (所有者又は管理責任者の変更)

- 第 32 条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上 20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第 3 項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

**(管理団体による管理)**

第32条の2 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定には、第28条第2項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第12章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第30条及び第31条第1項の規定を準用する。

第32条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第28条第2項の規定を準用する。

第32条の4 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

**(滅失、き損等)**

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

**(管理又は修理の補助)**

第35条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するこ

とができる。

- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

**(管理に関する命令又は勧告)**

第36条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。

**(修理に関する命令又は勧告)**

第37条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第35条第3項の規定を準用する。

**(文化庁長官による国宝の修理等の施行)**

第38条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。
- 2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第39条 文化庁長官は、前条第1項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票

を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

- 3 前条第1項の規定による修理又は措置の施行には、第32条の2第5項の規定を準用する。

**第40条** 第38条第1項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

- 2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第38条第1項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第1項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。
- 3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

**第41条** 第38条第1項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
- 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から6箇月を経過したときは、この限りでない。
- 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

**(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)**

**第42条** 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第36条第2項、第37条第3項若しくは第40条第1項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第2次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第40条第1項の規定による負担金については、同条第2項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないと

きは、国税滞納処分 の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第1項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第2項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第2項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

- 6 前項第二号に掲げる第1項の補助金又は負担金の額については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

- 7 第1項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第33条第1項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第1項の規定により納付する金額は、同条第3項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

**(現状変更等の制限)**

**第43条** 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(中略)



(管理又は修理の受託又は技術的指導)

- 第 47 条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。
- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。
- 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。
- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(中略)

(保存のための調査)

(中略)

- 第 55 条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。
- 一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 4 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(中略)

第 7 章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示すると

もに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第 1 項又は第 2 項の規定による指定は、第 3 項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第 3 項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第 1 項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第 110 条 前条第 1 項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による仮指定には、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第 111 条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第 109 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による指定又は前条第 1 項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

- 第 112 条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第 109 条第 1 項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から 2 年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第 110 条第 1 項の規定による仮指定が適当でないことを認め

るときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。  
4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

#### (管理団体による管理及び復旧)

- 第113条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

- 第114条** 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

- 第115条** 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

- 第116条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧

料を徴収することができる。

- 第117条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

- 第118条** 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

#### (所有者による管理及び復旧)

- 第119条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

- 第120条** 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

#### (管理に関する命令又は勧告)

- 第121条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

#### (復旧に関する命令又は勧告)

- 第122条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準

用する。

**(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)**

**第 123 条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
  - 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

**(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)**

**第 124 条** 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第 118 条及び第 120 条で準用する第 35 条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は第 121 条第 2 項で準用する第 36 条第 2 項、第 122 条第 3 項で準用する第 37 条第 3 項若しくは前条第 2 項で準用する第 40 条第 1 項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第 42 条の規定を準用する。

**(現状変更等の制限及び原状回復の命令)**

**第 125 条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。
- 4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。
- 5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
- 7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

**(関係行政庁による通知)**

**第 126 条** 前条第 1 項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に

定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第 184 条第 1 項の規定により前条第 1 項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

**(復旧の届出等)**

**第 127 条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

**(環境保全)**

**第 128 条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第 1 項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第 125 条第 7 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

**(管理団体による買取りの補助)**

**第 129 条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第 35 条第 2 項及び第 3 項並びに第 42 条の規定を準用する。

**(保存のための調査)**

**第 130 条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第 131 条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を



及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
  - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(中略)

## 第12章 補則

(中略)

### 第2節 国に関する特例

#### (国に関する特例)

**第162条** 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

#### (重要文化財等についての国に関する特例)

**第163条** 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第3条第2項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

**第164条** 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第15条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

**第165条** 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第28条第1項又は第3項(第78条第2項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

- 2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第29条第2項(第79条第2項で準用する場合を含む。)又は第5項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各

省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

- 3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第109条第3項(第110条第3項及び第112条第4項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。
- 4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第134条第2項(第135条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第109条第3項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。第166条重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

**第167条** 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
- 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき(次条第1項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。)
- 六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第32条第1項(第80条及び第120条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第33条(第80条及び第120条で準用する場合を含む。)及び第136条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第34条(第80条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第43条の2第1項及び第127条第1項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第81条第1項及び第139条第1項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第115条第2項の規定を準用する。
- 3 文化庁長官は、第1項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。



**第 168 条** 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
  - 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
  - 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第 1 項第一号及び前項の場合には、第 43 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項並びに第 125 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第 1 項第一号又は第 2 項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

**第 169 条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
  - 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
  - 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
  - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第 5 項の規定を準用する。
- 3 第 1 項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

**第 170 条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

- 一 関係各省各庁の長が前条第 1 項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。
- 二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗

み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないときと認められるとき。

**第 171 条** 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

**第 172 条** 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定による指定には、第 32 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。
- 4 第 1 項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
- 5 地方公共団体その他の法人が第 1 項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条の 4 第 1 項、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 47 条の 2 第 3 項及び第 54 条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 33 条、第 35 条、第 115 条第 1 項及び第 2 項、第 116 条第 1 項及び第 3 項、第 121 条並びに第 130 条の規定を準用する。

**第 173 条** 前条第 1 項の規定による指定の解除については、第 32 条の 3 の規定を準用する。

**第 174 条** 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第 172 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第 172 条第 2 項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第 1 項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第 32 条の 4 第 1 項及び第 35 条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第 35 条、第 116 条第 1 項及び第 117 条の規定を準用する。

**第 175 条** 第 172 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要

有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

- 2 国有財産法第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

(中略)

### 第 3 節 地方公共団体及び教育委員会

#### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第 184 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第 35 条第 3 項 (第 36 条第 3 項 (第 83 条、第 121 条第 2 項 (第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)) 及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 37 条第 4 項 (第 83 条及び第 122 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 46 条の 2 第 2 項、第 74 条第 2 項、第 77 条第 2 項 (第 91 条で準用する場合を含む。)、第 83 条、第 87 条第 2 項、第 118 条、第 120 条、第 129 条第 2 項、第 172 条第 5 項及び第 174 条第 3 項で準用する場合を含む。) の規定による指揮監督
- 二 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令 (重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
- 三 第 51 条第 5 項 (第 51 条の 2 (第 85 条で準用する場合を含む。)、第 84 条第 2 項及び第 85 条で準用する場合を含む。) の規定による公開の停止命令
- 四 第 53 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第 54 条 (第 86 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 55 条、第 130 条 (第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)) 又は第 131 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第 92 条第 1 項 (第 93 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による届出の受理、第 92 条第 2 項の規定による指示及び命令、第 93 条第 2 項の規定による指示、第 94 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議、同条第 4 項の規定による勧告、第 96 条第 1 項の規定による届出の受理、同条第 2 項又は第 7 項の規定による命令、同条第 3 項の規定による意見の聴取、同条第 5 項又は第 7 項の規定による期間の延長、同条第 8 項の規定による指示、第 97 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議並びに同条第 4 項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第 55 条又は第 131 条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第 1 項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第 94 条第 1 項から第 4 項まで又は第 97 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを行う場合には、第 94 条第 5 項又は第 97 条第 5 項の規定は適用

しない。

- 4 都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした次の各号に掲げる事務 (当該事務が地方自治法第 2 条第 8 項に規定する自治事務である場合に限り。) により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 一 第 1 項第二号に掲げる第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可第 43 条第 5 項又は第 125 条第 5 項
  - 二 第 1 項第五号に掲げる第 55 条又は第 131 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行第 55 条第 3 項又は第 131 条第 2 項
  - 三 第 1 項第六号に掲げる第 96 条第 2 項の規定による命令同条第 9 項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第 2 条第 9 項第一号に規定する第 1 号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(中略)

#### (書類等の經由)

- 第 188 条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
  - 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(中略)

### 第 13 章 罰則

(中略)

第 196 条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2 年以下の懲役若しくは禁錮又は 20 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 197 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 43 条又は第 125 条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは

は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

**第198条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一 第39条第3項(第186条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第98条第3項(第186条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第123条第2項(第186条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

**第199条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第193条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

**第200条** 第39条第1項(第47条第3項(第83条で準用する場合を含む。)、第123条第2項、第186条第2項又は第187条第2項で準用する場合を含む。)、第49条(第85条で準用する場合を含む。))又は第185条第2項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30万円以下の過料に処する。

**第201条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第36条第1項(第83条及び第172条第5項で準用する場合を含む。))又は第37条第1項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第121条第1項(第172条第5項で準用する場合を含む。))又は第122条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第137条第2項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

**第202条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第45条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第46条(第83条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第46条第5項(第83条で準用する場合を含む。))に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第46条第1項(第83条で準用する場合を含む。))の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第48条第4項(第51条第3項(第85条で準用する場合を含む。))及び第85条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第51条第5項(第51条の2(第85条で準用する場合を含む。))、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第53条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第54条(第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第55条、第68条(第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。))、第130条(第172条第5項で準用する場合を含む。))、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

**第203条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

一 第28条第5項、第29条第4項(第79条第2項で準用する場合を含む。))、第56条第2項(第86条で準用する場合を含む。))又は第59条第6項若しくは第69条(これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第31条第3項(第60条第4項(第90条第3項で準用する場合を含む。))、第80条及び第119条第2項(第133条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。))、第32条(第60条第4項(第90条第3項で準用する場合を含む。))、第80条及び第120条(第133条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。))、第33条(第80条、第118条及び第120条(これらの規定を第133条で準用する場合を含む。))並びに第172条第5項で準用する場合を含む。))、第34条(第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。))、第43条の2第1項、第61条若しくは第62条(これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。))、第64条第1項(第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。))、第65条第1項(第90条第3項で準用する場合を含む。))、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項(第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。))、第127条第1項、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は



虚偽の届出をした者

三 第32条の2第5項(第34条の3第2項(第83条で準用する場合を含む。)、第60条第4項及び第63条第2項(これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。))並びに第80条で準用する場合を含む。又は第115条第4項(第133条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

(後略)

## (2) 文化財保護法施行令(抄)

(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正：平成20年3月31日政令第127号

(前略)

### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第35条第3項(法第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。))の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第36条第3項(法第83条、第121条第2項(法第172条第5項において準用する場合を含む。))及び第172条第5項において準用する場合を含む。、第46条の2第2項及び第129条第2項において準用する法第35条第3項の規定による指揮監督

二 法第43条第4項(法第125条第3項において準用する場合を含む。))の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。))

三 法第51条第五項(法第51条の2(法第85条において準用する場合を含む。))及び第85条において準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第84条第2項において準用する法第51条第5項の規定による公開の停止命令

四 法第53条第4項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。))

五 法第92条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による指示及び命令、法第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、法第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理、法第93条第2項の規定による指示、法第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長及び同条第8項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第93条第1項において準用する法第92条第



- 1 項の規定による届出の受理及び法第 96 条第 1 項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第 43 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第 53 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第 54 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 55 条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第 43 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 3 月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 6 第 4 項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 7 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（中略）

#### （事務の区分）

第 7 条 第 5 条第 1 項（第五号に係る部分を除く。）、第 3 項（第二号に係る部分を除く。）及び第 4 項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（後略）

### (3) 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (抄)

(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号)  
最終改正：平成 7 年 3 月 6 日 文部科学省告示第 24 号

(前略)

#### 名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

#### 特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

(後略)

### (4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)  
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号

#### (許可の申請)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 125 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第 184 条第 1 項第 2 号及び文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。)第 5 条第 4 項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
  - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
  - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
  - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
  - 十三 現状変更等に係る地域の地番
  - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 二 出土品の処置に関する希望

#### (許可申請書の添附書類等)

第 2 条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
  - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

**(終了の報告)**

- 第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第二号及び令第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

**(維持の措置の範囲)**

- 第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
  - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

**(国の機関による現状変更等)**

- 第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。
- 2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

**(管理計画)**

- 第6条 令第5条第4項第一号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 管理計画を定めた教育委員会
  - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

## (5) 文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について (抄)

庁保記第 226 号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)による改正後の文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令(平成 12 年政令第 42 号)による改正後の文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。)の施行に伴い、平成 12 年 4 月 1 日から、令第 5 条第 4 項第一号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が行うこととなりました。

については、「文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」が別紙のとおり定められましたので、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。また、域内の市の教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

(別紙)

### 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成 12 年 4 月 28 日

文部大臣裁定

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。)第 5 条第 4 項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

#### I 共通事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
  - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
  - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
  - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
  - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 80 条(※現法 125 条)第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 80 条(※現法 125 条)第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

#### II 個別事項

##### 一 令第 5 条第 4 項第一号イ関係

- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
  - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 3 ヶ月を超える場合
  - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 80 条(※現法 125 条)第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 80 条(※現法 125 条)第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

##### 二 令第 5 条第 4 項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の



事務の範囲に含まれない。

- (二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 80 条（※現法 125 条）第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 80 条（※現法 125 条）第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第 5 条第 4 項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
  - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
  - ③ 小規模な観測・測定機器
  - ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 80 条（※現法 125 条）第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 80 条（※現法 125 条）第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第 5 条第 4 項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 72 条（※現法 115 条）第 1 項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第 5 条第 4 項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第 5 条第 4 項第一号ヘ関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危

険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

- (三) 木竹の伐採が、法第 80 条（※現法 125 条）第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

（後略）

## (6) 行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について (抄)

庁保伝第 141 号  
平成 6 年 11 月 25 日各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通達  
行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について

(前略)

別紙二

### 重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る審査基準について

重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可、輸出の許可、文化庁長官の行う公開への出品の承認、国庫の費用負担による公開の承認及び所有者等以外による公開の許可並びに史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る審査基準は以下のとおりとする。

(中略)

- 7 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可(文化財保護法第 80 条(※現法 125 条))に係る審査基準について
- (一) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められている場合  
当該保存管理計画に定められた基準に適合していると認められるか否か。
- (二) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められていない場合
- ア 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められるか否か。
- イ 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。
- ウ 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

別紙三

### 重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る標準処理期間について

重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可、輸出の許可、文化庁長官の行う公開への出品の承認、国庫の費用負担による公開の承認及び所有者等以外による公開の許可並びに史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る標準処理期間(申請が文化庁に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間)は以下のとおりとする。

(中略)

- 7 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可(文化財保護法第 80 条(※現法 125 条))に係る標準処理期間について
- (一) 現状変更等が軽易なもの又は定型的なものである場合：  
1 か月～2 か月
- (二) (一) 以外の場合：2 か月～3 か月
- ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合又は申請者そ

の他の関係者との調整を要する場合は、この限りではない。

また、現状変更等が指定物件の指定要素に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、この限りではない。

別紙四

### 重要文化財及び史跡名勝天然記念物等に係る不利益処分に関する処分基準について

重要文化財等の管理団体の指定の解除、重要文化財等の管理に関する命令、重要文化財等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可取消・行為停止命令及び重要文化財等の公開停止・中止命令に係る処分基準は以下のとおりとする。

(中略)

- 14 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わなかった者に対する現状変更等の停止命令又は許可の取消し(文化財保護法第 80 条(※現法 125 条)第 3 項)に係る行政手続法第 12 条第 1 項の規定による処分基準について
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、以下のいずれかに該当する場合
- (一) 現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。
- (二) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。
- (三) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。
- (四) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。
- 15 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けなかった者又は許可の条件に従わなかった者に対する原状回復命令(文化財保護法第 80 条(※現法 125 条)第 7 項)に係る行政手続法第 12 条第 1 項の規定による処分基準について
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けず、又は許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、以下のいずれかに該当する場合
- (一) 現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。
- (二) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。
- (三) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。
- (四) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

## (7) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則 (抄)

(昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号)  
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文科科学省令第 11 号

(前略)

### (史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第 6 条 法第 118 条、第 120 条及び第 172 条第 5 項で準用する法第 33 条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
  - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
  - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
  - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
  - 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
  - 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

### (土地の所在等の異動の届出)

第 7 条 法第 115 条第 2 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第 1 項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち 30 日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

### (国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第 8 条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第 167 条第 1 項第一号及び第二号の場合に係るときは第 3 条の規定を、法第 167 条第 1 項第三号の場合に係るときは第 6 条の規定を、法第 167 条第 1 項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

(後略)

## (8) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則 (抄)

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号)  
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文科科学省令第 11 号

### (復旧の届出)

第 1 条 文化財保護法（昭和 28 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 127 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

### (届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第 2 条 前条第 1 項の届出の書面又は同条第 2 項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

### (終了の報告)

第 3 条 法第 127 条第 1 項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

### (復旧の届出を要しない場合)

第 4 条 法第 127 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第 118 条又は第 120 条で準用する法第 35 条第 1 項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第 122 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第 125 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

### (国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)



第5条 法第167条第1項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第169条第1項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

(後略)

掲載写真索引

掲載箇所	掲載番号	キャプション	撮影年月	掲載頁
口絵		指定地俯瞰（南東より）	2017.9	2
		場内通路と桜並木（西より）	2018.4	2
		本陣（南東より）	2018.5	3
		1番蚕室（南より）	2018.5	3
		2番蚕室（北東より）	2018.5	4
		3番蚕室（南東より）	2018.5	4
		4番蚕室（北東より）	2018.5	5
		5番蚕室（南より）	2018.5	5
		貯桑土蔵（北西より）	2018.5	6
		新徴屋敷（北西より）	2018.5	6
		経塚丘（北東より）	2018.5	7
	蚕業稻荷神社（東より）	2018.5	7	
第1章	写真 1-1	指定地俯瞰（南東より）	2017.9	13
	写真 1-2	本陣（南より）	2018.5	13
	写真 1-3	蚕業稻荷神社（東より）	2018.5	13
	写真 1-4	1番蚕室（南東より）	2017.4	13
	写真 1-5	本陣の保存修理（平成10年〔1998〕～平成12年〔2000〕）		14
	写真 1-6	蚕室（5番蚕室）の保存修理（平成13年〔2001〕～平成14年〔2002〕）		14
	写真 1-7	第1回策定委員会	2015.4	18
	写真 1-8	第2回策定委員会	2016.6	18
	写真 1-9	基礎調査（測量）	2017.10	18
	写真 1-10	第3回策定委員会	2017.12	18
	写真 1-11	第4回策定委員会	2018.3	18
	写真 1-12	第5回策定委員会	2018.8	19
	写真 1-13	第6回策定委員会	2019.2	19
	写真 1-14	第7回策定委員会	2019.3	19
	写真 1-15	地元説明会	2018.12	19
	写真 1-16	事業所連絡会	2018.12	19
第2章	写真 2-1	本陣堤周辺の植生（南西より）	2018.5	29
	写真 2-2	本陣堤周辺の植生（南より）	2018.5	29
	写真 2-3	経塚丘周辺の植生（南東より）	2017.4	29
	写真 2-4	経塚丘周辺の植生（南西より）	2018.5	29
	写真 2-5	蚕室周辺の植生	2018.5	29
	写真 2-6	蚕室周辺の植生	2017.4	30
	写真 2-7	試験開墾地跡（赤川／斎藤川原）		34
	写真 2-8	開墾のための測量風景		34
	写真 2-9	松ヶ岡開墾場の開墾風景		34
	写真 2-10	「松ヶ岡」木札		34
	写真 2-11	松岡養蚕場（桑葉摘み）		34
	写真 2-12	本陣		38
	写真 2-13	本陣内部		38
	写真 2-14	蚕室群		38
	写真 2-15	蚕室		38
	写真 2-16	松岡養蚕場（原蚕飼育）		47
	写真 2-17	松岡養蚕場（種繭撰り）		47
	写真 2-18	本陣 外観（南西より）	2018.5	49
	写真 2-19	本陣 外観（鶴岡市郷土資料館所蔵）		50
	写真 2-20	松岡養蚕場絵葉書（鶴岡市郷土資料館所蔵）		50
	写真 2-21	本陣 外観（平成10年保存修理前・南東より）		50
	写真 2-22	本陣 外観（平成10年保存修理前・南西より）		50
	写真 2-23	本陣 外観（平成12年保存修理後・南東より）		50
	写真 2-24	本陣 外観（平成12年保存修理後・南西より）		50
	写真 2-25	1番蚕室 外観（南東より）	2017.4	52
	写真 2-26	1番蚕室 外観（松ヶ岡開墾場所蔵）		53

掲載箇所	掲載番号	キャプション	撮影年月	掲載頁
第2章	写真 2-27	1 番蚕室 外観 (南より)	2018.4	53
	写真 2-28	1 番蚕室 一階展示状況	2018.5	53
	写真 2-29	1 番蚕室 二階展示状況 (土人形コレクション)	2018.2	53
	写真 2-30	2 番蚕室 二階内部 (松ヶ岡開墾場所蔵)		55
	写真 2-31	2 番蚕室 外観 (北西より)	2018.5	55
	写真 2-32	2 番蚕室 ①産直・食堂 ひょうたん	2019.2	56
	写真 2-33	2 番蚕室 ②厨房	2018.11	56
	写真 2-34	2 番蚕室 ③一階展示室	2019.2	56
	写真 2-35	2 番蚕室 ④事務室	2018.11	56
	写真 2-36	2 番蚕室 ⑤ kibiso・侍絹・shop	2019.2	56
	写真 2-37	2 番蚕室 ⑥ kibiso・侍絹・shop 荷物部屋	2019.2	56
	写真 2-38	2 番蚕室 ⑦二階展示室	2018.5	56
	写真 2-39	2 番蚕室 ⑧二階蚕種製造技師宿舍	2019.2	56
	写真 2-40	3 番蚕室 外観 (南東より)	2018.5	58
	写真 2-41	3 番蚕室 外観 (松ヶ岡開墾場所蔵)		59
	写真 2-42	3 番蚕室 外観 (南西より)	2018.5	59
	写真 2-43	3 番蚕室 ①お蚕様の蔵	2018.5	59
	写真 2-44	3 番蚕室 ③松ヶ岡産業(株)作業打合せ室	2018.5	59
	写真 2-45	3 番蚕室 ②一階廊下	2019.1	59
	写真 2-46	3 番蚕室 ②一階廊下リフト	2018.5	59
	写真 2-47	3 番蚕室 ④二階遠赤干し柿製造棚	2019.1	59
	写真 2-48	3 番蚕室 ④二階遠赤干し柿製造棚	2018.5	59
	写真 2-49	4 番蚕室 外観 (北西より)		61
	写真 2-50	4 番蚕室 外観 (松ヶ岡開墾場所蔵)		62
	写真 2-51	4 番蚕室 外観 (北東より)	2017.4	62
	写真 2-52	4 番蚕室 ①物置	2019.3	62
	写真 2-53	4 番蚕室 ②展示室	2018.5	62
	写真 2-54	4 番蚕室 ②展示室	2018.5	62
	写真 2-55	4 番蚕室 ③展示室	2018.5	62
	写真 2-56	4 番蚕室 ④農具資料保管状況	2018.6	62
	写真 2-57	4 番蚕室 ④農具資料保管状況	2018.6	62
	写真 2-58	5 番蚕室 外観 (松ヶ岡開墾場所蔵)		64
	写真 2-59	5 番蚕室 外観 (南西より)	2017.4	64
写真 2-59	5 番蚕室 外観 (平成 13 年保存修理前・南西より)		65	
写真 2-59	5 番蚕室 外観 (平成 13 年保存修理前・東より)		65	
写真 2-59	5 番蚕室 一階 (平成 13 年保存修理前・南西より)		65	
写真 2-59	5 番蚕室 一階 (平成 13 年保存修理前・南東より)		65	
写真 2-59	5 番蚕室 二階 (平成 13 年保存修理前・南西より)		65	
写真 2-59	5 番蚕室 二階 (平成 13 年保存修理前・南東より)		65	
写真 2-59	5 番蚕室 ①一階展示室	2018.5	65	
写真 2-59	5 番蚕室 ②二階展示室	2018.5	65	
第3章	①	本陣 (本陣堤・庭)	2018.5	90
	②	蚕業稻荷神社	2018.5	90
	③	土地 (開墾地)	2017.9	90
	④	経塚丘	2018.5	90
	⑤	蚕室	2018.5	90
	⑥	貯桑土蔵 (桑入土蔵)	2018.5	90
	⑦	場内通路・側溝	2018.5	91
	⑧	地下遺構		91
	⑨	史料群 (開墾に使った道具、文書、絵図、古写真等)	2018.8	91
	⑩	共有制	2018.8	91
	⑪	総出作業	2016.4	91
	⑫	寄宿舍	2018.5	91
	⑬	門	2018.5	92



掲載箇所	掲載番号	キャプション	撮影年月	掲載頁
	14	植生（切株含む）	2018.8	92
	15	松	2018.8	92
	16	桜（ソメイヨシノ）	2018.4	92
	17	御手植えの桑	2018.8	92
	18	[石碑]（門標）	2018.8	92
	19	石碑（明治天皇行幸碑）	2018.5	93
	20	石碑（黒崎研堂詩碑）	2018.8	93
	21	石碑（開墾百年碑）	2018.5	93
	22	石碑（貞明皇后行啓碑）	2018.8	93
	23	開墾記念日	2017.4	93
	24	松ヶ岡開墾場綱領	2018.8	93
	25	教学事業（冬夜読書会等）		94
	26	[東北振興研修所]	2017.4	94
	27	行事食	2017.4	94
	28	倉庫	2019.1	94
	29	貯蔵庫（防空壕）	2018.5	94
	30	[新徴屋敷]	2018.5	95
	31	冷蔵庫、人工孵化場、蚕種保護室（一部）	2018.8	95
	32	[茶]	2018.8	95
	33	桑	2018.8	95
	34	[畑]（柿、西洋梨、桃）	2017.4	95
	35	ため池（本陣堤含む）	2018.5	95
	36	[翁小屋の桜]	2018.5	96
	37	[水芭蕉]	2010.4	96
	38	[石碑]（耕心碑）	2018.8	96
	39	石碑（盡忠報國之碑）	2018.5	96
	40	[石碑]（昭和天皇行幸記念碑）	2018.5	96
	41	[石碑]（今上天皇皇后両陛下下行幸啓記念碑）	2018.5	96
	42	陶芸	2018.5	97
	43	直売所	2018.8	97
	44	クラフト	2018.8	97
	45	松ヶ岡産業(株)	2018.8	97
	46	kibiso・侍絹・shop（鶴岡織物工業協同組合鶴岡シルク(株)）	2019.1	97
	47	干し柿	2016.11	97
	48	[農村公園]	2017.4	98
	49	[庄内の米作り用具収蔵庫]、集会場、自転車小屋、車庫（旧直売所）	2018.5	98
	50	[駐車場]、[トイレ]、サイン、外灯	2018.8	98
	51	ダリア		98
	52	映画村資料館（庄内映画村(株)）	2018.5	98
第4章	写真 4-1	保存修理以前の蚕室（5番蚕室一階）		99
	写真 4-2	明治時代の松ヶ岡開墾場（個人所蔵）		99
	写真 4-3	積雪の様子	2018.1	100
	写真 4-4	自動火災報知設備	2018.8	100
	写真 4-5	棟上導体方式避雷設備（蚕室）		100
	写真 4-6	パンザマスト（本陣）	2018.8	100
	写真 4-7	地下遺構	2018.5	101
	写真 4-8	史料（「松ヶ岡開墾絵巻」）		101
	写真 4-9	路線バス停留所	2018.8	102
	写真 4-10	指定地を貫通する市道	2017.4	104
	写真 4-11	場内通路	2018.5	104
	写真 4-12	駐車場	2018.8	104
	写真 4-13	サイン	2017.4	105
	写真 4-14	ベンチ	2018.8	105
	写真 4-15	トイレ	2018.5	105

## 国指定史跡 松ヶ岡開墾場 保存活用計画

平成 31 年（2019）3 月 29 日

編集・発行

鶴岡市

〒 997-8601 山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号

TEL 0235-25-2111 FAX 0235-25-2990

編集協力

株式会社グリーンシグマ

〒 950-2042 新潟県新潟市西区坂井 700 番地 1

TEL 025-211-0010 FAX 025-269-1134

印刷・製本

〇〇〇〇〇

〒〇〇〇〇〇

TEL 〇〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇〇